

(小松報告委員) 獨乙ニモ佛蘭西ニモアリマセヌ所謂先朔ノ餘羊デス

(箕作委員) ソレヂヤア刪除説ニ賛成シマシヨウ

(委員 長) 削除シマス、是レデ食事ニシマシヨウ

午后零時廿五分喫飯ノ爲メ休憩

午后第一時開議

(委員 長) ヤリマシヨウ

第二百十條朗讀ス

第二百十條 裁判長ハ公衆ヲ退カシメタルニ拘ハラヌ入廷ノ特許ヲ與フルコトヲ至當ト思量スル者

ヲ常ニ入廷セシムルノ權ヲ有ス

(委員 長) 別ニ御論ガナケレバ先キヘ行キマシヨウ

第二百十一條朗讀ス

第二百十一條 第一百八條ノ條項ハ裁判所ニ於テ或ル理由ノ爲ニ公衆ノ入廷ヲ或ル數ニ限り又ハ婦

女兒童及相當ナル衣服ヲ着セサル者ヲ法廷ヨリ退カシムルコトヲ妨ケス其理由ハ之ヲ訴訟ノ記録

ニ記入ス

(委員 長) 此條モ別ニ御異論ガナケレハ先キヘ

第二百十二條朗讀ス

第二百十二條 開廷中秩序ノ維持ハ裁判長ニ屬ス

(委員 長) 先キヘヤリマシヨウ

第二百十三條朗讀ス

第二百十三條 裁判長ハ訴訟審案ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルノ權ヲ

有ス又裁判長ハ其者ノ行狀之ヲ拘引シ閉廷ノ時マテ拘留スルノ必要アリト認ムル時ハ之ヲ命令ス

ルノ權ヲ有ス閉廷ノ時裁判所ハ之ヲ釋放スルコトヲ命スルカ又ハ五回以下ノ罰金若クハ五日以下

ノ禁錮ニ處ス

此處罰ニ對シテハ上告ノ外控訴アルコト無シ且右所爲カ輕罪若クハ重罪ト爲ル時ハ之ニ對シテ刑

事訴追ヲ爲スコトヲ妨ケス

(村田委員) 「五日以下ノ禁錮」ト云フノハ無論輕禁錮デ御座イマシヨウ

(出浦報告委員) 然ウデス

(村田委員) 唯「禁錮」ト云フト重禁錮モアリソウダ

(出浦報告委員) 五日以下ニ重禁錮ハアリマセヌ之ハ刑法ニモ何ニモ當ラヌ秩序刑デアリマス

(村田委員) 「拘留」ノ方ガ宜シイ、ソレカラ出浦サンニ鳥渡申シマスガ「之ヲ拘引シ閉廷ノ時マテ

拘留スル」ノ拘ノ字ハ今度治罪法デ八釜シク云テアリマスガ、拘留ハ本刑デナイカラ才偏ノ付カナイ

ノデアリマス、本刑ノ拘留ハ才偏ノアルノデアリマス

(委員 長) 之ハ「カークトド」ガ此刑法ハ變ル積リデ書キマシタロウ、刑法ガ他日改正ニナルトスレハ「勾留」ガ宜カロウ

(細川委員) 之デ宜イ様デス

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

第二百二十四條朗讀ス

第二百二十四條 前條ノ條項ハ左ノ變更ヲ以テ訴訟人訴訟關係人證人及鑑定人ニモ亦之ヲ適用ス

(イ) 裁判所ハ此等ノ者ヲ閉廷ヲ待タスシテ即時ニ罰スルコトヲ得

(ロ) 犯人原告人ナル時ハ裁判所ハ處罰ノ上尙ホ本人宥恕ヲ請フカ又ハ恭順ヲ表シテ不敬ノ罪ヲ

雪ムルマテ其審案ヲ中止スルコトヲ得

(南部委員) 之ハ反訴ヲシタ場合ニハ原告人ハ這入りマスマイ

(鶴田委員) 被告人デハ中止ハサレヌ

(村田委員) 現行刑法ニ抵觸シヤシマイカ、鑑定人ナドノ罰ハ刑法ニ在リマス

(出浦報告委員) 二重ニヤラレマスカラ間違ヒハアリマセヌ

(鶴田委員) 其處爲ガ輕罪又ハ重罪トナルトキハ自分ノ方ノ罰ヲ止メテ刑法ノ罰ヲヤレト云フ様ニ

ナル

(南部委員) 然ウハナリマセヌ、元トヨリ裁判所ガ處シマス、處シタ以上ニ訴追シテ宜イ箇條ガア

レバ訴追シマス

(鶴田委員) モウ一ツ寬ニ行ケハ輕罪重罪ニシヨウト思テモ寬ニシタケレバナレル様ニナル

(村田委員) 一罪デニ罪ヤルノハ原則ニ背キマス

(南部委員) 之ヲ妨ケテ打イタトキハ妨ケタノヲ此法デヤツテ、打イタ方ハ刑法デヤル様ニナリマ

シヨウ

(清岡委員) 「妨ケス」ト云フ處ヲ以テ見レバ二ツヤルカ知レナイ

(委員 長) 矢張り二ツデアリマシヨウ

(出浦報告委員) 元來原案ニハ三十圓以下ノ罰金又ハ三日以下ノ勾留ト云フノデアリマシタガ、三十

圓以下ノ罰金ハ非常ニ多イ、重複ニ罰スルニハ多ウ過キルト云フノデ斯様ニナリマシタ

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

(村田委員) 「雪ムル」ト云フ字ハ外ニ變ヘ様ハアリマセヌカ

(出浦報告委員) 極ク之カ原語ニ合ツテ居リマス「雪罪」ト云フコトガ意味ヲ爲サナケレハ、變ヘラ

レバ變ヘマシヨウ

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

第二百二十六條朗讀ス

第二百二十六條 裁判所ノ開廷中秩序ヲ維持スル爲メ第二百二十三條第二百二十四條及第二百二十五條ヲ以

テ與ヘタル權ハ豫審ヲ爲シ又ハ囑託ニ因リ執務スル判事又ハ法ニ從ヒ右職務ヲ行フ試補モ亦之ヲ行フコトヲ得

此場合ニ於テハ二十四時以内ニ其判事又ハ試補ニ異議ヲ申出ルコトヲ得

豫審判事又ハ其囑託ヲ受タル試補カ命令ヲ爲シタル時ハ其判事ノ屬スル裁判所ノ刑事部若クハ刑事支部ニ於テ右ノ異議ヲ裁判ス囑託ニ因リ執務スル判事又ハ其囑託ヲ受タル試補カ命令ヲ爲シタル時ハ其判事ニ囑託シタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

(出浦報告委員) 之ハ翻譯局デ修正シナケレハナラヌモノデアリマス

(小松報告委員) 「囑託」ガ「命」ト變ツタ丈ケデ御座イマス

(細川委員) 「此場合ニ於テ」ハ些ト分リ兼ネマスネ

(細川委員) 豫審判事、受命判事、試補等ガ處罰ヲ致シマシタトキハ異議ヲ申立ルコトガ出來ルト云フコトデ御座イマス、一人ダカラ異議ヲ許シマスガ、合議ナレバ許シマセヌ

(鶴田委員) 異議ナシダ

(清岡委員) 末項ノ「豫審判事又ハ命ヲ受ケタル試補」ト云フノハ判事ハ這入りマセヌカ

(小松報告委員) 豫審判事ナラ命ヲ受ケタ判事ハアリマセヌ

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

第二百二十七條朗讀ス

第二百二十七條 第二百二十三條第二百二十四條第二百五條及第二百二十六條ヲ以テ與ヘタル權ヲ行タル時ハ訴訟ノ記録ニ之ヲ記入シ及之ヲ要セシ理由ヲ記ス

其所爲カ重罪若クハ輕罪ト爲ルカ又ハ懲戒上罰スヘキモノナル時ハ詳細ニ之ヲ記入ス裁判長ハ其事件ヲ更ニ裁判スル權アル官衙ニ報告ヲ爲ス

(細川委員) 之ハ宜シイ

(鶴田委員) 之ハ何ノ懲戒デスカ

(出浦報告委員) 代言人懲戒ヲ申シマス

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

第二百二十八條朗讀ス

第二百二十八條 判事檢察及裁判所書記ハ公開シタル法廷ニ於テハ内閣ノ定タル職服ヲ着ス

右開廷ニ於テ審案ニ參與シ又ハ開廷ノ時其職ニ屬スル特權ヲ享ント欲スル護辯士モ亦内閣ノ定タル職服ヲ着スルコトヲ要ス

(小松報告委員) 修正ニ删除シテアリマス、審問ニ關スル辯護士ハ着服ヲ着ナケレハナラヌゾト云フコトヲ示シマシダ

(村田委員) 衣物ヲ着ル着ナイハ構成法デ定メヌデモ宜シイ、内閣デ御定メニナレバ宜シイ

(小松報告委員) 其服ヲ着サナケレバ裁判ニナラヌノダカラ構成法ニ相違アリマセヌ

(委員 長) 之ハ法理論トシテ、時モアルカラヤツテモ宜シイカ虚心平意デ考ヘレバ衣服ヲ是非着ナケレバナラヌト云フト、判、檢事モ書記モ人民ヨリ綺麗ナ衣物ヲ着ナケレバナラヌ、處ガ代言人ガ綺麗ナ衣服ヲ着テ、黒塗ノ車ニ乗テ居ルガ書記ナレバ日本衣物ヲ漸ク着テ居ル者デアルカラ黒イ服ヲ着セル様ニスル、黒イ物デハ何時デモ葬式ニ行ツタ様ニナルカラ一ツ唯羽織ツテ居ル様ナ物ヲ着ル様ニシタラ經濟上宜カロウト思フ

(清岡委員) 「フロツクコート」ナレバ宜シイガ、人民ヨリ少シ綺麗ナモノヲ唯引掛ケサセルノハへんてこんな物が出来マシテ、出来ヌ人ノ爲メニハ其方ガ便利カ知レマセヌガ、七、八十圓モ百圓モ取テ居ル者ガ、出来ヌ人ノ爲メニ拵ヘテ着ルノハ困ル

(西 委員) 訟廷ニ色々ナ衣服ヲ着テ出ルノハ困ル

(清岡委員) 「フロツクコート」デ紺トカ、黒トカニ定メレバ宜シイ

(委員 長) 今デハ皆洋服ヲ着ルト云フノハ幾ンド六ヶ數イト思フ、下タカ日本衣物デモ、只上へ引掛ケテ居レト云フコトニシタ方ガ宜シイ

(清岡委員) 書記ガイケナケレバ裁判官丈ケニシテ、餘リ悪イ物ヤ、坊主ノ衣ヤ、御醫者サンノ十徳ノ様ナモノヲ着ナイ様ニシタイ

(委員 長) 裁判所ニ衣物ヲ造テ置テ、遺シタカ破レタカノトキハソレヲ着ル、又自分デ持テ居ラス者ハソレヲ着ルガ宜シイ、ドンナ國デモ服ハ極メデアリマスカラ

(清岡委員) 服ハ極メルガ宜シイガ、耶蘇坊主ノ着ル様ナノハ宜クナイ

(村田委員) ヤル位ナレバ洋服デナケレバイケナイ

(委員 長) 黒イ衣物ニシテ襷ヲ掛ケタラ宜カロウ、ソレヘ持テイッテ八咫鏡ヲ見タ様ナモノヲ掛ケタラ宜カロウト云フト、埃及ガ其通リヲシテ居ルカラ埃及ノ眞似ヲスル様ダカラ止メ様ト云テ止メタデス、黒イ衣物モ唯金カ掛ルカラ連モヤレナイ

(鶴田委員) 何カ冠ヲ被ツテハ何ウダロウ

(村田委員) 併シ然ウ云フ姿テ冠ヲ被ツテハ尙ホ變ダ

(委員 長) 唯法廷ノ取締ヲスルニ村田サンノ様ナ衣物モアリ、鶴田サンノ様ナ衣物モ、「フロツクコート」モアリマシヨウ、ソレヲ極メルニ長持チノスル、金ノ掛ラヌ、誰レデモ出来ル様ナ物ヲ拵ヘレバ宜シイ、之ナレバ誰レデモ出来ル、ソレデ法廷ノ秩序ガ立ツト云フ物が出来レバ宜シイ、何カ考ヘテ下サイ

(西 委員) 以前ハ袴モ洋服モアツタガ此頃ハ色ガ違ウ丈ケデ皆洋服ダ

(清岡委員) ソンナコトヲシテ無理ニ拵ヘタ處カ續クモノデナイ、我々ノ服デモ御維新以來何遍變ツテ居ルカ知レナイ、ソンナ物ヲ拵ヘテ時々變ヘラレテハ堪ルモノデハナイ、今度英吉利トカ、今度ハ支那人トカニスルト尙ホオカシイ

(西 委員) 極リヲ付ケレバ宜シイ

(清岡委員) 私共ハ「フロックコート」ガ一番宜シイ

(三好委員) 「フロックコート」ヲ着ナケレバナラヌト云フト役所カラ歸リ掛ケニ花觀ニ行クニモ、黒ノ服ヲ着テ行カナケレバナラヌ

(尾崎委員) 家へ着換ヘニ行ツテモ勝手次第ダ

(南部委員) 服制迄掲ケルノハ大嫌ヒダ

(三好委員) 之ハ構成法ダカラ自分ノ嫌ヒトカ、好トカ云フコトヲ云ハレテハ困ル

(委員 長) 之ヲ置テ或ハ大層人ガ迷惑スルトカ云フコトデナケレバ取ラナケレバナラヌガ、然ウデナケレバ之ヲ以テ一ノ信用ヲ得ルコトニシテ、又外國裁判力出來ル様ニナツテモ不都合カナイト云フ見込テ入レタノデアリマスカラ

(清岡委員) 條約改正ニナツテ獨乙ノ人モ英吉利ノ人モ佛蘭西ノ人モ一定ノ服ヲ着ルト云テモ着マセヌ

(西委員) 日本ノ服ヲ着セマス

(清岡委員) 決シテ宜イモノデナイ、西洋デハ然ウ云フ仕來リニナツテ居ルカラヤルノダ

(村田委員) 世界ノ裁判官ガ然ウナツテ來レバ日本モヤラナケレバナラヌ

(清岡委員) 然ウ云フ風ニナルノデハナイ元トカラ然ウナツテ居ルノダカラ

(三好委員) 普魯西デハ今度一定ニナツタノデアリマス

(出浦報告委員) 和尚カ説教ヲスルニ襦袢^{ドブラ}ナドヲ着テハオカシイ、矢張り衣デナケレバナリマセヌ、ソレト同シデアリマス

(村田委員) 大禮服モ初メハ變ニ思ツタガ今デハ何トモナイ

(委員 長) 大禮服ヲ着テヤレバ此上ナイガ、大禮服ヲ着ルコトハ出來ナイカラ止ヲ得ス經濟上ノ點カラ成ルベク便ニシヨウト云フノデアリマス、小禮服モ髻切り衣物デハ連モイケヌト思フ

(清岡委員) 其處便宜ヲ顧ミルノハ少給ノ者ノ最モ冀望スル處デ有難イガ、ソシテ心配スルニハ及バヌト思フ、凡ソ役人ニナツテ役所ニ出ルニ私ハ袴ガナイト云フコトハナイ、私ハ羽織ガナイト云フコトモ出來マイ、然ウスレバ一枚看板位ハ出來様、田舎ノ少シ氣ノ利イタ書記ハ疾カラ大抵洋服ヲ着テ居リマス

(委員 長) 一枚外アリマセヌ、一遍雨ニ逢ヘハ役所へ出ルコトハ出來ナイ

(清岡委員) 開港場ニハ服料ヲヤルト云フコトデアリマス、處カ其貳拾圓ハ唯棄テタ様ナモノデ決シテ行ハレナイ、今度ハ行ハレナイ様ナコトハアリマスマイガ、ヤツタカラト云フ新タニ拵ヘルモノハ無イ

(委員 長) 貴君^{アノタ}ノ論ハ若シ大禮服ヲ着ルガ宜シイト云フ論ナレバ誠ニ大賛成デアルガ、果シテ行ハル、カ行ハレナイカ知レナイカラ之ニ代ヘル、人民ト比ベテ見テモかつ、イケル物ガ出來レバ宜シイ、ソレガ出來ズニ抛擲^{ホウリツ}テ置クノハ不都合デス

(村田委員) 衣物ヲ着ルガ宜イトカ悪イトカ云フコトノ論スル所デナイト思フ、衣物ヲ着セルコトハ司法大臣ノ胸中ニ在ルコトト思フ

(委員 長) 之ハ置テ害ガナイ以上ハ置クコトニスルヨリ外ニ仕方ガナイ

(村田委員) 「一定ノ職服」トスルカ宜シイ、「内閣ノ定メタル」ハ目ニ障ハル様ニ見ヘル

(南部委員) 「一定」ガ宜シイ

(村田委員) 「着スルコトヲ要ス」ハ「着ス」ガ宜シイ

(南部委員) 一定ニスル理由ガナイ

(委員 長) 之ハ翻譯ノ出來易ヒ様ニヤツタラ宜シウ御座イマシヨウ

(出浦報告委員) ソレデハ此儘ノ方ガ宜シウ御座イマス

(委員 長) 修正シテ先キへ行キマシヨウ

第二百二十九條朗讀ス

第二章 裁判所ノ用語

第二百二十九條 裁判所ニ於テハ日本語ヲ用ユ

訴訟人訴訟關係人證人又ハ鑑定人ノ中日本語ニ通セサル者アル時ハ訴訟法又ハ特別法ニ通事ヲ用ユルコトヲ要スル場合ニ於テ之ヲ用ユ

(清岡委員) 之ハ甚タ残念ニ思フデス日本語ヲ用フルト殊更ニ書クノハ

(委員 長) 之ハ何處ノ法律ニモ書イテアリマス

(清岡委員) 日本ノ構成法ダカラ書カヌデモ分ル

(南部委員) 之カナイト通常用フルコトガ出來マシヨウ

(清岡委員) 外ノ國ニモアリマスカ

(小松報告委員) 獨立國ニハ何處ニモアリマス

(委員 長) 格別ガ御論ガナイ様ニ思ヒマス先キヘ

第三百十條朗讀ス

第三百十條 通事ノ任命及使用并訴訟手續上其行フヘキ職務ニ關スル規則ハ司法大臣之ヲ發ス

(細川委員) 之ハ誰ガ定メマスカ

(出浦報告委員) 司法大臣ガ定メテ御發シニナルノデアリマス

(清岡委員) 是レ迄始終定メルトアツテ發スルト云フノハオカシイ

(委員 長) 之ハ出浦サン、文字ダカラ「發ス」ト書イテハ日本ノ是レ迄ノ法律文ニナイカラ是レ迄用ヒ來ツタ文章ニ換ヘテ下サイ先キヘヤリマシヨウ

第三百三十一條朗讀ス

第三百三十一條 通事ノ用ヲ容易ニ得ルコト能ハサル時ハ書記ハ相應ニ其言語ニ通セハ裁判長ノ承諾ヲ得テ通事ニ用ヒラル、コトヲ得

(小松報告委員) 修正案ニ提出シテハアリマセヌガ「承諾」ヲ「許可」トカ「允可」トカシテ戴キタ
イト思テ居リマス

(細川委員) 許可デ宜シウ御座イマシヨウ

(鶴田委員) 書記ノ方カラ許可ヲ得ルトカ承諾ヲ得ルトカ云フト望ンテ行ク様ニナル

(西委員) 之ハ民事デスカ

(本多報告委員) 民事デ御座イマス

(出浦報告委員) 少シク書記ハ厚意ノ様ニナリマス

(清岡委員) 之デハ書記ガ私ハ御免蒙リマシヨウト云ヘハ仕様ガナイ

(細川委員) ソレデ宜シイ

(委員 長) 「承諾」テ置イテ先キヘ行キマシヨウ

第三十二條朗讀ス

第三十二條 外國人ノ訴訟人若クハ訴訟關係人タル訴訟ニ利害ノ關係アル總テノ人カ或ル外國語
ニ通スル時ハ裁判長便利ト思量スルニ於テハ其外國語ヲ以テ口頭審案ヲ爲スコトヲ得但其審案ノ
公正記録ハ日本語ヲ以テ之ヲ作ル

修正案 外國人ノ訴訟人若クハ訴訟ニ利害ノ關係アル總テノ人及ヒ其訴訟ノ審問裁判ニ參與スル
總テノ官吏カ或ル外國語ニ通スル時ハ裁判長便利ト思量スルニ於テハ其外國語ヲ以テ口頭審問ヲ

爲スコトヲ得但其審問ノ公正記録ハ日本語ヲ以テ之ヲ作ル

(鶴田委員) 國權ヲ害スルカラ之ヲ削ロウト思ヒマス

(委員 長) 總テノ人ガ承諾スレバ差支ヘナイ、商事裁判ナドハ英語デヤルト早

(村田委員) 之ハ修正案ガ宜シイ

(鶴田委員) 修正ガ宜シイ

(委員 長) 之ハ修正ニ決シテ先キヘ行キマシヨウ

第三十三條朗讀ス

第三章 判決及命令ノ評議及言渡

第三十三條 合議裁判所ノ判決及命令ハ此法律ノ條項ニ從ヒ定數ノ判事之ヲ評議シ及之ヲ言渡ス
多數ノ意見ヲ以テ裁判所ノ裁判トス

修正案

第三章 裁判ノ評議及ヒ言渡

第三十三條 合議裁判所ノ裁判ハ此法律ノ條項ニ從ヒ定數ノ判事之ヲ評議シ及ヒ之ヲ言渡ス

(第二項削除)

(小松報告委員) 之ニ就キマシテ表題カラ修正案ヲ提出シテアリマス、然ウシテ多數ノ意見ヲ以テ第
二項ヲ削リマシタ、修正案ニ三十五條ヲ修正致シマシタカラ其意見ヲ以テ削リマシタ

(委員 長) ソレデハ第二項ハ三十七條ノ所ヘ往ツテ議スルコトトシテ先キヘ行キマシヨウ

(南部委員) 前ノ百三十二條ノ「審問裁判」ト云フ裁判ノ字ハ入ラヌ様ダ

(三好委員) 之ハ間違ヒマシタ

第三百三十四條朗讀ス

第三百三十四條 三日ヲ超過シテ繼續スルノ見込アル刑事ノ審問ニ於テハ裁判所長ハ之ニ立會ハシムル爲メ補充判事一人ヲ命スルコトヲ得此補充判事ハ其審問中或ル判事カ疾病其他ノ事故ニ因リ引續キ之ニ參與スルコトヲ得サル場合ニ於テ之ニ代リ審問(判決ノ評議及言渡ヲ含ム)ヲ完結スルノ權ヲ有ス

修正案 三日ヲ經過シテ繼續スルノ見込アル刑事ノ審問ニ於テハ裁判所長ハ之ニ立會ハシムル爲メ補充判事一人ヲ命スルコトヲ得此補充判事ハ其審問中或ル判事カ疾病其他ノ事故ニ因リ引續キ之ニ參與スルコトヲ得サル場合ニ於テ之ニ代リ審問(裁判ノ評議及言渡ヲ含ム)ヲ完結スルノ權ヲ有ス

(細川委員) 然ウスルト審問ト云フ字ハトコロドコロニ因テ少々違ウト心得テ居ランナリマセヌカ

(小松報告委員) 左様デ御座イマス

(出浦報告委員) 之ハ殊更ニ入レマシタノデ御座イマス、ソレ故ニ割註ガ這入リマシタ

(鶴田委員) 此條デ括弧ヲ取テ仕舞ツテ「審問及ヒ裁判ヲ完結スル」トシタラ宜カロウ

(尾崎委員) ソレデ宜シイ

(村田委員) 審問裁判デ宜サソウナモノダ

(出浦報告委員) 之ハ言渡迄モ這入リマス

(南部委員) 之ハ評議モ言渡モアルカラ原案ガ宜シイ

(細川委員) 「審問」ノ下タニ括弧ガアルカラオカシイ、ガ「完結」ノ下タニ括弧ガ這入レバ宜シイ

(尾崎委員) ソレハ至極宜シイ

(委員 長) ソレデ宜サソウナモノダ修正シテ先キヘ行キマシヨウ

第三百三十五條朗讀ス

第三百三十五條 裁判所員ノ評議及其意見ノ陳述ハ之ヲ公行セス

右項ハ試補豫備判事又ハ裁判所ノ他ノ部員ノ傍聽ヲ妨ケスト雖モ檢事ヲ退カシムルノ効力ヲ有ス

此評議ノ議事并諸員ノ意見及多數少數ノ數ニ付テハ嚴ニ祕密ヲ守ルコトヲ要ス

修正案 判事ノ評議及ヒ其意見ノ陳述ハ之ヲ公行セス

前項ハ試補豫備判事又ハ裁判所ノ他ノ部ノ判事ノ傍聽ヲ妨ケスト雖モ檢事ヲ退カシムルノ効力ヲ

有ス

評議ハ其部ノ部長議長トナリテ之ヲ開キ且之ヲ整理ス

此評議ノ議事并ニ各判事ノ意見及ヒ多數少數ノ數ニ付テハ嚴ニ祕密ヲ守ルコトヲ要ス

(小松報告委員) 之ニ修正ガアリマス
 (村田委員) 部員ハ前ニモ、云テアルカラ置イテモ宜シイダロウ
 (細川委員) 二項ニ入レルハ至極宜シイ
 (南部委員) 私モ賛成
 (細川委員) 「評議ヲ爲スニハ」ガ宜シイ
 (三好委員) 共方ガ宜シウ御座イマシヨウ
 (鶴田委員) 「其部長」ト云テハ何ウデス
 (小松報告委員) 「其事件ノ部長」ト御座イマスカラ
 (鶴田委員) ソレダカラ「其部長」ガ宜シイ
 (小松報告委員) 成程
 (委員 長) 「其部長」トシマシヨウ
 (南部委員) 「評議ヲ爲スニハ」ト云フコトヘ賛成シマシタガ、「之ヲ開ク」ト云フ所ヘ照應シテ見レバ「評議ヲ爲スニハ議長トナリ」トスレバ宜シクハアリマスマイカ
 (小松報告委員) 「此評議ハ部長」トナリマスカ
 (委員 長) ソレデハ然ウシマシヨウ新ノ百三十六條ニ移リマス
 新第三百三十六條朗讀ス

新第三百三十六條 評議ノ際各判事意見ヲ述フルノ順序ハ官等最モ低キ者ヨリ始メ部長ヲ最終トス官等同一ナル時ハ年少ノ者ヨリ始ム受命ノ事件ニ付テハ受命判事ヨリ始ム

(細川委員) 之ハ宜シイ

(委員 長) 宜シケレハ次キニ移リマシヨウ

新第三百三十七條朗讀ス

新第三百三十七條 過半数ノ意見ヲ以テ裁判所ノ裁判トス

金額ニ付キ判事ノ意見三説以上ニ分レ其説各過半数ニ至ラサル時ハ過半数ニ至ルマテ最多額ノ意見ヨリ順次寡額ニ合算ス

刑事事件ニ付キ有罪無罪ノ問題ヲ除キ其意見三説以上ニ分レ各過半数ニ至ラサル時ハ過半数ニ至ルマテ被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス

(細川委員) 過半数ノ意見ヲ以テ裁判トスルハ百三十三條ノ二項ガ削レル所以デ御座イマスナ

(三好委員) 之デ可イト極レバ百三十三條ノ二項ヲ御削リヲ願ヒマス

(細川委員) 「最多額ノ意見ヨリ順次寡額ニ合算」ト云フノハ

(委員 長) 皆過半数ニ至ラヌトキハ少ナイ方ヘ併セル

(三好委員) 假令ハ二人ハ百圓、三人ハ百五十圓二人ハ二百圓ト云フ其二百圓ノ最多額カラ百五十圓ノ方ニ引下ケル、然ウスルト過半数ニナル、其二人ヲ下タノ百五十圓ニ併セル

- (南部委員) 二人二人三人ト云フトキ金額ニ關セヌトキハ
 (三好委員) 過半数ニナラケレバ裁判ガ出來ナイ
 (南部委員) 二人、二人、三人ト三ツニナル、其場合ニ金額ニ關セヌトキハ何處デ決スルカ
 (本多報告委員) ソレハドンナ事デアリマスカ
 (小松報告委員) ナカロウト思フ
 (南部委員) 一方ハ原告ト云フ、一方ハ被告ト云フノト、一方ハ原被共同ノモノダト云フ時ガアリ
 マシヨウ
 (小松報告委員) 其請求ハ元トハドンナ事デス
 (南部委員) 參加人ガ之ハ共同ノ者ダト云タラ何ウシマス
 (小松報告委員) 請求ガ立タナケレハ負ケルカラ、ソナ事ハナイ
 (南部委員) 參加人ガ共有ト云フ場合ニ三人ノ説ヲ立テル場合ニハ
 (本多報告委員) 然ウ云フトキハ原被告ガ被告ニナリマスカラ二ツデ宜シイ
 (村田委員) 此處デハ然ウ云フコトヲ云フノデハナカロウ
 (委員 長) 前ノ原案ハ何ウ云フ理由デ取ツタノダロウ
 (出浦報告委員) コンナ細カイモノハ手續キノ方ニ這入ルノデ構成法ハ大體デ宜カロウト云フノデ取
 リマシタ

- (委員 長) 合議裁判所ノ判決ハ多数ニ因テ爲スト云ヘハ先キノ方ハ金額デ宜シイガ
 (小松報告委員) 元トノ原案ハ多数ニナツテ居リマス
 (委員 長) 今ノ様ナ考ヘガアツテシタノデアアリマセヌカ
 (本多報告委員) 之ハ一遍删除ニナツテ後トカラ這入ツタノデス
 (三好委員) 現行ハ過半数ト裁判所官制ニ在リマス
 (今村報告委員) 官制ノ立チマシタ以來官制ニ因テ議決ヲ致シテ居リマスガ、決シテ裁判ヲ爲スニ三
 ツニ岐レタコトハアリマセヌ突然原告ガ離別ヲ訴ヘレバ、一方デ拒メバ、離別ヲサセルカ、サセヌト
 云フ外アリマセヌ、又參加ノトキ補助參加ナレハ現ニ補助スルカ被告ノ補助スル主參加ナレハ原被告
 ハ争訟ノ訴ヘニナリマス其訴ヘノ極マル迄ハ前ノ裁判ヲ中止シマスカラ三ツニ岐レルコトハアリマセ
 ス、此規則ハ損害賠償ヲ見テ居リマス、賠償ハ約束上デハアリマセヌ、準犯罪カラ起リマスカラ、此
 頭ヲ叩キタ代ガ三百圓、百五十圓、五百圓ト岐レタコトヲ云ヒマス、五十圓ト云フ裁判官モアレバ三
 十圓ト云フ裁判官モアレバ百圓ト云フ裁判官モアリマスカラ此條ガ必要デアリマス、貸金ナレバ百圓
 求ムルト云フ、一方ハ十圓ホカ残ツテ居ナイト云フ、其トキ原被告ノ求メノ外裁判スルコトハアリマ
 セヌ、賠償ノ訴ヘノ時計リガ之ヲ用フルノデ御座イマス今日現在之ヲ用フルノハ賠償ニ計リ用ヒテ居
 リマス
 (清岡委員) 今ノ今村サンノ云フ處デハ參加人ノ時デハ參加人ノ裁判ヲシナケレバナラスト云フノ

ハ何ウカ、其時一緒ニ全體ヲ裁判スルノガ便利ダ

(今村報告委員) 參加法ニ獨乙ニハ四ツアリマス、補助參加、指名參加、告知參加、主參加トアリマス、主參加ハ或ハ甲ノモノデナイ、乙ノ物デアルト云フガ主參加、然ウナルト甲乙ノ訴訟ヲ中止スルノハ獨乙デモ日本デモ例デ御座イマス、ソレヲ中止シテ主參加ト原被共同シテ返答ヲシナケレバナラス、原被共同シテ出スカラ前ノ原告ハ被告人トナツテ仕舞ヒマス、補助參加、指名參加、告知參加ハ原被ドツチカ出來マスカラ二ツニ岐レマス、唯一ツ主參加ニ付テハ見込ガ四ツアリマスケレトモ主參加者ト原被告ノ者トノ訴ヘテ極メテ確定シタ後チニ原被告ノ訴ヘテ裁判シマス

(鶴田委員) 今ノ様ナ獨乙法ナレバ二ツニシナケレバナラス

(三阪報告委員) 決シテ不便ハアリマセヌ、却テ宜シウ御座イマス、參加人ノ補助參加トカ何トカ云フ者ガ訴訟ノアツタ場所ヘ出テ來ルデス、所ガ主參加ハヤ止シテアルカラ始審裁判所ニ出ナケレバナラス、然ウスルト主參加ハ之ハ私ノ物ダト原被告ヲ相手取テ來ルカラソレハ始審ニ行カナケレバナラストノガ控訴デハ唯一ツデ濟ンデ仕舞フガ主參加ハ始審ニ行カラ控訴スルコトモ出來マス

(清岡委員) 被告ガ二人アツテ取戻ヲ訴ヘル、處カ二人ノ答辯ガ違フ、一人ハ之ハ私ノ物ト云フ今一人ハ御前ノ物デナイ私ノ物ダト云フ又一人ハ共同ノ物ダト云フ、假令ハ村持ノ共有物デアルカラ原告ニ與ヘルコトハ出來ナイト云フ、被告兩人ニ對シテ取戻ヲ訴ヘタ時、被告兩人ノ答辯ノ違ウ時ハ三人ニナリヤシマセヌカ

(小松報告委員) 然ウ云フコトハ是レカラ無クナロウト思ヒマス

(今村報告委員) 然ウ云フトキニハ裁判官ガ幾ツモ合併シテ裁判ヲ下スコトモ亦別ニシテ判決スルコトモ出來マス、甲ノ訴ヘガ立ツカ立タナイカノ裁判ヲシテ、所有テナイト裁判ヲスレバ二人ノ裁判ガ後トニ殘リマスケレトモ

(清岡委員) 然ウ云フトキニ順々ト片ツバジカラ裁判スルコトハ無イト思フ

(今村報告委員) 種類ニ因テ分離スルコトモ合併スルコトモ出來マス

(委員 長) 今迄ヤツテ居テ、ナイト云ヘバナイダロウ語リアツタ處ガ今村サンノ云フ通り片端^{カクシ}カラ小切ツテヤレバ差支ヘナイ

(今村報告委員) 損害要償ノトキハ中間判決ヲ致シマス、損害カアルカナイカラ調べレバ醫者ニ掛ツタカ掛ラヌカラ調べナイデモ宜シイ、中間裁判カ確定シテ金高ノ裁判ヲ下タスコトガ出來マス、然ウ云フ旨意テ報告委員ハ修正致シマシタ

(本多報告委員) 會議丈ケ切ルノデ判決ヲ切テヤルノデアリマセヌ

(細川報告委員) 唯刑事ナドハ被告人ニ不利ナル意見ヨリ利益アル意見ニ合スルカラ不利ノ意見ガ勝ヲ得ル様ニナリマスネ、利益アル意見ヨリスレバ尙ホ宜カロウト思フ

(三好委員) 利益ナル方ニ寄セ附ケルノデアリマス

(委員 長) 恰度眞中ニ行キマス

(小松報告委員) 利益ノ方カラ勘定スルト不利益ノ方ガ多クナルカラ不利益ノ方カラ勘定シテ利益ノ方ヘ入レルノデアリマス

(委員 長) 去年カラ現ニヤツテ居テ差支ヘナケレハ宜シウ御座イマシヨウ

(出浦報告委員) 是レ丈ケ入レハ大審院ノ會議ニモ御入レニナラナケレバナリマセヌ

(三好委員) 五十五條五十六條ニアリマス

(出浦報告委員) 會議ノ仕方ハ此新條デ行キマスガ、部ガヤルトキハ大審院ガ議長ニナルト云フコトガナケレバナリマセヌ

(南部委員) ソレハ入レバ宜シイ

(出浦報告委員) 御入レニナレバ「會議ノ初メニ檢事ノ意見ヲ問フヘシ」ト云フヘキモ這入ラナケレバナリマセヌ

(南部委員) 大審院ノ方ハ報告委員デ御入レニナル様ニ望ミマス

(尾崎委員) 法律ノ解釋ニ付テ三說ニ岐ルルコトガアリヤシマセヌカ

(本田報告委員) 何ウ云フ例ガアリマスカ

(尾崎委員) 何ウモアリソウデス

(村田委員) 私共ハソソナ場合ハナイト思フ

(小松報告委員) 控訴院ノ判決デハ法律ニ背ヒテ居ルト云フコトニ付テ三ツニモ四ツニモ岐レルコト

ガ無イト思フ異說ヲ唱ヘタラアルカ知レマセヌガ

(委員 長) 大概ナイダロウガ大審デ起ツタトキハ何ウスル

(三好委員) 何處ニカ入レナケレハナリマセヌ、聯合部會ノ時ハ何ノ部ト云ハナケレバナラヌコトハ總會ノトキハ院長ガヤルカ、部ノ専務ノ者ガヤルカハ加ヘナケレバナリマセヌ

(委員 長) 有ル無シハ後チノ問題トシテ、大審院ノ所ヘ入レルノハ報告委員デヤルコトニシマシヨウ、然ウスレバ百三十三條ノ二項ハ刪リマシテ次キヨリマセウ

舊第三百三十六條朗讀ス

第三百三十六條 判事ハ裁判スヘキ問題ニ付キ己レノ意見ヲ表スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

修正案 判事ハ裁判スヘキ問題ニ付己レノ意見ヲ表スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

(委員 長) 別ニ論ガ無ケレバ是レ迄デ置キマシヨウ

午後第四時閉會

裁判所構成法第九回議事筆記

自第三百三十七條
至第五百一十一條

明治二十年十一月廿八日

午前第九時開議

(委員 長) ヤリマシヨウ

舊第三百三十七條朗讀ス

第四章 裁判所及検事局ノ事務章程

第三百三十七條 司法大臣ハ控訴院長及検事長ノ標準ト爲スヘキ規則ヲ設ク控訴院長及検事長ハ右規則ニ依リ各其管轄区域内ノ裁判所及検事局ニ對シテ事務ノ一般ノ取扱及成ルヘク統一ノ取扱ニ付就中裁判所及検事局ノ開庭時間及開廷ノ時日ニ付訓令ヲ發ス

大審院ハ自ラ其事務章程ヲ起草ス但之ヲ實施スル前司法大臣ノ認可ヲ受ク

(鶴田委員) 「大審院ハ自ラ其事務章程ヲ起草ス」トアリマスガ茲ニハ大審院附キノ検事局モ這入ツテ居リマスカ

(委員 長) 検事局ヲ入レテハ何ウデス

(三好委員) 「大審院及ヒ大審院ノ検事局」トシマシヨウ

(委員 長) 尤モ検事局ノ分ハ司法大臣ノヤル分カ知ラヌ

(鶴田委員) 然ウスルト前へ這入ラナケレバナラヌ

(村田委員) 大審院ト云フカラ無論検事局モ這入テ居ルノデアリマシヨウ

(細川委員) 這入テ居ルトシタ處ガ少シ疑ヒガ起リマス、大審院デ検事局ノ事務章程ヲ起草スルト云フト院長ガヤル様ニナリマス

(三好委員) 之ハ検事局ハ検事局デヤラスト何ウモナラヌ、一體檢事ハ縱令大審院ノ檢事總長ト雖モ司法大臣ノ命令ニ因テヤルノデ、自ラ起草スルノハ惡ルイカモ知レマセヌ

(細川委員) 然ウスレバ初メノ方へ入レナケレバナラヌ

(南部委員) 此旨意デ見マスト司法大臣ハ大審院ノ事務章程トナルヘキ標準ヲ與ヘルコトハ出來ナイ檢事局ハ前へ這入ル様デアリマス

(鶴田委員) 之ハ詰リ大審院長ト相談ノ上デナケレバ出來ナイ、此方ハ司法大臣ガヤリ、此方ハ大審院長ガヤルト云フコトハ出來ナイ

(村田委員) 之ハ大審院計リ躬ラヤツテ控訴以下ハ司法大臣ガヤル、李漏西モ然ウナツテ居ルガ、理由ガ分ラヌ

(細川委員) 國會ナドハ自ラ規則ヲ定メル、アンナ様ナモノデアリマセウ

(村田委員) 大審院計リ自分デ定メルノハオカシイ、然ウスルト元老院ナドモ自分デ定メテ宜シイ

(南部委員) 事務章程ト云フモノハ、ドンナ物デアリマセウカ

(細川委員) 之ハ事務取扱ヒノ規則デアリマセウ

(村田委員) 矢張り司法大臣ガ作ツタ方ガ宜カロウト思フ

(西 委 員) 一體皆裁判所デヤルガ宜シイ、ソレデナケレバ細カイコトハ中々分ラナイ

(村田委員) 總テ裁判所ニスレバ宜シイ、控訴院ハ司法大臣ガヤル、大審院ハ自ラヤルト云フノハ

オカシイ

(三好委員) 控訴院ハ一ツデナシ、澤山アリマス、控訴院以下ハ標準ヲ示サナケレハナラヌコトガアル、其裁判所ニヤラセテモ宜シイガ、先ツ大體ノ標準ヲ示サナケレバナラヌ、大審院ハたつた一ツデ獨立シテ居リマスカラ自ラ定メルノデアリマス

(細川委員) ソレトモウ一ツハ國會ナドハ能ク斯ウ云フコトガアリマスソレト同ジデ大審院ハ最モ重ンズヘキ所デアルカラ起草權ヲ持タセテ重モ々々シク見セ掛ケタノデアリヤシマセヌカ

(三好委員) 此「ルードルフ」ノ原案デモ矢張り檢事ノ方ハ大審院ノ檢事ト雖モ司法大臣ノ定ムル處デ、其中カラ大審院丈ケヲ特別ニ引抜イテ重ンジテ置ク様ナコトト見ヘテ居リマス

(清岡委員) 大審院ノ中ヘ檢事ヲ入レテ宜サソウナモノダ、別ニ害ノアル譯デカラ

(三好委員) 精神ハ然ウデアリマセヌ、檢事ノ方ハ司法大臣ノ定ムル處デアリマス

(南部委員) 「控訴院長、檢事總長及ヒ檢事長」トシタラ宜カロウ

(清岡委員) 大審院ハ躬ラヤラセテ、檢事總長ハヤラセナイト云フ段階ヲ付ケル程ノコトハアルマシタノデアリマス

(三好委員) 大體ノ標準ハ司法大臣ガ定メルゾヨト云テ其中デ大審院丈ケ別デアルト云フコトヲ示シタノデアリマス

(委員 長) 一項ヲ「規則ヲ設ク」迄デ切ツテ「控訴院長及ヒ檢事長」ハ別項ニスルガ宜シイ

(細川委員) ソレナラソレトシマシテ、檢事長檢事總長トナツテ居ル様デアリマスナ

(尾崎委員) 「設ク」ト云フ處デ切ルガ一番宜シイ

(委員 長) 「司法大臣ハ控訴院長檢事長ノ標準ト爲スヘキ規則ヲ設ク」ト云フ處デ切ルガ宜シイ

(三好委員) 大審院長檢事總長ハ自ラ起草サセテモ差支ヘアリマセヌカ

(本多報告委員) 檢事總長ハ差支ヘアリマスマイカ大審院長ト云フノハオカシイ

(委員 長) 大審院ノ檢事局ハ自ラ規則ヲ起草スルノハオカシイ、各省ノ局長ト同ジデアルカラ自ラ起草スルト、外ノコトト鈞合ハヌコトニナツテ來ヨウト思フ

(本多報告委員) 自ラヤリマシテモ「認可ヲ受ク」ト云フコトガアリマスカラ差支ヘアリマスマイト思ヒマス、元ノ案デハ大審院ノ外ハ丸デ司法大臣ガヤルト云フノデアリマス

(南部委員) 「控訴院長檢事長」ト云フノハオカシイ、長ガ標準トスル様ニナル、元トノ原案テハ「高等官吏ノ守ルベキ」トアリマス、其方ガ宜シイ

(西 委員) 之デハ長計リノ様ニ見ヘル

(出浦報告委員) 控訴院長ト檢事長ノ守ルヘキ規則ヲ司法大臣ガ御指圖ニナル、其標準ニ據テ管轄區域内ノ裁判所檢事局ニ出スノデ御座イマス

(西 委員) 司法大臣ハ控訴院及ヒ檢事局ノ標準トナルヘキ處トシテ二項ニ「控訴院長及ヒ檢事長ハ右標準ニ據リ」トシタラ宜カロウ

(出浦報告委員) 「標準」ト云フ字ガ悪ルイノデス
 (三好委員) 「長」ト云フ字ガ悪ルイノデス
 (出浦報告委員) 辭ガ足ラヌノデス、院長ノコトハ分ルガ其中ノ檢事長ノコトガ分ラナイノデアリマシヨウ
 (南部委員) 之ハ能ク考ヘテ見ルト、大審院ハたつた一ツノ裁判所デ自分デ規則ヲ以テヤラシテ悪ルイ處ガアレバ認可シナイ、控訴院ハ區々ニナルカラ司法大臣ガヤル
 (三好委員) 今修正案ヲ作リマス
 (委員 長) 成程「司法大臣ハ裁判所及ヒ檢事局ノ標準ト爲スヘキ規則ヲ設ク」カ
 (南部委員) 但以下ハ入ラス様々
 (尾崎委員) 然ウスレバ裁判所ノ下タヘ「大審院長ヲ除ク」トスレバ宜シイ
 (渡委員) 別項ニシテ差支ヘナイ、但以下ヲ取りサヘスレバ宜シイ
 (南部委員) 「大審院ヲ除ク」ガ宜シイ
 (委員 長) 三好サン、然ウシテモ格別論ハナイデアリマセウ
 (三好委員) 此方デモ大審院長ノ自ラヤルコトニハ議論ハアリマセヌ、只此文字ノ書キ方丈ケニ論ガアリマス「司法大臣ハ裁判所及ヒ檢事局」ト書キマシタガ裁判所ノ處ニ大審院ヲ取除ケルト云フコトガアレバ宜シイ

(委員 長) 其處ハ仕舞ヒニ大審院ガ別ニナツテ居ルカラソレハ多數ニ問フテ見様ト思フ今ノ修正案ニ御不同意ノ方ハ仰シヤツテ下サイ
 (南部委員) 私ハ裁判所ノ下タニ「大審院ヲ除ク」ト入レタイ
 (西委員) 私ハ修正デ宜シイ
 (委員 長) ソレデハ修正ニ極メマシヨウ
 舊第三百三十八條朗讀ス

第五章 司法年度休暇及休日

第三百三十八條 司法年度ハ通常ノ曆年ニ同シク一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル
 (委員 長) 之ハ御議論ガアリマスマイカラ先キヘ
 舊第三百三十九條朗讀ス
 第三百三十九條 裁判所ノ夏季休暇ハ七月十一日ニ始リ九月十日ニ終ル
 冬季休暇ハ十二月二十四日ニ始マリ一月七日ニ終ル
 (清岡委員) 廿八日ガ廿四日トナツタノハ何ウ云フ譯デス
 (三好委員) 其理由ハ外國人ノ訴ヘテ支配スル法律デ歐羅巴ノ方ハ廿四日カラ休暇ヲ初メル、ソレデ歐羅巴一般ノ法律ニ因ルノデアリマス
 (鶴田委員) 西洋人ノ爲メノ法律デナイ

- (委員 長) 人民ガ訴訟ヲスルニ何ウ云フ譯デ休ムカ其説明シガ出來ナケレバナラス
- (三好委員) 休暇事件ハ別ニ在リマス
- (委員 長) 仕掛ツテ居ル裁判ガ始末カ付カヌ、廿四日カラ三十一日迄ダカラ大分時日ガアル
- (渡 委員) 之ハ何卒ヤツテ貰ヒタイ
- (西 委員) 却テ裁判所ガ早ク休ム方ガ人民ノ爲メニ良イデス、成ルベクナラ歸リタイ、廿四日位迄ヤツテ跡ハ還ヘシタ方ガ宜イ
- (委員 長) 外國ニハ廿四日カラ何モ休ムガ日本ハ外ノ役所ガ廿八日迄ヤツテ居ルニ裁判所ニ限ツテ廿四日カラ休ムカラ合ハヌ様ニナル
- (村田委員) 英國ナドハ法律上デ休ンデ居ル
- (委員 長) 之ハ日本ノ流義ト西洋ノ流義ト兩方ニナツテ居ル
- (渡 委員) 外ノ役所ハ休マヌデ裁判所計リ休ムト人民ガ感觸ヲ起ス
- (委員 長) 獨乙ハ廿四日カラ卅一日迄デスカ
- (本多報告委員) 十二月廿四日廿五日廿六日ト一月一日計リ休ミマス
- (渡 委員) 止ヲ得サレハ一月ノ方ハ八日カラ初メテモ宜シイ
- (委員 長) 廿九日カラ一月迄ノ休暇ハ何ト云フテ居ルダロウ
- (村田委員) 大祓ト云フノガアル、ソレカラ一月三日ニハ御禮ヲ申上ケナケレハナラヌトカ、義務

付キノ休暇ニナツテ居ル

- (委員 長) 之ヲ取テ仕舞ヘバ百四十三條ヘ這入テ仕舞フ
- (出浦報告委員) 取テ仕舞ヘハ廿九日後ハ何モ裁判ヲヤツテ吳レマセヌ之デヤル方ガ人民ニハ却テ便利デアリマス
- (委員 長) ソレナラ祭りノ日丈ケ休ムカ宜シイ、基督ノ方ノ都合モ好シ、日本ノ祭日モ都合ノ好イ様ニシテ休ムト裁判官ガ勝手ニ休ム様ニナルソコハ何ゾ夏ノ様ニ著イ時働イテ居ルサニ休暇スルト云フナレバ宜シイガ、然ウ云フ理由ハナイ、冬ノ休暇ヲ與ヘタ裁判所ガアルカ知ラス
- (出浦報告委員) 英國ニハアリマス
- (細川委員) 實際ニハ甚ク差支ヘハアリマスマイ
- (委員 長) 休暇事件ガアルカラ差支ヘハアリマスマイガ、何ンデモト云フノデナイ、休暇事件ニ限リガアルカラ、之ハ多數ニ問ヒマシヨウ、原案ニ賛成ハ起立ナサイ
- 起立者 五名
- (委員 長) 多數デ原案ニ決シマス、之ハ濟ンダ後チニ云フノモ何ンダガ、之ヲヤルコトニナレバ平常モ休暇ヲセヌコトニシテ休暇ヲ於テヤルコトニシナイト貰ヌカヌ、平常ハ裁判所ヲ閉チテ仕舞テ茲ハシナイト云フノハ行ケヌ
- (本多報告委員) 平常ノハ一日デアリマスカラ休暇事件ハ入ラス

(委員 長) 長イカラ事務ヲ執リ休暇ヲ置ク、短カイカラ置カスト云フ論ハ立タヌト思フ先キヘ行キマシヨウ

(中 略)

第六章 司法共助

舊第四百四十四條朗讀ス

第四百四十四條 裁判所ハ訴訟法又ハ特別法ニ定タル場合ト方法ニ依リ互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス
右法律上ノ補助ハ別ニ法律ニ定タル時ノ外ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

(村田委員) 「輔」ト「補」ト兩方書イテアリマスガ之ハ違ヒマスカ百五十條モ車偏ダロウ

(出浦報告委員) 之ハ皆車偏ニナルノガ誤ツテ衣偏ニナツタノデアリマシヨウ、衣偏ハ足ラナイノヲ補フト云フノデ、皆車偏ニシマシタ

(細川委員) 「右法律上ノ補助ハ區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス」トアリマスガ何ウ云フ事柄デアリマスカ

(小松報告委員) 補助ハ通例其他ノ區裁判所デヤルト云フ文字丈ケノコトデス

(尾崎委員) 何ウ云フ事デス

(小松報告委員) 區裁判所ノ方ガ便利ナノデアリマシヨウ、假令ハ實地ヲ見分シ或ハ評議ヲ開ク場合モアルカ知レマセヌ、或ハ然ウデナク送達ノ事計リノコトガアリマシヨウ、然ウ云フ場合ニ地方裁判

所ヨリ區裁判所ノ方ガ便利ト云フノデ、殊更ニ地方裁判所デヤルトハ地方裁判所デヤルト云フノデアリマス其場合ハ訴訟法、特別法ニ譲リマス

(本多報告委員) 地方裁判所ニ囑託スル様ナ事柄ハ減多ニハアリマセヌ

(出浦報告委員) 區裁判所ト云フモノガ全國ニ澤山出來マシテ、一番人民ノ近イ裁判所デ御座イマスカラ、假令ハ證人等ヲ調ヘルニ區裁判所ナレバ一町程歩メハ行ケマス、地方裁判所ナレバ一里モ二里モ三里モ行カナケレバナラス、澤山全國ニ在リマスノト、土地ヲ調ヘルニ便利デアルト云フノデ區裁判所デスルノデアリマス

(本多報告委員) 地方裁判所ニ囑託スルニハ組合ヲ變ヘテヤラナケレバ組合ノ仕事ガ出來ナイコトガアリマス

(清岡委員) ソレハ受命ノトキトカ囑託ノトキカ止ヲ得ナイトキガアリマシヨウカラ

(本多報告委員) 受命ノトキハ別デス

(委員 長) 分ラヌコトハナイ様ダ、宜シウ御座イマシヨウ、先キヘ

舊第四百四十五條朗讀ス

第四百四十五條 檢事局モ亦各自ノ管轄區域内ニ於テ取扱フヘキ事務ニ付互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

(鶴田委員) 此處ハ前ノ裁判所ト同様ニハイケナイ、百四十四條ハ神奈川カラ頼ンデ來テモ宜シイガ百四十五條ノ檢事局ハ區裁判所ニ付テ居ル檢事局ト見ルト何處カラ來テモヤルト云フコトハ出來ナ

イ

- (委員 長) 前ノハ命令ヲスルトカ云フ様ナコトデ囑託ハ違ウ
 - (尾崎委員) 假令ハ大阪控訴院ノ検事長ガ東京控訴院ノ検事長ノ命令ヲスルコトハ出来ナイ
 - (鶴田委員) 神奈川ノ検事カ東京ノ検事ノ命令ヲスルコトハ出来ナイ
 - (委員 長) 命令ハ出来ナイ、囑託ハ出来ル
 - (清岡委員) 東京ノ深川ノ某ト云フハ甚タ人相ガ 亂ダカラ調ヘテ吳レト云フ様ナコトデアリマシヨウ
 - (細川委員) 之テ宜シウ御座イマシヨウ
 - (委員 長) 先キヘ行キマシヨウ
- 舊第四百四十六條朗讀ス
- 第四百四十六條 裁判所書記局モ亦其權内ノ事件又ハ其配下ノ執達吏ノ權内ノ事件ニ付互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス
- 右補助ハ訴訟法又ハ特別法ニ定タル場合ト方法ニ依リ之ヲ爲ス
- (委員 長) 書記ハ訴訟法カ特別法デ定メタノデナクテハイケナイ
 - (細川委員) 検事局ハアリマセヌカ
 - (委員 長) 検事局ハナイ

- (小松報告委員) 一體一項ハ私共ノ會デハ八釜シカツタガ、其説ハ少數デ提出致シマセヌ、之デ御分リニナレバ宜シイ
- (細川委員) 第一項ノ方ハ分リマシヨウ
- (小松報告委員) 其不審ハ執達吏ノ試験ヲ書記局ガ補助スルコトニナツテ居リマス、ソレハ元トヨリ然ウデ御座イマス、然ウスルト書記カ或ル場合ニハ書記カ執達シナケレハナラヌ場合ガアリマス
- (出浦報告委員) 然ウ云フコトハナイ、書記局カラ頼ンデ來レバ此方ノ書記局デ執達吏ニヤラセル、文章デ然ウ見ヘナケレバ仕方ガナイガ精神ハ左様デ御座イマス
- (鶴田委員) 之ハ書記局ト書記局デナク執達吏ト執達吏デアリマシヨウ
- (小松報告委員) 然ウデアリマシヨウガ執達吏ト執達吏トハ出来ナイカラ書記局カラ書記局ヘ囑託スルノデアリマシヨウ
- (細川委員) 書記局同士ノ補助ダト云テモ宜シイデスネ
- (出浦報告委員) 左様デス
- (小松報告委員) 何ウモ執達吏ノコトヲ書記局ガヤル様ニ見ヘル
- (清岡委員) 「執達吏ノ權内ノ事件ヲ」トヤツタラ宜カロウ
- (小松報告委員) 然ウスルト尙ホイケナイ、配下ノ執達吏ノ權ヲ書記ガスル様ニナル
- (尾崎委員) 矢張り經由スルコトデアリマシヨウ

(出浦報告委員) 原案デハ執達吏ハ執達吏同士デヤル様ニナツテ居リマス、ソレヲ斯ウシタノデアリマシヨウ

(三好委員) 執達吏同士デハイケナイ、書記局ヲ經テスルノデアリマス

(出浦報告委員) 執達吏同士デヤルト他ノ裁判所ノ事件デ執達吏ヘ遣シテ差支ヘルコトカアル、書記カ執達吏ノ代リニ走ル様ナコトハアリマセヌ、出來ナイ筈デアリマス

(委員長) 分ルダロウ先キヘ行キマシヨウ

舊第四百七條朗讀ス

第五編 司法行政ノ職務及權

第四百七條 此法律ニ依リ特別ニ司法大臣ノ行フコトヲ要スル事務ノ外尙司法事務カ適當ニ全帝國ニ行ハルルヤヲ監視スルヲ以テ司法大臣ノ職務トス

合議裁判所ノ長區裁判所ノ判事若クハ監督判事檢事總長檢事正ヲ司法大臣ノ由テ以テ右職務ヲ行フノ官吏トス

(清岡委員) 「由テ以テ」 抔ト云フコトハ法律文ニ餘リナイ様ニ思ヒマス

(村田委員) ソレハ文字上ノコトタ

(清岡委員) 總テ斯ウ云フ風ニナツテ來テ居ルカラ之デ宜シウ御座イマシヨウガ少シ疑ヒガアリマス、二項ニ「區裁判所ノ判事若クハ監督判事」トアリマスガ、監督判事ノナイ所ノ判事、監督判事ナ

レハ監督判事ト云フコトデアリマスマイカ、ソレナレバ外ノ例ニ因テ「監督判事若クハ判事」トシタラハ此處デハ他ノ檢事長檢事正ノ例ニ合ウ様ニナル、之ハ監督判事ナキトキハ他ノ判事ト云フコトデアリマシヨウ、果シテ然ウナレバ然ウシタイ、一體監督判事ハ何ヲ監督スルカ區裁判所ノ人員ヲ監督スル、一人ノ時ハ監督シナイデモ宜シイカト云フニ決シテ要ナイコトハナイ、監督判事ト云フ名目ハナイガ唯ノ判事ガ監督權ヲ持テ居ル、監督判事ガ總テ判事ヲ監督スルト云フ論ナレバ良イケレトモちつとも監督シナイ、二人アルトキハ他ノ判事ヲ監督スルノデナイ、書記以下ヲ監督スルノ判事ハ監督外ニナツテ居ル、然ウスルト一人ノ時ハ云ハスシテ監督ノ職務ヲ帶ビテ居ル、帶ヒテ居ルニ茲ニ掲ケテ置クト監督ト云フ文字ノナイ奴ハ地位ノ落チテ居ル様ニ見ヘル、穩カデナイ、然ウシテ地位ノ落チテ居ルモノデナイ、無論監督ノ持テ居ル、何ウモ工合ガ惡イト思フ

(三好委員) 清岡サンノ御考ヘハ假令ハ一人ノトキデモ判事ヂヤト云フノデアリマシヨウ

(清岡委員) ソレハ第二ノコトデアリマス、ソレデ之ガ監督判事ノ二人アルトキハ監督判事ガアツテ外ノ判事ヲ監督スルモノカト思ツタ處ガ「判事ヲ除ク」トアツテ監督シナイ、書記以下ヲ監督シテ居ル、書記以下ヲ監督スルモノト云タ以上ハ他ノ判事ハ無論監督シナイデ宜シイ、同ジ權限ニナツテ來ル、何ウモ監督判事ニハ弊ガアルト云フコトヲ昨宵考ヘマシタ茲ニハ「監督判事若クハ判事」トシタ方ガ宜シカロウト思フ平ラ判事ヲ監督スルナレバ宜シイガ判事ハ監督スルコトハ出來ナイ、書記以下一般ノ廳中ノ事ヲ監督スル、然ウスレバ平ラノ判事ハ無論監督シテ居ルカラ監督判事ノ居ラヌ處ハ

之デ見レバ監督判事ノ地位ガ高イ様ニ見ヘル、少シ名實ガ面白クナカロウト思フ

(三好委員) 之ハ監督判事ト云フコトハ一人デモ云ハレヌコトハナイノダロウ

(本多報告委員) 二人アレバ一方ニハ監督ヲ持タセ一方ニハ特タセナイト云フコトガ起リマシヨウ

(西委員) 始審裁判所長ハ監督判事ヲ監督シテ居ル譯ダ

(三好委員) 然ウデス區裁判所デハ所長ト云ハズシテ監督判事ト云フノデス

(清岡委員) 判事ヲ監督セヌト云ヘハ外ノ判事ハ地位ガ低クナル

(出浦報告委員) 何ゼ區裁判所計リハ所長トシナイカト云フト、所長トスレバ同列ノ判事迄監督シナ

ケレバナラヌカラ監督判事トシタノデアリマシヨウ若シ監督判事ヲ取テ仕舞ヘハ大變不都合ニナツテ

仕舞ヒマシヨウ、然ウカト云テ皆監督判事ナレバ混淆致シマシテ頓ト行政事務ヲ持ツ人モ行政事務ヲ

持タヌ人モ同様ニナツテ混淆致シマシヨウ

(清岡委員) 二人アルトキハ一人ヲ監督スルカラ其監督ハ判事ヲ監督スレバ宜シイガ然ウデナイ、

書記以下ヲ監督スルノデアリマス

(西委員) 監督判事ト云フト良ク聞ヘル

(清岡委員) 其實判事ヲ監督スル様ニ聞ヘル、ソレナレバ一人ノ判事モ二人ノ判事モ同シ様ニ権理

ヲ持テ居ル

(鶴田委員) 然ウスルト此處計リ直スコトハ出來マセヌ、一體ニ直サナケレバナラヌ

(出浦報告委員) 今日ノ治安裁判所デハ治安裁判所長ト云フ名ハアリマセヌ、矢張り監督判事デ御座
イマス

(委員 長) 畢竟裁判所ニ住ムモノダカラ差支ヘナイ

(清岡委員) 一人ノ所ハ監督ノ權ガ重イカ親イカト云フトキガ分レバ宜シイ

(本多報告委員) 一人ノ所ハ事柄ガ少イ、二人ノ所ハ事柄ガ多イ

(委員 長) 別ノコトハナイデス、二人以上デナケレバ監督ト云ハレヌトシテモ宜シイ

(尾崎委員) 一人居レハ先ツ區裁判所内ノ事ハ一切統轄シテ行ク、二人アレバ一人ヲ監督判事トシ

ナケレバナラヌト云ヘバ差支ヘナイ

(委員 長) 清岡サン論ハ監督判事ト云フ名ヲ付ケルカ付ケヌカト云フコトデアリマスカラ報告委

員ノ方ヘ任カシテ置キマシヨウ

(清岡委員) 監督判事ハ二人アツテモ外ノ判事ヲ監督スルト思タ處ガ段々今日ニナツタ處ガ外ノ判

事ヲ監督セズ、書記以下ヲ監督スル丈ケノコトデス

(委員 長) 幾分カ他ノ判事ノスル仕事ヲ監督シマス、應内ノ事務ニナルカラ監督シマス

(清岡委員) 「監督判事若クハ判事」トスルガ宜シイ

(委員 長) 之ハ外ノ所モアルカラ貴君方ノ順序ト思フ所ニ一定スルガ宜シイ

(出浦報告委員) 併シ判事が當リ前デ監督判事が取除ケダカラ斯ウ書イタノデアリマシヨウ

(委員長) 先キへ行キマシヨウ
舊第四百八條朗讀ス

第四百八條 前條ニ掲タル職務ハ左ノ方法ニ依テ執リ及行フ監督權ヲ帶フ

第一 司法大臣ハ總テノ裁判所及檢事局

第二 大審院長ハ大審院及總テノ下級裁判所

第三 控訴院長ハ各自ノ控訴院及其控訴院管轄區域内ノ總テノ下級裁判所

第四 地方裁判所長ハ其裁判所(若シ支部アラハ之ヲ含ム)及其裁判所管轄區域内ノ總テノ區裁判所

第五 區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ハ其裁判所ニ勤務ノ書記及其他ノ官吏(判事ヲ除ク)

第六 檢事總長ハ大審院ノ檢事局及總テノ下級檢事局

第七 檢事長ハ其檢事局及其局ノ附セラレタル控訴院管轄區域内ノ總テノ檢事局

第八 檢事正ハ其檢事局及其局ノ附セラレタル地方裁判所管轄區域内ノ總テノ檢事局ヲ監督スルノ權ヲ有ス

(鶴田委員) 續ケテ書クノヲ分ケテ書イタカラ「監督シ、、」ト書イテ一番仕舞ヒヘ「權ヲ有ス」ト書イタノダロウガ之ハオカシイ

(村田委員) 「執リ及ヒ行フ」ノ「及ヒ」ハナクモ宜サソウナモノダ

(出浦報告委員) 原文ニハアリマス、ソレニ「執行」トスルト裁判ノ執行ニナルカラ態ト分ケマシタ此文ハ翻譯局デモ困リマシタガ若シ面倒臭クナケレバ皆「監督スルノ權ヲ有ス」ト書ク方が宜シウ御座イマスガ、餘リ煩ハシイカラ簡様ニ致シマシタ

(委員 長) 一體第一第二第三ト書カナイデ仕舞ニ「監督權ヲ有ス」ト書ケバ宜シイ

(清岡委員) 朦朧トシテ能ク分リマセヌ

(村田委員) 初メノ方ヘ「監督權ヲ有ス」ト云テ「監督シ」ヲ取テ仕舞ツタラ宜カロウ

(出浦報告委員) 「職務ハ監督權ヲ有ス」ト云フノハオカシイト云フコトデアリマシタ「帶フ」ト致シマシタ

(村田委員) 「帶フ」ニシテ置テ「檢事局」トシテ置イタラ宜カロウ

(鶴田委員) 然ウスルト「司法大臣檢事局」デ、オカシクナル

(三好委員) 「檢事局ヲ」「裁判所ヲ」ト「ヲ」ノ字ヲ付ケレバ宜シイ

(出浦報告委員) 前ニハ「ヲ」デ留メマシタガ「監督シ」ヲ入レナケレバ變タト云フノデ入レマシタ

(三好委員) 矢張り前ヲ「ス」テ切テ仕舞ヲ「監督ス」テ切ル様ニシテハ何ウデス

(渡 委員) 「前條ニ掲ケタル職務ハ左ノ方法ニ依テ執行フ監督權アリ」ト云テ「監督シ」テヤツテ仕舞テハ何ウデス

(出浦報告委員) 原文ニ依レハ「監督權ヲ有スルモノトス」ト云テ第一諸裁判所ニ對シテハ司法大臣第二何々トナツテ居リマス

(清岡委員) 其方が却テ分リ良イ様ダ

(出浦報告委員) ソレデ日本文ニ直スト一番仕舞ニ斯ウ云フニナリマス

(鶴田委員) 「ス」テ置フカ

(委員 長) 之ハ文字論ダカラ「ス」ガ欲シケレバ翻譯局へ行テ「ス」ノ喧嘩ヲスルガ宜シイ

(出浦報告委員) 之ハ外見惡イト云フ論ナレバ「監督スル權ヲ有ス」ト付ケルコトニナリマス

(委員 長) 旨意ヲ害スルトカ意味ヲ何トカスルト云フナレハ宜シイガ然ウテナイノダカラ

(清岡委員) 第三第四ニ「控訴院長ハ各自」トアツテ外ハ「各自」トシテナイ「其」トシテアリマス例モ違ウカラ何カ仔細ガアリマスカ、控訴院モ其トシタ方宜シイト思フ「各自ノ控訴院」ト云フト變ニナルカラ

(出浦報告委員) 之ハ兩方トモ同シ様ニシテ宜シイ様デ御座イマス、唯第三ノ處テ「各自」ト書キマシタノハ「其控訴院又其控訴院」トナリマスカラ「各自」ト書キマシタ

(鶴田委員) 控訴院長ハ其控訴院及ヒ其管轄區域デ分リマシヨウ

(出浦報告委員) 行政事務ナレバ同列ノ判事ヲ監督シテモ宜シウ御座イマスカ懲戒ノ下調ヘヲ致シテ重クナリマスカラ、ソレデ判事ヲ除イタノデアリマス

(清岡委員) 同等ノ人ガアルト見ナケレバナラヌ

(出浦報告委員) 若シ下席ノ者が監督判事ヲ命セラレテ上ノ者ガアルトシタラ上ヘ命令ヲシナケレバナラヌ

(委員 長) 先キヘ移リマシヨウ

舊第四百九條朗讀ス

第四百九條 前條ニ掲タル監督權ハ左ノ權ヲ含ム

(イ) 官吏(判事ヲ含ム)ノ不適當又ハ不充分ニ取扱タル事務ニ付其注意ヲ促シ并限リタル時間ニ適當ニ其事務ヲ取扱フ事ヲ之ニ訓令スルノ權

(ロ) 官吏(判事ヲ含ム)ノ公務施行上ト否トニ拘ハラヌ其地位ニ不相應ナル品行ニ付之ニ諭告スルノ權但此諭告ヲ爲ス前其官吏ヲシテ辨明ヲ爲ス事ヲ得セシムル事ヲ要ス

(清岡委員) 「官吏」トシテ判事ヲ含ムト云フノハ惑ヒヲ生スル

(小松報告委員) 前ニ「判事ヲ除ク」トアリマスカラ無クトモ分リマシヨウ

(西 委 員) 除イタ判事モ含ム様ニナリヤシマセスカ

(清岡委員) 之ハ矢張り明細ニ書イタ方が宜クハナイカ

(西 委 員) 「判事ヲ含ム」ハナイ方が宜シイ

(細川委員) 前ニ除イテアルカラ矢張り茲モ除イタモノト見ルカモ知レナイ

- (出浦報告委員) 「官吏」ト云フト裁判官檢察官ハ這入りマセヌダツタカラ茲ニ判事ヲ「判事ヲ含ム」ト入レタノデアリマス、其他ノ中ニハ判事ハ這入りマセヌ
- (三好委員) 前ノ方ハ無クテ宜シイ
- (尾崎委員) 「不適當」ト云フハ部ヲ分ケテ三部トシテアルモノヲ四部トシナケレバナラヌト云フノモ不適當デアリマシヨウ
- (出浦報告委員) ソレモ不適當デアリマシヨウ
- (尾崎委員) 「不充分」ト云フト裁判上ノ事モ這入りマスカ、斯ウ云フ證據人ガアルノニ調べナイト云フ事モ這入りマスカ
- (西委員) ソレ迄ハ這入りマスマイ
- (三好委員) 抛擲^{ホウクラカ}シテ置ク事ハ這入りマシヨウ
- (尾崎委員) 年度ノ終リニナルニ抛擲^{ホウクラカ}シテ置ケバ之ニ陥リマシヨウガ、證據ガアル調べヌト云フ裁判權ノ事ハアリマスマイ
- (三好委員) ソレハ然ウデ御座イマス、證據ナドハ分リマセヌ
- (村田委員) 「判事ヲ含ム」ハナイ方ガ宜シイ
- (鶴田委員) 之ヲ置ケハ檢事モ入レナケレバナラヌ
- (三好委員) 判事ヲ含ム方ハ不充分デアリマスマイカ、「判事檢事」ト書カナケレバナリマスマイ

取ル方ガ宜シウ御座イマシヨウ

- (清岡委員) 「イ」ノ方ハ權限ノ争ヒガ出來ソウナ事デス、四十九條ニ因レハ、訓令スル權利ガアルトカ、ナイトカ隨分議論ガ起リマシヨウ、公務上或ハ裁判上不適當不充分ト思フトキハ注意ヲ促カス事ガ出來マシヨウ、私共ハ一ト威張ツテ見タイ心持ガシマス
- (三好委員) 裁判事務中ニ裁判ノ手續ト、裁判ト二ツアリマス、裁判手續ノ方ニハ掛リマス、外ノ判事ハ行政ハシマセヌカラ、裁判事務ノ中ノ手續ニ掛ツタ事デアリマシヨウ
- (西委員) 呼出ノ事ヲ幾日目ニ命スヘキ事ヲ打捨テ置タトカ何トカ云フ事ガ裁判ノ事務デ御座イマシヨウ
- (尾崎委員) 不充分ト云フ事ハ何處ニ入りマスカ
- (清岡委員) 假令ハ證人ヲ必ラス呼出シテヤラナケレバナラヌ、ソレヲ調べナイノガ不充分デハナイカ
- (西委員) ソレハ本案ニ這入ラナケレバナラヌ
- (尾崎委員) 不充分トハ何ウ云フ事デアリマシヨウカ
- (出浦報告委員) 不充分ハ爲スベキ丈ケノ事ヲ爲サスニ居タ事デス
- (村田委員) 證人ヲ呼ブベキヲ呼バナカツタノモ不充分デアリマシヨウ
- (渡委員) 注意ヲ促スノデアリマシヨウ、訓令デアリマセヌ

(出浦報告委員) 原文デハ事務ハ廣イ事デアリマス、如何ナル事務ニモ注意ヲ促カストアリマス

(尾崎委員) 八人アル證人ヲ六人カ七人外呼バナカツタト云フ事モアリマシヨウ

(西委員) 裁判權ニハ這入レヌ様デスネ

(今村報告委員) 「不適當」ハ番號順ニ調ベルト云フノガ順デ御座イマス、十號ト十一號ト十二號ト三人ヲ調ベルニ十號ヲ調ベルノヲ十一號ヲ調ベルノハ不適當デ御座イマシヨウ、「不充分」ハ朝九時ニ開廷スルト云フ張出シガアルニ或ル判事ハ何時デモ遲參シテ九時ニ開廷ガ出來ナイソレガ爲メニ一ヶ月ニ一人トカ、或ハ一年ニ廿五件トカ三十件トカ裁判スル豫算ノ出來テ居ルノガ、遅クナツタ爲メニ何時モ五件宛調ベルノガ其判事ハ二件宛外調ベヌト云フノガ不充分デ御座イマシヨウ

(西委員) ソレデ極ク良イ様デスナ

(清岡委員) 朝寢ヲシテ出テ來ル様ナ事ハ下ノ「ロ」ノ項ノ行狀ニ就テ告諭スル事ニ當リマシヨウ

(細川委員) ソレデ宜イト見テ、「ロ」ノ方デ豫告スル前ニ辨明サセルハ至極宜シイガ「ハ」ノトキモ注意ヲスル前ニ辨明ヲ爲サシメテモ宜サソウナモノデスナ

(小松報告委員) 「イ」ノ方ハ判事ヲ除ク方ガ宜カロウ

(三好委員) 裁判所ニ對シテハ懲戒法デナケレバイケス

(清岡委員) 之ハ一得一失デアリマシヨウ

(村田委員) 今日デハナクテナラヌ事ハアリマスマイ

(三好委員) 獨乙デハ裁判官ハ皆懲戒法デヤルノデ「ルードルフ」ガ日本ノ構成法ニ入レタノデアリマシヨウ

(清岡委員) 「イ」ノ方ハナイカラト云テモ充分出來マス

(村田委員) 百五十三條ハ人民ノ方カラ云テ來ルノデアリマシヨウ

(委員 長) 先キへ行キマシヨウ

舊第五十條朗讀ス

第五十條 第九十四條ニ掲タル檢事ヲ補助スヘキ官吏ハ第四百四十八條ニ依リ行フヘキ監督ヲ受ル

官吏中ニ之ヲ含ム

(委員 長) 異論ガナケレバ先キへ行キマシヨウ

舊第五十一條朗讀ス

第五十一條 裁判所若クハ檢事局ノ官吏(判事ヲ含ム)ニシテ適當ニ其職務ヲ行ハサル者又ハ其品行其地位ニ不相應ナル者ニ付第四百四十九條カ適用セラレ能ハザルカ又ハ不充分ナル場合ニ於テハ懲戒法ニ從ヒ懲戒上之ヲ訴追ス

懲戒上訴追セラレヘキ官吏カ判事ニシテ區裁判所若クハ地方裁判所ノ判事ナレハ其所屬ノ裁判所ヲ管轄スル控訴院ノ判事五人ヲ以テ組立タル裁判所ニ於テ之ヲ裁判シ控訴院若クハ大審院ノ判事ナレハ大審院ノ判事七人ヲ以テ組立タル裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

控訴院ノ判事ヲ以テ組立タル裁判所ノ懲戒判決ニシテ停職又ハ免官ニ係ルモノニ對シテハ大審院ノ判事七人ヲ以テ組立タル裁判所ニ控訴ヲ爲ス事ヲ得

此條ニ掲タル裁判所ヲ組立ルニハ其判事ヲ出スヘキ裁判所員中官等最モ高キ者ヲ取ル

右裁判所ノ裁判長ハ列席判事中官等最モ高キ者ヲ以テ之ニ充ツ

(小松報告委員) 第四項ノ「裁判所員」「判事中」ト修正シマシタ

(清岡委員) 此時ニナレハ假令ハ控訴院デモ大審院デモ懲戒裁判所ニナラナケレバナラヌ、然ウナツテ見レバ此書方デハ控訴院ノ資格デアル様ニハ見ヘナイカラ少シオカシイ

(小松報告委員) ソコデ態々「五人ヲ以テ組立ル裁判所」ト致シマシタ

(清岡委員) 處ガ控訴院ノ裁判ハ五人大審院ハ七人デアリマス、處ガ此トキニハ控訴院デハヤルケレトモ下ノ控訴院ト違ツテ懲戒裁判ニナルノデアアルカラ別ニ懲戒裁判所ノ法律ヲ以テ懲戒裁判所ヲ設ケル事ニ構成法デナツテ居ル

(小松報告委員) 控訴院デアルト云フ事ヲ避ケル爲メニ「五人ヲ以テ組立テタル裁判所」トシマシタ

(清岡委員) 之ハ「懲戒裁判所」トシナケレバナラヌト思ヒマス

(三好委員) 獨乙ノ法律ニ因テ定メタノデ、懲戒裁判所ハ別ニ立テ居リマセヌ、行政官ノ爲メニハ懲戒裁判所ハ別ニナツテ居リマス地方官ハ裁判所デアル、ソレハ何ウ云フモノカト云フト、懲戒裁判所ニ違ヒナイケレトモ自分自ラ裁判官デアアルカラ控訴院デアル

(清岡委員) 懲戒裁判所ト違ツテ控訴院デアルト云フナレバ分リマス

(細川委員) 其實懲戒裁判デスナ

(三好委員) 懲戒裁判所ニ行クノダケレトモ裁判官デアアルカラ控訴院デアル

(鶴田委員) 檢事ハ懲戒裁判所デヤリマスカ

(三好委員) 懲戒裁判所デヤリマス

(出浦報告委員) 檢事モ此處デヤリマス

(村田委員) 「檢事局ノ官吏」トアルカラ檢事モ這入ツテ居ル

(委員 長) 之ガ宜ケレバ今日ハ是レ迄デ置キマス

千時午後第三時三十五分閉會

裁判所構成法第十回議事筆記

自第百五十二條
至第百五十六條

追正再議第三十五條第六十條第六十一條第百十八條第廿二條

明治廿年十一月廿九日午前九時十五分開議

(委員 長) ヤリマシヨウ

舊第五十二條朗讀ス

第五十二條 前數條ヲ以テ與ヘタル行政權及監督權ハ判事若クハ檢事カ其官吏タルノ資格又ハ其
他ノ資格ヲ以テ爲シタル事ニ對シテ起リタル請求ニ付其判事若クハ檢事ヲシテ其請求ヲ満足セシ
ムル爲メ之ヲ用ヒス右請求ハ通常ノ裁判手續ヲ以テ裁判所ニ於テ之ヲ爲ス事ヲ要ス
右項ハ政府ヨリ過分ニ受ケ又ハ誤ニ因リ受タル金錢ノ償還ニ適用セス

(細川委員) 鳥渡云フテ見ルト何ウ云フ事デアリマスカ

(小松報告委員) 判事若クハ檢事ノ官吏タル資格カ又ハ其他ノ資格カラ成立テアル事デ、其判檢事ニ
對シテ起リタル請求ナノデアリマス、其請求ヲ判事ヲシテ檢事ヲシテ與ヘタル權ハ監督手續ニ因ラス

(清岡委員) 其請求ハ誰カラシマス

(小松報告委員) 人民カラ請求スル事モアリマシヨウ、或ハ政府カラ請求スル事モアリマシヨウ

(清岡委員) 請求サレタル判事若クハ檢事ヲシテ其請求ヲ満足セシムル爲メト云フト

(小松報告委員) 其請求ヲ満足スルノデアリマス、假令ハ損害ノ賠償ヲ請求サレテ其賠償ニ應セシム
ル爲メニハ監督權ニハ因ラス、通常ノ手續ニ因ル、此條デハ判事ト檢事ト括メテアリマシガ現ニ八十
八條ヲ御删除ニナリマシタガ矢張り彼ノ旨意ノ辭ノ立方ヲ違ヘテ來タノデアリマシヨウ

(清岡委員) 判事自ラ請求スルノデアリマスカ

(小松報告委員) 八十八條ハ左様デ御座イマス

(南部委員) 判事檢事が請求シテ居ル様ニ見ヘル對シテ云フ字カ付キト云フ様ニ讀ンデ満足セシム
ル爲メニハ監督權ハイカスト讀メル

(小松報告委員) ソレデモ宜シウ御座イマシヨウ

(出浦報告委員) 判事檢事がシタ仕事デ損害賠償ガ起ツタトキハ司法大臣ニ願ツテモ償ツテヤレト云
フ權ハナイ、又判事檢事が借金ヲシテ返ヘサヌ、其借金ヲ返ヘス様ニナスツテ下サイト司法大臣ノ所
ヘ來テモ、貴様借金ガアル、返ヘシテヤレト云フ事ハ出來ナイ、ソレハ裁判所ヘ行ケト云フ事デアリ
マス、判事檢事ニ對シテ起リタル請求ニ對シタル満足ヲ與ヘル請求ニハ與ヘナイト云フ事デアリマ
ス

(西委員) 判事檢事ヨリ満足ヲ得セシムル爲メト云フノデアリマセヌカ

(出浦報告委員) 訴ヘル方ニ穴カ開イテ居ル、其穴ヲ満足セシムル爲メニハ與ヘナイ

(南部委員) 「セシムル」ト云フ字ハ判事檢事ノ方ニ掛リマス

(出浦報告委員) 満足ト云フノハ喜バセルト云フノデアリマセヌ、穴ヲ填メルト云フ事デアリマス

(西委員) 満足デハ悦ンダ意味ニナル、之デハ満足シナイト云フ事ガアルカラ悦ブ事ニナル

(南部委員) 「應セシムル」デハイケナイカ

(出浦報告委員) 金ヲ借りタモノナラ返ヘシテヤル

(清岡委員) 填補ト云フ事ヲ用フルネ

(出浦報告委員) 併シナカラ借財ヲ返ヘスノハ填メルノデアリマセヌ
(渡 委員) 一體旨意ノ要點ハ斯ウ云フ事デアリマシヨウ、判事若クハ檢事ハ其官吏タル資格又ハ
其他ノ資格ヲ以テ爲シタル起リタル資格ニ付テハ前數條ノ監督權ハ之ヲ用ヒズト云フ事デアリマシ
ヨ

(南部委員) 「請求ニ付之ヲ用ヒス」トスレバ分リマシヨウ

(尾崎委員) 之デ分ル、即チ訴訟人ノ意ニ滿ル様ナ事ハ用ヒテ宜シイ

(清岡委員) 意ニ滿ルノデハナイ、填補サセルノデアリマス

(西 委員) 誰ヲ満足セシムルト云フト請求シタ人ヲ満足セシムル

(出浦報告委員) 判事檢事ヲシテ他ノ人ヲ満足セシムルト云フノデアリマス

(三好委員) 之ハ借金ハ分ラヌデシヨウ

(出浦報告委員) 私ハ分リマシヨウト思ヒマス公私混淆デイケル様デス

(三好委員) 之ハ五十八條カラ來テ居ル、矢張り損害ノ賠償、費用ノ償還ト云フ事カラ來テ居ル、
ソレ故ニ二項モ能ク利イテ居リマス

(委員 長) 鶴田サンガ「判事檢事其請求ヲシテ満足セシムル」トシタラ宜カロウト云フ

(鶴田委員) ソレデ分リマス、之デハ判事檢事ガ悦ブ様ニナル

(委員 長) 出浦サン「判事若クハ檢事ヲシテ」ノ「ヲシテ」ヨ「判事檢事其請求ヲシテ満足セシ

ムル」ト直セハ分リマスカラ翻譯局デ直シテ下サイ

(出浦報告委員) 「其判事若クハ檢事ヨリ其請求ヲシテ満足セシムル爲メ」トシタラ如何デ御座イマ
シヨウ

(西 委員) ソレナラ分ル

(清岡委員) 「其判事若クハ檢事ハ」ヲ削ツタラ宜カロウト思フ

(委員 長) 意味ヲ取違ヘル様ナレバ削ルガ、ソレデナケレバ削ル事ハ出來ナイ

(清岡委員) 若シ置カナケレバナラヌト仰シヤルナレバ「判事若クハ檢事ニ係リ請求ヲシテ満足セ
シムル爲メ」トスレバ分リマシヨウ

(西 委員) 「應シテ」ヲ「ヨリ」ニスレバ分リマシヨウ

(出浦報告委員) 之ハ原文ガ斯ウ云フ出來方デアリマスカラ能ク分リマス様原文デ直シマセヌデハイ
ケマセヌ

(渡 委員) 一體此旨意ハ判事檢事ノ公事ノ資格ヲ以テシタ事ニ付テ請求ハ懲戒法カアルケレドモ
懲戒法デハ行政權ヤ監督權、デハシナイ、裁判所デスルソ、何ゼ計リシナイゾト云フ疑ヒヲ解ク爲メ

ニ、行政權監督權デハ疑ヒヲ免カレナイカラ裁判所デスルノヂヤト云フ間ノ附ケ加ヘナイヂヤ

(村田委員) 其請求ハ要^要スト思フ「請求ニ付」トスレバ分ル

(出浦報告委員) 大旨意ハ請求ニ付テハ裁判ハサセナイト云フノデ御座イマス

(西 委員) 「判事若クハ檢事ヨリ」デ分ル

(委員 長) 旨意ハ宜ウ御座イマスカ

(鶴田委員) 旨意ハ宜ウ御座イマス

(委員 長) 末項ハ何ウ云フ事デアリマスカ

(出浦報告委員) 俸給デモ餘計ニ過ツテ渡シタトキガ御座イマシテモ、ソレモ裁判所へ持出シテ裁判

シナケレバナラヌト云フノデハ不都合デ御座イマスカラ、ソレハ監督權ヲ以テ居ル人カラ御前、返へ

シナサイト云フ事ニナル、之ガナケレバ之モ裁判所へ行カナケレハナリマセヌ

(清岡委員) 一旦受取ツタノデアルカラ返へサヌト云へハレルト困ルカラ

(小松報告委員) 佛蘭西デハ俸給ヲ誤ツテ受取ツタトキハ返へサヌ様デス

(委員 長) 文章ハ翻譯局デ分ル様ニスル事トシテ先キへ行キマシヨウ

舊第五百五十三條朗讀ス

第五百五十三條 司法事務取扱ノ方法ニ對スル總テノ苦情ニシテ就中或ル事件ノ取扱方ニ對シ又ハ取

扱ノ延滞若クハ拒絶ニ對スル如キ苦情ハ總テ此編ヲ以テ與へタル行政權及監督權ニ依リ之ヲ處分

ス

(小松報告委員) 之ハ「苦情」ヲ「抗告」ニ修正致シマス

(清岡委員) 抗告計リデ差支へマセヌカ

(小松報告委員) 抗告ヨリ外ナイ様デ御座イマス

(清岡委員) 諭告ハ抗告スル方ニ這入りマスカ

(小松報告委員) アレハ上カラ下へ云フノデアリマスカ、此處ハ下カラ上へ以テ行クノデアリマス、

人民ガ自分ノ事件ヲ延滞サセタリ、謂レナク後レサセタトキデアリマスカ抗告デアリマス

(西 委員) 抗告ハ其裁判ヲ通ツテ行クカラ其通りニ處分シナケレバナラヌトキハ直シテヤルシ、

置ケナケレバ上ヘヤル

(小松報告委員) 「ルードルフ」原案ハ「ベシベル」デ抗告ノ様デ御座イマス、何ウモ苦情ハオカ

シイ様デ御座イマス

(清岡委員) 抗告ハ上ニモ見ヘテ直ニ行政權監督權ヲ以テ懲戒スルニ至レハ宜シイケレドモ若シ不

當ナル抗告ト見テ取ルニ足ラヌ抗告デアルトシタトキハ抗告ノ是非ヲ裁判スル様ニナラナケレハ極ラ

ヌデスネ、然ウナツテ來ルト、抗告手續ニ因テ處分センナラント云フ事ニナルト、行政權監督權デヤ

ル事ヲ一方ヘハ抗告ト云テハ何ウダロウカ

(小松報告委員) 故障ヲ言立テタ事ヲ監督權デ處分スルノデアリマシヨウ

(清岡委員) 其故障ガ一向取ルニ足ラヌ法律モ規則モ知ラヌ様ナ故障ガアル、判事檢事ヲ叱ル譯ニ

イカヌ故障ハ付ケナケレバナラヌ、然ウスルト其故障ハ行政權監督權デ付ケル事ニナル

(鶴田委員) 前ニ「抗告ハ裁判權ヲ有ス」トアリマス、ソレト之レト混淆シテハ何ウデアリマスカ

之ハ輕イ事デアリマシヨウ

(小松報告委員) 抗告ト云フ字ハ行政ニモ使ツテアリマス

(出浦報告委員) 翻譯局デモ「苦情」ハ「抗告」ト云フ字ト原字ハ同シデ御座イマスガ「苦情」ト書イタノハ抗告ハ裁判所ノ決定命令ニ對シテスルノデ、之ハ決定命令デナイ、申サバ苦情デ、早ク願ヒマスト云フ様ナ事ニ用フルノデアリマスカラ殊更ニ苦情ト致シマシタ

(清岡委員) 裁判權ト同一ニ抗告ノ手續ニ因ラナケレバナラス、其トキ行政權デ抗告ヲ處分スルト云フト、オカシイ

(鶴田委員) 之ハ原書ハ同ジデモ變ヘナケレバナラス事ニナツタノデアロウ

(尾崎委員) 「苦情」ガ宜シイ、色々ナ事ヲ云テ來ルノデアルカラ

(細川委員) 直クニ抗告ニモナツテ來ルデヤロウ

(鶴田委員) 何カ指令デモスレバ抗告ニナル

(村田委員) 修正ノ理由書ニ苦情申出ノ手續ガナイトアルガ、手續ハアルノデシヨウ

(出浦報告委員) 手續ハアリマセヌ

(小松報告委員) 何ウモ之ハ上級ノ裁判所ヘ行クトカ、上官ヘ行クトカ云ハナケレバナラス

(出浦報告委員) 所長ヘ行クノデアリマス監督ノ權ヲ持テ人ノ所ヘ行クニハ手續ハイラス

(小松報告委員) 庶務規程ノ中ノ抗告ト同ジデアリマス

(西委員) 裁判所ノ判事ガ事ヲ延滞スル何時迄掛ツテモシテ吳レヌ、外ノ事ハヤツテ吳レルガ、

私ノ事ハヤツテ吳レヌト所長ニ言フ云フ、所長ガ調ヘテ見テ眞ニ延滞ガアレバ代リノ判事デ早クシテヤツタラ宜カロウト云テ故障ハセンデ濟ンデ仕舞フ、所ガ所長モ然ウハ行カヌ、貴様苦情ヲ云テモ仕方ガナイト云フ時ソコデ始メテ抗告ガ起リマシヨウ

(小松報告委員) ソレハ誰ニ向テ訴ヘマシヨウ

(西委員) 所長ヘ云テ出ル

(清岡委員) 現行ノ法デ見ルト、監督權行政權ガ立派ニナイカラ何デモ監督權ニ這入ル

(小松報告委員) 公證人規則ニモ裁判所官制トモアリマス

(清岡委員) 之ハ民事刑事上ノ抗告デアルカラ當リ前ノ行政上トカ公證人規則トカ云フ部類トハ違ウ、一體ノ抗告ト見ルト間違ウ様ニ見ヘル

(小松報告委員) 現ニ裁判所官制ニモ抗告ト云フ字ガ書イテアリマス

(委員長) 全體「コンプレント」ト云フ字ヲ所ニ因テ變ヘテ居ルカラ違ヘタノデアリマシヨウ、今一遍翻譯局デ後チ後チ迄極メテ行クニハ場所ニ因テ「コンプレント」ト云フ字ヲ或ルトキハ「苦情」ト書キ或ルトキハ抗告ト書クガ或ハ英文ガ惡イノカ翻譯局デ論ジテ下サイ

(小松報告委員) 訴訟ノ印紙ガ足ラヌト云テ却下サレタトキモ抗告デ行ク、ソレモ之モ變リマセヌ

(委員長) 獨乙文ニ何モ箇モ一緒ニ行クノガ、日本文ニ翻譯スレバ、私ノ事件ハ暇ガ掛ルカラ早

クヤツテ下サイト云フノハ上級ノ裁判所へ行ク事ニナル

(小松報告委員) ソレハ然ウデハアリマセヌ其裁判所行へキマス

(委員 長) ケレトモ抗告ハ上へ送ル

(小松報告委員) 重モニ手續上ニ係ル不平デス、即時抗告ト無期限抗告ト二ツアリマス、書記ガ印紙ガ足ラヌト云テ却下スルノハ直グニ申出テ、尤モト思へバ直グ直シマス

(委員 長) 些ミタル事件ニ付テ、尤モト思へバ其者ニ改メサセル事ハ意ニ反セヌケレバ直グ直サセルガ反シタトキハ

(小松報告委員) 勿論左様デ御座イマス若シ反スレバ意見ヲ添ヘテ上級ヘヤリマス

(西 委員) 印紙ノ如キハ無論抗告ト云テ宜シイ、相當ノ印紙ヲ貼テ往ツタニハ足ラヌ今チヨツト貼ツテ來イト云フノハ抗告デアリマシヨウ、ソレハ此處ニ「苦情」トアツテ抗告ノ行クノハ當リ前デアリマシヨウ

(小松報告委員) 若クハ拒絕杯ト云フ事ハ重イ事デアリマス、重イ苦情ニナルト抗告ト違ヒマセヌ

(西 委員) 今日ハ日延ヲシテ下サイ、裁判官ハイケヌゾト云フノハ直グニ出來ル

(小松報告委員) 抗告ハ苦情デアリマス

(西 委員) 今日迄ノ手續ハ書面デヤツテ、抗告ハ餘程手重^{オッコウ}ニナリマス、唯私ハ六時ニ出テ來タガ未ダ御調べニナリマセヌト云フノハ苦情デアリマス、ソレヲ一ニ書面デヤルノハ面倒ダ

(小松報告委員) 延滞拒絕ハ重イ

(鶴田委員) 抗告トハ少シ違ウト思フ

(委員 長) 抗告トハ違ウニ違ヒナイ

(細川委員) 唯怪シイノハ獨乙ノ「ベシベール」ト同ジ字デアルト云フノハ分リマセヌ

(小松報告委員) 唯抗告ヲ許スト云フノハ詰ラヌ事迄往ケル

(細川委員) 此抗告ト裁判權ノ抗告トハ同ジ事デ御座イマシヨウカ

(小松報告委員) 同ジ抗告デモ即時抗告ハ些細ナ事デ、無期限抗告ハ重イ

(委員 長) 下等ノ裁判所デ命令サレタ事ニ付テ抗告スルニハ前ノ裁判官ガ出テ自ラ取消ス事ガ出來マスカ

(小松報告委員) ソレハ出來マス、然ウスレバ上級裁判所ニ行ツテ決定ヲ請フニ及バヌ

(委員 長) 抗告ト云フ字ヲ何處迄モ貫イテ行クト云へバ宜シイガソレガ日本ノ今日ノ事情ニ合ウカ合ハヌカ

(三好委員) 裁判所デ抗告ト云フノハ是レ迄控訴ト云テ居ル、此抗告ハ請願ト云テ居リマス、ソレデ大變心持チガ違ヒマス、ケレトモ本案ノ判決ヲ除クノ外ハ皆抗告ニナツテ居リマス、ソレハ即チ取返シガ出來ル、惡イト云フ事ヲ自ラ發見スレバ取返ヘス事ガ出來ル、惡クハナイト思ツタトキハ一等上ノ官吏ガ判決スル

(鶴田委員) ソレハツレデ宜シウ御座イマスケレトモ行政處分デ扱ツタ事デ行政權監督權デ扱ツタ事ガ不服デ抗告スル、今一ツ上ヘヤツタトキ裁判處分ニ屬スルト、行政處分ニ屬シタモノガ今度ハ裁判權ニナルダラウ

(三好委員) 何處迄モ抗告權デアリマス、監督權デ處分シタ事ハ何處迄モ監督權デヤリマス、行政權ノ抗告ト、裁判權ノ抗告ト二ツアリマス

(鶴田委員) 其處ガ誠ニ因ル、同ジ字デ監督權デ處分サセル事ト、裁判權デ處分サセル事トアル

(三好委員) 今日ハ無訟事件ハ判然ト區域ハ付イテ居リマセヌ、登記事務ハ裁判官ノ本務トシテヤルヘキモノニナラナケレバナラス、ソレデ此方デハ行政官ハ地方官ノ處分ニ對シテ内務卿ニ持テ來ルノハ名ガ違ツテ居リマス「請願」ト申シマス、請願ニ對シテハ判決トハ申シマスマイ、裁決ト申シマスマイ、法制局デヤルノモ裁定ト云テアルノハ名ガ違ツテ居リマス

(鶴田委員) 二通りアレバ別々ニシテ置カナイトイケマイ

(村田委員) 行政官ガヤツタ事ハ獨乙デハ抗告ダ

(委員 長) 兎ニ角一定ノ字ヲ用フルガ宜シイ、ソレカラ行政裁判ノ事柄ト、ソレカラ墾地利ガ獨乙デ局長ノシタ事ヲ郡長ニ郡長ノシタ事ヲ縣令ニ云フ、彼ナ様ナ事ハ何ウ云フ字ガ使ツテアルカ調べテ下サイ

(出浦報告委員) 尙ホ報告委員デ相談シテ見マシヨウ

(委員 長) 先キヘヤリマシヨウ

(小松報告委員) 借金ヲ除イテ百圓ト云フ事デアリマスガ、ソレハ分リマセヌ、然ウナレバ分産スル必要ガナイ

(西 委員) 此法ガ立テバ破産事件ハ區裁判所デヤラセル事ハ出來ヌ

(三好委員) 何方ヘカ特別專屬デナイトイケマセヌ

(西 委員) ソレダカラ元トノ案ガ出タノデアリマシヨウガ、五十圓ノ訴ノ爲メニ破産スル者ガ百萬圓ノ爲メニ破産スル事ニナル

(渡 委員) 破産事件ト云フモノハ商法ニ掲ゲテ手續ガ適當スレバ商事デモ破産事件スルニ足ラヌ小事件ハ外ノ事デ行ケル譯デアリマセウ商事ノ破産ニ限ツテ地方裁判所ニ專屬シタ方ガ却テ宜シウ御座イマヨウ

(村田委員) 掲ケテ置カヌ方ガ能クハアリマセヌカ

(西 委員) 破産法ガ別ニ出來レバ是丈ケノ條項ハ是非ナクテナラス事ハナイ、區裁判所ハ假令ハ一ノ事デモヤリ上ゲテ見テ破産ニナルト思ヘバ區裁判所デヤラヌ

(細川委員) 差支ヘハナサウデス

(委員 長) 之ヲ取ルヨリ取ラズニ於テ何シナニ民法ガ出來様ガ、商法ガ出來様ガ訴訟法ガ出來ヨウガ、此處ハ書イテ置テ貫ヒタイ、私ノ云フノハ「商事上」ト云フ字ヲ取り除ケル、「特ニ」ト云フ字ヲ取テ除ケレバ宜シイ

委員長ノ提出サレタル修正案

區裁判所ハ裁判執行ニ付處分權ヲ有ス但他ノ法律ニ於テ特別ニ處分法ヲ定ムル者ハ此限ニアラス
區裁判所ハ債權者ノ財産ノ價額二百圓ヲ超過セサルモノニ限り法律ノ定ムル處ニ從ヒ破産事件ニ付
裁判權ヲ有ス

(南部委員) 三十三條ニ斯ウ云フ事ガアリマス

(委員 長) 能ク見タニ「ルードルフ」モ必ラズ地方ト限ツタ事ハアリマセヌ、區裁判所デモ道具
サヘ揃ヘレバ宜イ様デアリマス

(細川委員) ア、ナルト、二條ニナル方ガ宜シイ

(西 委員) 債務者ノ額ナレバ、債務者ノ額ガ二百圓ナレバ區裁判所ハ二百圓ニテアリマスカラ、
ソレト同ジ額ヲ有シテ居ルモノハ區裁判所デ出來ル、ソレヨリ以上ハ出來ナイ、鳥渡見ルト、二百圓
ノ財産ヲ持テ居レバ破産シナイデモ宜シイ、或ハ二百圓ノ訴デ御座イマセヌデモ百圓ノ訴ガ御座イマ
ス、之ハ區裁判所ノ權限デ裁判ガ出來ル、其負債者ハ三百圓ノ財産ヲ持テ居ルトキハ區裁判所デハ之
ハ分産ノ言渡ヲ爲ス事ハ出來マセヌ、然ウスルト百圓ノ權限迄ハ區裁判所デイケルト云テ出來ナイ事
ニナル、然ウスルト十圓デモ出來ナイ

(委員 長) 二百圓ヨリ超シサヘシナケレバ區裁判所デヤル權限ガアルカラ、區裁判所デヤツテ宜
シイデシヨウ、若シ負債者ノ財産ノ額ガ二百圓以上ナレバヤル事ハ出來ナイ

(西 委員) 然ウ云フ事デアリマス區裁判所デハ十圓ノ訴デモ出來ナイ事ガアリマス、元ト何ウ云
フ心持デ立テマシタカ

(委員 長) 財産ヲ重ンジタノデス

(西 委員) 財産ノ方デ百圓ト區裁判所ノ權限ヲ立テ、其裁判所ハ十圓デモ出來ヌト云フ事ニナル

(南部委員) 其手續ハ何ウシタモノカ、身代ヲ調べナケレバ分ラナイ

(委員 長) 身代ヲ調べテ見ナケレバ、ヤルカ、ヤラヌカ分ラヌ、商事ノ破産ナレバ管財人ヲ拵ヘ
テ先キ(名前ヲ留メテ調べ、調べテ自分デ裁判スルモノデナイト思ヘバ地方裁判所デナケレバナラ
ヌト云フカ、又ハ地方裁判所ノ囑託ニ因テヤルカ、便宜ノ仕方ガアルカ知レマセヌガ、當リ前ナレバ
權限ヲ超ヘレバ出來ナイト云ヒ切ツテ仕舞フヨリ外ニ仕方ガナイ

(尾崎委員) 立案者ノ旨意ハ何ウダロウ、西サンノ御説ノ様デハ些^チトモ出來ヌ

(西 委員) 二百圓ノ身代ガアツテモ十圓ノ爲メニ身代限ヲシナケレバナラヌ廿圓モ十圓モ訴ガア
ツテ破産シナケレバナラヌ、何シロ工合ノ六ヶ敷イ事ダケレトモ、斯ウ云フ事ガナケレバ不都合ダ

(清岡委員) 區域ヲ御定メニナツテハ如何デス、目安ヲ立テ破産事件ハ多數ト少數ノ金額ヲ分ツテ
是レヨリ以上ハ地方裁判所デヤルトカ、或ハ總テ破産ハ地方裁判所デヤツテ區裁判所デヤラセナイト
カ、或ハ名ヲ變ヘテ破産事件ト云フ元トノ元則ヲ御立テニナツテ、ソレヲ目安ニ立テ論ジマセヌト、
何レ丈ケノ事ガ破産ト云フ事ニナルカ、民事ガ籠ルカ、商事計リカ分リマセヌ

(委員 長) 今彼處ニ書イタノハ假リニ定ツタモノトナロウカト思ヒマス、ト云フノハ構成法デハ總テ他ノ法律ヲ包含スル様ニ書イテアレバ差支ヘナイ、何シナニ外ニ不都合デアリマシヨウガ障ラヌ様ニ書イテ置ケバ宜シイ、破産事件ハ起草者ガ何ウ云フ積リカ分リマセヌガ、私ノ考ヘデハ商事ノ如キモノハ人ノ權利ヲ害スルモノハ鄭重ニシナケレバナラス、ソレデ金額デ限ラル、モノナレバ金額デ限ルガ、一方事情ノ煩難ト云フ事ガアルカラ金額デハ限ラレマセヌ

舊第百五十四條朗讀ス
第百五十四條 裁判所及檢事局ハ司法大臣又ハ監督權アル判事若クハ檢事ノ要求アル時ハ法律上ノ事項又ハ司法行政ニ關スル事項ニ付意見ヲ表ス

(清岡委員) 意見ヲ表スト云フノハ何ウ云フ振合ニ致シマスカ實際ノヤリ方ガ了解シ兼ネマス

(細川委員) 之ハ口デヤツテモ書面デ書イテモ宜シウ御座イマシヨウ

(三好委員) 元トハ「意見ヲ云フノ義務アリ」トアリマシテ、尋ネラレタトキハ可イトカ惡イトカ意見ヲ表セサル可カラスト云フ様ナ事デス

(鶴田委員) 詰リ裁判所ノ協議ガ云フノデ、一人ガ云フノデアリマセヌナ

(三好委員) 今日ハ外ノ處ニハ減多ニアリマセヌケレドモ大審院ノ刑事局ノ意見ハ何ウカト尋ネルト協議ノ意見トシテ持出シテ貰ヒマス

(本多報告委員) 判事ガ或ル事柄ニ付テ書物デモ書イテ居ルト其事柄ニ關シテ命スル事ガアリマス

(渡 委 員) 原文デハ意見ヲ表サナケレバナラヌト云フ事ニナツテ居リマス

(小松報告委員) 「表スベシ」デス

(委 員 長) 先キへ行キマシヨウ

舊第百五十五條朗讀ス

第百五十五條 司法部ニ對シテ起リタル民事訴訟ニ於テハ其訴訟ヲ受ケタル裁判所ノ檢事局ハ司法部ヲ代表シ其利益ヲ防護ス

(南部委員) 被告ニナルト限ツテ居リマスカラ所長ニ係ツタ事ハ檢事ガ辨護スルカ

(三好委員) 檢事ガ代理ヲスル

(清岡委員) 假令ハ横濱裁判所長ヲ相手取テ民事ニ訴ヲ起シタ其時ハ檢事ガ司法部ノ代表人トナツ

テ所長ニ係ツテヤリマスカ

(三好委員) 檢事ガ被告トナツテ答辨書ヲ出ス譯ナノデス

(清岡委員) 所長ノ代人トナリマスカ

(三好委員) 法律上ノ代理ニナリマス

(鶴田委員) 裁判所ヲ一己人ト見テ訴ヘタトキデスカ

(三好委員) 左様

(細川委員) 出浦サン、之デ能ク分ツテ居リマスガ、之ハ原文ヲ直譯スルト「司法部ノ利益ヲ代表

シ及ヒ保護スル」ト云フ事ニナリマスネ

(出浦報告委員) 利益ヲ代表スルト云フノハオカシイデ御座イマシヨウ

(細川委員) 商法デモ矢張り此字ガアツテ「代表シ及ヒ防衛ス」ト書キマシタガ獨乙デハ何ウ申シマスカ

(小松報告委員) 獨乙デハ「代理保護」トアリマス

(出浦報告委員) 然ウ書イタラ却テ分リ惡イト思ヒマシテ箇様ニ致シマシタ

(鶴田委員) 裁判所ヲ造ルト、其裁判所エ訴ヘルノダナ、裁判所ガ裁判所ヲ造ツテ金ヲ拂ハヌ、然ウスルト其裁判所ニ訴ヘテ之ハ拂ハナケレバナラヌト裁判スル譯モナイ話シダ

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

舊第百五十六條朗讀ス

第百五十六條 此編ニ掲タル前各條ノ條項ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ裁判上執務スル判事ノ獨立ニ影響ヲ及ボシ又ハ之ヲ制限スル事ナシ

(細川委員) 之デ初メノ監督ガ司法事務ニ立入ラヌト云フ事ガ分リマス

(出浦報告委員) 之ガナイト監督權ハ何處迄立入ルカ分ラナイト云フ事デ這入リマシタ

(渡 委員) 佛文ニハアリマセヌ

(南部委員) 八十八條ヲ削テ自分デ裁判スル様ナ疑ヒガ起ルノデアリマシヨウ

(鶴田委員) 裁判所ヲ一己人トシテ訴ヘル、前ノハ人ガ此人ト極ツテ居ル之ハ會社ト同ジ様ナモノダ

(尾崎委員) 宜シイ

(鶴田委員) 此控訴院ガ其家ヲ造ツテ訴ヘラレタトキハ東京始審ニ行カナケレバナラヌ、此檢事ハ何處ノ檢事ガヤルカ、其處ノ檢事ガ行クカ東京始審ノ檢事ガ行クカ

(委員 長) 訴ヘラレタ檢事ガ行ク

(清岡委員) 「訴訟ヲ受ケタル裁判所」ト云フノハ受取ツタ裁判所デアリマスカ

(出浦報告委員) 受取ツタ裁判所デアリマス

(鶴田委員) 東京控訴院ヲ立テル受負ニ付テ始審ニ訴ヘラレタトキハ始審ノ檢事ガ被告ニナル

(委員 長) 大審院ガ訴ヘラレタトキハ地方裁判所ヘ行クダロウ

(細川委員) 始審ニ行キマス、然ウシテ始審ノ檢事ガ被告トナリマス

(三好委員) 檢事ハ一體ノ者ダカラ差支ヘナイ

(清岡委員) 東京裁判所ガ東京裁判所ヘ訴ヘラレタトキ裁判所デ裁判スル事ニナル、理屈ヲ云ハバ行政事務デ、裁判事務ハ素ヨリ格別ノ事デアルカ知レヌ其實同ジ事デ所長ガ訴ヘラレテモ監督スル權モ諭告スル權モアル

(小松報告委員) 其處ガ裁判官ノ獨立デアリマシヨウ

(清岡委員) 行政裁判モ此處デヤルダロウ

(南部委員) 行政ハ別デス

(委員 長) 尾崎サンガ訴ヘラレタ、其時横濱ノ所長ダツタガ、裁判ノ結局ニ至ランデ濟ンダガ他

ノ裁判所ニ移スト云フ、然ウシテ見レバ鶴田サンノ云フ所モアルカ知レナイ、自分ガ訴ヘラレテ自分

ガ裁判スル人ナラ構ハヌケレドモ役所ガ訴ヘラレルノダカラ何ウダロウカ

(南部委員) 今デモ受負代金ノ滞リハ其處デヤツテ居リマス

(村田委員) 此意デモ自分デ裁判スル

(三好委員) 東京始審裁判所ノ訴ヘラレタノヲ人民カラ忌避スル事ガ出來ル、元トノ十六條ニ「反

對若クハ特別ノ事情ニ因リ」トアリマス、忌避ノ原因ガ皆アルトキハ裁判ガ出來ナイ、今ノ様ナ裁判

ヲ訴ヘラレタトキハ裁判所全體ガ忌避スル事ガ出來ルト云フ事ハ別ノ法律デ定メラレルダロウ、其裁

判所ハ何ノ裁判官モ皆忌避シナケレバナラヌト云フ事ハ法律デ云ヘル事ガ出來ル、ソレデ清岡サンノ

御疑ヒガ解ケマシヨウ

(清岡委員) ソレデ法律ノ中ヘ入レバ宜シイ

(三好委員) ソレハ訴訟法デナケレバナリマセン

(委員 長) 忌避セスノハ此處デ宜シイ

(三好委員) 人民ガ疑ヒサヘンナケレバ宜シイ、百五十六條ガ宜シケレバ今出テ來タ破産事件ノ第

三十五條カラヤリマシヨウ

第三十五條修正案朗讀ス

第三十五條 地方裁判所ハ(商事上ノ)破産事件ニ付キ特ニ裁判權ヲ有ス

(小松報告委員) 三十五條ハ一旦删除ニナツテ居リマシタガ彼ノ條ヲ生カシテ箇様ニ致シマシタ、商

事上ト云フ括弧ヲ入レマシタノハ商事ニ限ツテ破産事件ニナリマスヤラ或ハ破産事件ハ商事モ民事

モ兩方含マセルヤラ分リマセヌ、故ニ括弧ガ這入リマシタ

(委員 長) 之ハ何レ商事上ノ破産ヲヤル處デハ民事上ノ破産モヤラナケレバナラヌ、之ハ茲ノ議

決ニ因テヤリマシヨウガ、尋常ノ民事ノ破産ト云フモノヲ地方裁判所ヨリ上デヤル事ハ出來マセヌカ

ラ地方裁判所ハ何方モヤリマス、唯區裁判所ニ及ブカ及バスカト云フノデアリマス、及ブ事ニナレバ

金額ノ少イモノヲ區裁判所ニ讓ルカ知レマセヌ

(小松報告委員) 昨日委員長カラ破産事件ハ商事ノ破産事件、又民事ノ身代限ノ事ハ民法ニ這入澤山

アリマスガ、ソレモ商事上ノ破産ト云ハサルヲ得ヌ事ニナツテ、ソレガ爲メニ地方裁判所ガ隔ツテ不

都合ガアリハシマスマイカ

(委員 長) 商法ノ手續ハ大事ニシテアリマスカラ金ノ上ニハ關係セヌ、其事柄ガ鄭重ニシテアル

カラ其手續ヲ履マナケレバナラヌ、其手續ヲ履ムニハ地方裁判所デヤラナケレバナラヌ、假令バ十圓

デモ一圓デモ管財人ヲ拵ヘ、鑑定人ヲ拵ヘ、帳簿カラ統計表カラ皆調べテ其者ガ揃ハンケレバ裁判ガ

出来ヌ事ニナツテ居リマス

(清岡委員) 随分實際困ツタ事ニナリマシヨウ、假令バ區裁判所デ二百圓以下ヲ裁判スル、其結局破産ニナレバ手ヲ束ネテ地方裁判所ニ送ラナケレバナラヌノハ實際困難ト思ヒマス

(委員 長) 却テ困難ガナイト思ヒマス、破産事件ハ私ガ破産ヲシナケレバナラスト云フ事ヲ届出ルトキハソレヲ云出ス事ハ總計算ヲヤツテ見テ、差引勘定ノ出来ヌ事ハヤツテ來ナイ様ニナル、今ノ身代限ノ様ニヤツテ見テ何モ無イ事ハ手ヲ付ケヤシマセヌ

(南部委員) 原案ノ旨意ハ矢張り權限ヲ遂フテ居ルデスネ

(小松報告委員) 廿二條ガアリマスカラ

(南部委員) 區裁判所デヤル金額丈ケハ宜シイト思ツタト見ヘルデス

(三好委員) 元トノ原案ハ區裁判所デ皆ヤラセル事ニナツテ居リマシタカラ區裁判所デヤル事ヲ主張シテ、ソレガ消ヘテ、小サイノ丈ケヤラセ様ト云フ事ニナリマシタ

(南部委員) 矢張り元トノ原案ノ方宜クハナイカ、商人ガ二百圓ノ身代ヲ持テ居ルモノハ甚ダ些細デアリマス、ソレヲ地方裁判所ニ屬スルト云フ必要ガナイデハナイカト思ヒマス、商事上ノ破産事件ハ地方裁判所デヤルノガ重モデアリマシヨウガ、二百圓以下ノ者モ多クアリマスカラ強テ心配スルニハ及ヒマセヌ

(村田委員) 破産シタ者ハ公權ヲ取ラレルカラ

(南部委員) 區裁判所デモ地方裁判所デモ人員ニ多少ガアル丈ケデ、人ニ違ヒハナイ、ソレヲ考ヘレバ強テ地方裁判所ニ屬ケテ地方裁判所ノ事務ヲ増サンデモ宜シイ

(三好委員) 分産スル財産ノ額デスネ

(南部委員) 五百圓ノ身代ガアル、一圓ノ爲メニ身代限リヲスルトキハ何處へ行クカ、分産スル額デ極メルガ宜シイ、分産スル額ガ二百圓以下ナレバ區裁判所デヤリ、二百圓以上ナレバ地方裁判所デヤル

(小松報告委員) 借財ガ一萬圓アツテモ財産ガ二百圓以下ナレバ區裁判所デヤル

(村田報告委員) 財産ノ額ガ分リマセヌ、現ニ持テ居ル財産ノ額ガ或ハ家モ地面モ勘定スルトカ、色々ノ事ガアルカラ分ラナイ

起草者ノ意ニ因テ公文ヲ作ル事が出来ルナレバ作ツテ貰ツテ、然ウシテ輕イモノハ區裁判所デヤリ、重イモノハ地方裁判所デヤル様ニ民法ト商法デヤツテ貰ヒ輕イモノハ財産差押ヘテ宜カロウト私ハ想像シテ居リマス、茲デ大キク書イテアレバ其方ノ障リモナカロウト思フ

(細川委員) 私ハ修正案ヲ變ヘルハ差支ナイト思ヒマス廿二條ハ原案ノ方ニナツタ方が宜カロウト思ヒマス

(委員 長) 修正案ヲ極メテ貰ツテ、私ノ出シタノハ委員ノ方ノ考ヘモアリマシヨウカラ不時ニ出スカ何時出スカ、スル様ニシテ是丈ケヲ極メマシヨウ

(尾崎委員) 「商事上」ト「特ニ」ノ文字ハ取除ケマスカ

(委員 長) 取除ケマス

(清岡委員) 之ヲ取除ケルト、最初ノ原案ノ通りニナリマス

(渡 委 員) 此處ハ「商事」ト云フ字ガ重モナル事デアリマスカラ、ソレヲ取レバ原案ノ通りニナル

(村田委員) 但書以下ハ違ヒマス

(三好委員) 「商事上」ト「特ニ」ガ刪レバ廿二條ガ生キテ關連シテキマス、ソコ丈ケノ大體デ專屬ニナルモノカ兩屬ニナルモノカ、事ノ大小ニ因テ兩屬ニナルモノカハ此處デ御決シニナラヌト困リマス

(南部委員) 廿二條ト三十五條ハ一諸ニ決シナケレバナラヌ

(村田委員) 專屬ト云フ事ニナレバイラス

(尾崎委員) 「特ニ」ハ消スノデアリマス

(村田委員) 然ウスレバ但書ガ必要ニナル

(南部委員) スウシタラ如何デ御座イマシヨウ倒産ヲスル場合ニ届ヲ致シマス、其届ヲスルニ財産ノ高ヲ届ケマス、且又借方ノ帳面ヲ添ヘテ支拂ノ言渡ヲ受ケテ十日以内ニ届ケ出ルカラ、ソコデ之ダト云フ事ニ極レバ宜シイ

(委員 長) ソコデモ當人ガ届ケ出ルカラ差支ナイ、二百圓以下ト思ヘバ其處デヤリ、二百圓以上ナレバ地方裁判所ニ持テ行ケト云フ事ガ云ヘマス

(清岡委員) 區裁判所ハ執行期限トカ、處分權トカ云フ事ニシテ之ヲ廣クシテ置ケバ、民事ノ分ハ斯ウスルトカ、極ク少額ノ破産事件ハ分産ノ名ヲ付ケテ別段ニスルトカ云フ事ハ後チノ法律デ定メラレル事ガ出來ル、併シ破産事件ト名ヲ付ケレバ取除ケガナイ以上ハ六ケシイ

(委員 長) ソンナラスウシタラ宜カロウ、何ウシテモ廿二條ト關連シマスカラ後チノ二項丈ケハ二十二條ト連帶スル事トシテ本文丈ケヲ決シテ置テハ何ウデスカ、即チ三十五條丈ケヲ原案ニスルカ、修正ニスルカ決シテハ何ウデス

(村田委員) 修正ニ「商事」モ「特ニ」ト云フ字モ入レテアルデスネ

(委員 長) 然ウデス

(村田委員) 然ウスルト破産事件ハ地方裁判所デ計リヤラセルカ、區裁判所デモヤラセルカト云フニッデアリマスガ、私ハ地方裁判所計リガ宜シイト思フ

(南部委員) 私ハ小イサモノ迄地方裁判所ヘ持テ行カヌデモ宜シイ、區裁判所デ宜シイト思フ

(清岡委員) 百圓ヤ五十圓ノ破産デ大キナ調べヲシテヤルノハ實ニ鶏ヲ割クニ牛刀ヲ用フル様デ治マリガ付カスト思フ、實ニ迷惑困難極マル話シデシヨウ

(南部委員) 日本ノハ付木^{ツケキ}ヲ賣テモ商事ニナル

(村田委員) 然ウ云フモノハ商法ニ區別ガ出來テ居リマシヨウカラ

(南部委員) 併シ菓子デモ賣テ居ル以上ハ商人ニ違ヒナイ

(村田委員) ソレモ決シテ商人デナイ商人ト看做シテアル、商人ト云フモノハちやんとシタモノデアリマシヨウ

(南部委員) 屋號デモ何デモ悉ク彼レヲ以テ當筈メルト云フ事デアリマスカラ

(村田委員) 店賣リハ商人ニナラナイ

(清岡委員) 大丸デモ店賣リヲスルカラ然ウハ行ケマイ、商法ニシタ處ガ實際我國デ出來ナイトナレバ仕方ガナイ、商法ニ在ルカラト云テモ我々委員ノ職權デ極メテ行カナケレバナラス

(委員 長) 地方裁判所限リニ破産事件ヲヤルカト云フ事ト、區裁判所ニ及ボソウカト云フ事トノ二ツデアリマスカラ、修正案ノ「商事上」ト「特ニ」ト云フ事ヲ取タニシタ處ガ、此文デハイカヌ法デス、原案ノ本文通リニスルガ良イト云フ論ガ一論ト、廿二條ノ原案ノ語ヲ幾分カ取ルト云フノデアリマス、ソシテ原案通リニ「地方裁判所ハ破産事件ニ付一般ニ裁判權ヲ有ス」迄同意ノ方ハ御起チナサイ

起立者 七名

(委員 長) 多數デ之ニ決シマス、ソレデハ本文丈ケ決シテ置テ飯ヲ食ヒマシヨウ
干時午後零時三十分喫飯ノ爲メ休憩ス

午後第一時三十分開議

(委員 長) 第六十條第六十一條ノ追正議案ヲ議シマシヨウ
第六十條追正議案朗讀ス

(原)第六十條 大審院ニ於テ訴訟法ニ依テ法廷ニ於テ審問裁判スベキ總テノ事件ハ七人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ七人ノ判事中一人ヲ其部ノ長トス

(新)第六十一條第五十五條及ヒ第五十六條ニ定メタル場合ニ於テハ聯合部ノ部員少クトモ三分ノ二列席參與スル事ヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ民事ノ總部若クハ刑事ノ總部聯合スルトキハ總部ノ判事申官等最モ高キ者ヲ部長ト爲シ民事及ヒ刑事ノ總部聯合スルトキハ大審院長ヲ以テ部長ト爲ス

其他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル處ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

(小松報告委員) 新案ノ百三十六條第百三十七條ヲ入レ、原案ノ百三十五條ヲ修正シマシタカラ追正案ヲ出シテ六十條ヲ二條ニ切ツテ、六十條ト六十一條ト致シマス

(村田委員) 六十條ハ原案ノ通りデスネ

(細川委員) 唯大審院長ヲ「部長」トシテ宜シウ御座イマスカ

(小松報告委員) 「總部長」トスルノモオカシウ御座イマスカ「部長」トシマシタ

(西 委員) 民事刑事ノ總部ガ出來レバ總部トハ云ハナイニ様ニナル

(清岡委員) 原案デハ大審院長ニサセル精神デアツタロウカ、又ハ聯合部ノ部長ノ官等ノ高イモノデアリマシヨウカ

(小松報告委員) 然ウ判然極ツテハ居リマスマイガ、大審院長ヲ以テ部長トスル積リデアリマシタロウ

(清岡委員) 大審院長ヲ以テ部長ト爲スト云フ事ヲ極メテ置カヌ方ガ宜クハナイカ、矢張り五十五條五十六條ト同様ニシテざつとシテ置テ、民刑總部ノ會議ノトキハ大審院長ガ自ラ這入ツテヤロウト思ヘバ這入ツテヤレルシ、這入ラナケレバ民刑ノ部ノ官等高キ者ガヤル事ニシタラ宜カロウ

(小松報告委員) 大審院長ガ部長ト爲ル原則デ御座イマス、刑事ノトキデモ民事ノトキデモ自ラ這入ツテ宜シイ、併シ總會議ノトキハ自ラシナケレバ官等最モ高キ者ニ代理ヲサセル

(細川委員) 事件ト云フモノハ大審院ダカラ抗告ト云フ様ナ事デ御座イマシヨウ、民事ヘ行クカ、刑事ヘ行クカト云フ事デ、其總部ノ會議ヲ開クノガ必要デ御座イマスガ、民事ト刑事ト合シテ總部ノ會ヲ開クノガ必要デアリマシヨウカ

(小松報告委員) ソレハ餘程重大ナ事デアリマシヨウ

(西委員) 元トノ五十五條モ總部ノ積リデスナ

(清岡委員) 明瞭ニナツタカラ宜シイガ、大審院長ガ之ヲヤルト云フ事ニ極メズニ總部ノ判事申官等最モ高キ者ヲ總部長ト爲ス事ニシテ、總部ノ會議ニモ官等最モ高キ者ヲ總部ノ長トシテハ何ウカ

(尾崎委員) 之デモ構ハス

(清岡委員) 構ハヌガ、民事カ刑事ノ總部ノ會議ノトキハ院長ガ部長ニナル事ハ出來ナイ

(尾崎委員) 六十一條ハ審問ノトキヲ云フデアリマス

(清岡委員) ソレダカラ民刑ノ總部ノトキモ這入ツテイケル様ニシタ方ガ宜シイ、新ノ六十一條ノ様デハ民事刑事丈ケノ總部ノトキハ院長ハ這入ル事ハ出來ナイ

(委員 長) 三分ノ二列席參與スル事ハ

(小松報告委員) 六十一條ノ二項ニ這入テ居リマス

(西委員) 條ヲ二ツニ分ケタ必要ハ

(小松報告委員) 此方ハ七人ノ中一人ヲ部長トスル丈ケヲ舉ケテ、方々ハ總會議ノトキヲ舉ケマシタ

(清岡委員) 大審院長ハ廣大無邊ノ權ガアルト云フ事ヲ書イテ置カンデハイケナイ

(西委員) 六十一條ノ場合ノ外ニ大審院長ハ其長トナツテ評議スル、事ガアリマスガ

(小松報告委員) アリマセヌ、假令バ司法大臣カラ諮問ニ付セラル、事ハアリマスガ

(清岡委員) 之ハ「聯合長」ト云フカ、何トカ云フ様ニシテモ宜カロウケレトモ、「聯合長」トシテ名目ヲ變ヘルト五十條ノ方ガ用ヒラレヌ様ニナルカラ、別段此處ヘ大審院長ノ權ヲ兩方ヘ出セル様ニスレバ宜シイ

(渡委員) 「前項ノ場合ニ於テ民事ノ各部若クハ刑事ノ總部聯合スルトキ又ハ民事及刑事ノ總部

聯合スルトキハ大審院長ハ長トナル」トスレバ宜シイ

(尾崎委員) 部ノ聯合ハ強テ院長ガ行カヌデモ宜シイ

(委員 長) 尾崎サンガ其考ヘナレバ之デ宜シイ

(細川委員) 大審院長ガ一部ノ長トナツテ居リマス、最モ官等高キモノデアリマスカラ行ケマシヨウ

(渡委員) 民事ニ這入テ居テ民事ノトキナレバ宜シイガ、刑事ノトキハ困ル

(委員 長) 何處ヘデモ行ケルカラ明日刑事ノ方ヘ行コウト思ヘバ行ク事ガ出來ル、民事總部刑事總部ナレバ部ノ官等高キ者ガ始末ヲ付ケルガ、民刑總部ナレハ院長ガ行クカラ差支ヘナイ

(西委員) 「部長」ト云フノハオカシイカラ、「部」ノ字ヲ除イテ差支ヘナイ、「部長」ノ「部」ノ「總部」ノ「部」ノ字ダカラ強テ頭ニ冠ラセヌデモ宜シイ

(出浦報告委員) 「總部聯合ノトキハ大審院長ヲ以テ其長トス」トスレハ宜シウ御座イマシヨウ

(西委員) 「之ニ長タリ」デ澤山ダ

(清岡委員) 民事ノ總部或ハ刑事ノ總部ノ聯合ノトキハ大審院長ガ這入レヌト云フト困ル、這入レヌト云ヘバ仕方ガナイガ、這入レルト云フ精神ナレバ分ル様ニシタイ、大審院長ヲ制限シテハナラヌ

(小松報告委員) 決シテ精神ハ制限スル精神デアリマセヌ

(清岡委員) 大審院長ハ之ガ必要ト思ヘバ出テ行ク事ニスレバ宜シイ

(小松報告委員) 精神ハ然ツデス

(細川委員) 會議ヲシテ駁撃スルハ宜シイガ、ソレハ會議ノ事デアツテ五十六條ハ審問判決スルノデアリマス、民事ノ事ニ刑事ノ判事ガ出テ來テハ代言人ガオカシク思フ

(小松報告委員) 大審院ノ判事ハ民刑共ニ通シテ居ルモノトスレバ宜シウ御座イシヨウ

(委員 長) 六十條ハ元トノ六十條デスカラ一向議論ハアリマスマイ、新ノ六十一條ハ如何デス

(細川委員) 私ハ論ハアリマセン

(清岡委員) 私ハ民事ノ總會ノトキ大審院長ガ部長ニナレヌトナツテ仕舞フト院長ノ權ヲ制限サル、民刑聯合ノトキハ大審院長ヲ以テ部長トスルトアルカラ宜シイガ、部ノ聯合ノトキハ院長ガ這入ル事ガ出來ナイ、之デ制限ヲ付ケル様ニナルト困ル、原案ノ精神ハ制限ハナイソウデ御座イマスガ若シ院長ノ權ヲ制限スル様デハ原則ニ背クト思ヒマス

(委員 長) 此案ハ舊ノ六十條ノ儘デ置イタガ宜イカ、新ノ六十一條ヲ入レタガ宜イカト云フ事ハ異論ハアリマスマイ

(清岡委員) 六十一條ヲ入レルノハ異論ハアリマセヌ

(委員 長) 六十一條ヲ決シタ上デ清岡サンノ說ニ移リマシヨウ、六十一條ヲ入レルノハ皆サン異論ハアリマセヌカ、小松サン、六十一條ヲ入レル事ハ皆サン異議ガナイカラ入レル事ニシマシタガ、大審院長ノ權力ハ民刑ノ各部會議ニ及ブカ及バヌカ、及ボシタラ宜カロウト云フ清岡サンノ說ガアリ

マスカラ

(小松報告委員) 無論及ブ精神デ御座イマス

(委員 長) 及ブ精神ナラバ筆ガ足ラヌカラ及ブ様ニ書イテ下サイ

(鶴田委員) 起草者ガ書カナイデモ及ブト見テ居リマス

(小松報告委員) 何處デモ然ウ書イテアリマセヌ、唯御不審ナノハ「大審院長ヲ以テ」トアリ上ノ方

ハ大審院長ト書イテナイカラ大審院長デナイト云フ事デアリマシヨウ

(清岡委員) 左様々々

(鶴田委員) 五十七條ハ末席ノ判事ヲ除クノデ之ハ一人モ除カナイカラ違ヒマス

(村田委員) 民事ノ總部若クハ刑事ノ總部若クハ民事刑事ノ總部聯合スルトキハ大審院長ヲ部長ト

スルトシタイ

(委員 長) 大審院長ガ認メテ自分ガ長トナル丈ケデナイト、常ニ代理サセテ置ク様ニナリヤセヌ

カ

(小松報告委員) 大審院長ト云フ事ヲ書カナケレバ分リマシヨウ

(渡 委員) 然ウスルト若シ大審院長ガ民事ノ一部ニ居ツタトキハ無論總部會ニ來マスガ、若シ刑

事ナレバ院長ハ行ク事ハ出來ナイ、官等ノ最も高イ者ガスルカラ

(委員 長) 五十條ヲ適用スルコトハ無理ダロウ

(渡 委員) 大書院長ハ何ノ部ニモ屬セズトアルカラ

(小松報告委員) 聯合會ハ三分ノ二以上アレバ宜シイ、之ニ反シテ七人ハ七人ナケレバ出來マセヌ、

其中ハ院長ガ一人這入テ行クカラ人ヲ減ラスノ必要ヲ感ジマス

(鶴田委員) 五十條ハ七人ノ場合計リダカラ此處ハ適用スルコトハ出來ナイ

(小松報告委員) 私共ハ總テ適用スルコトニ思テ居リマス、起案者モ其精神デアリマシヨウ

(出浦報告委員) 起草者ハ然ウデハアリマセヌ、一々云テ居リマセヌ

(清岡委員) 之ハ何ウシテモ大審院長ガ出テ行カナケレバナラヌト思ヒマス、其部カラ大審院長ニ

報告シ、院長ハ報告ヲ得テ、之ハ會議ヲ起サナケレバナラヌト云テ、總會議ヲ起ス、此場合ニハ大

審院長ガ出張ツテ下サラヌト困ル、大審院長ノ指圖デ纏メテ行ツテ吳レヌデハ困ル、併シ不用ト認メ

タトキハ無理ニ出テ行カナケレバナラヌト云フ事ハナイ

(委員 長) 此旨意デハ大審院長ガ行ク積リデアロウ、然ウシテ差支ガアレバ代理ヲサセル

(小松報告委員) 五十條ハ場合ガ違ヒマシヨウ、何レヘモ行ケルト云フ事デアリマス、聯合會ヘモ行

ケレバ刑事ノ總部ノ部長ニモナレル

(尾崎委員) 今少シ明白ニ書イテハ何ウデス

(清岡委員) 一體部長ガ總部ノ長トナルノハ不都合ダ、七人ノ長ニナルガ宜シイ

(南部委員) 最も官等高キ者ヲ以テ部長トスレバ宜シイ

- (尾崎委員) 大審院長ハ何處ヘデモ行ケルト云フ論ガアリマス
- (南部委員) ソレハ當リ前デアリマス
- (三好委員) 必ラス聯合シタトキハ大審院長ガ部長トナルト云フ事ハ極ツタ事ハアリマセヌ
- (南部委員) 極ツテハ居リマセヌガ、箇様ナ場合ガ大切デアリマスカラ箇様ナトキハ何時デモ大審院長ヲ部長トスルトシタラ宜カロウ
- (三好委員) 大審院長ハ一部ノ部長ニモ、民事刑事ノ總部聯合ノトキモ部長トナレル
- (細川委員) 處ガ其中間ニ在ル民事ノ總部刑事ノ總部聯合ノトキニ部長トナレルト云フ事ハナイ
- (三好委員) ソレハ無論イレマス
- (今村報告委員) 刑事ノ第一部ト第二部ト聯合致シマストキハ大審院長ハ一部ノ部長トナツテ居テモ、二部ノ部長トナツテ居リマシテモ五十條デ出來マスカラ、ナツテ置イテ總部ノ部長トナレマス
- (委員 長) ナツテ居レバ出來マス
- (今村報告委員) 一部ノ方カ二部ノ方カノ部長トナツテ置イテ然ウシテ聯合ノ部長トナル
- (小松報告委員) 假令ハ大審院ノ刑事ガ二部民事ガ二部ダト、三、七、廿一人デアリマス、ソレヘ大審長ガ這入ルト廿二人偶數ニナリマスカラ然ウスルト一人除カナケレバナリマセヌ
- (渡 委員) 同數デアツタトキヲ恐レルガ、若シ掲ケテナイト除ケル事ハ出來マセヌ
- (小松報告委員) 七人カラ割出シタ數デアリマスカラ其部ガ多ク集マルノデアリマスカラ、何ウシテ

モ奇數デナケレバナリマセヌ

- (渡 委員) 或ル部デ一人缺ケルト必ラス奇數デアルト云フ事ハ出來ナイ、ソレダカラ大審院長ガ這入ツテ奇數トナル事ハ出來ナイ
 - (委員 長) 此法律デハ大審院長ガ勝手ニ極メルト云フノダカラ
 - (細川委員) 「最モ高キ者ヲ部長ト爲ス」ノ下ル「大審院長ハ己レ至當ト思量スルキハ總部ニ長タルノ權ヲ有ス」トスレバ宜シイ
 - (村田委員) 細川サンノ案デ宜シイ
 - (尾崎委員) 之ナレバ宜シイ
 - (渡 委員) ソレデ宜シウ御座イマシヨウ
 - (清岡委員) 私ハ大審院長ガ必ラスルト極メテ仕舞ツタ方ガ宜シイ
 - (西 委員) 之デ宜シイ
 - (委員 長) ソレデハ清岡サンガ一人不同意デアリマスケレドモ細川サンノ修正案ニ決シマシヨウ
 - (鶴田委員) 至當ト思量シナケレバ終身出ナイデ宜シイ
 - (委員 長) 次ギニ追正ノ第一百十八條ヲ議シマシヨウ
- 第一百十八條追正朗讀ス
- (原)第一百十八條 判決裁判所ノ總テノ訴訟ノ審問(刑事事件ノ豫審ヲ除ク)ハ公開シタル法廷ニ於

テ之ヲ行フ總テノ判決及ヒ決定モ亦公開シタル法廷ニ於テ之ヲ言渡ス

(細川委員) 之ハ判決裁判所ハ何ト云ヒマスカ

(小松報告委員) 「イルゲンネンドゲルヒト」ト云ヒマス

(清岡委員) 「判決裁判所」ト云フ名目ヲ下シテ見レバ一ツ裁判所ガ別ニアル様ニ見ハマス、假令バ

「懲戒裁判所」トカ「商法裁判所」トカ云フ様ニ「判決裁判所」ト云フモノガナケレバナラヌ様ニナ

ル

(小松報告委員) 假令ハ豫審裁判所ト云フガ如キモノデアリマス

(清岡委員) 實際審問スルトキハ「審問裁判所」ト名付ケテモヨシ、豫審スルトキハ「豫審裁判所」

トシテモ宜シイガ、此處ヘ別段ニ「判決裁判所」ト云フト判決裁判所ガ別ニアル様ニ見ヘテ、裁判中

ニ取扱ウ判決モ審問モ何モ箇モ裁判所ニ於テ取扱ウ事柄デアアル、殊更ニ「判決裁判所」ト云フノヲ加

ヘルノハ穩カデナイ

(細川委員) ソレト今一ツハ「總テノ訴訟」ト云フト判決裁判所デ取扱ウト云フ様ナ事ガアリソウ

ナ、少シ辭ガ足ラヌ様デアリマス、矢張り「裁判所ノ判決ヲ要スル總テノ審問ハ」トシテ括弧ヲ入レ

テハ何ウデス

(小松報告委員) 訴訟法デハ大變入用ナノデス、寧ろ相成ル事ナラ「テクニカルテルム」御座イマス

レバト云フノテ修正説ヲ提出致シマシタ

(細川委員) 訴訟法ノトキハ受訴裁判所モ判決裁判所モ止ヲ得マスマイガ、此處ハ然ウデナイカラ

(小松報告委員) 實ハ三好組合長ハ進ミマセヌカツタ

(三好委員) 私ハ餘リ進ミマセヌノハ唯一ツ出スカラ進マナカツタデス、外ニアレバ宜シイガ

(委員 長) 訴訟法デハ「判決裁判所」ト云ハナケレバナラヌカ知レヌガ、此様ニ一種ムキ出シニ

ヤル様ニハナルマイカラ

(出浦報告委員) 訴訟法ニハアリマス、併シ之ヲ入レルノハ如何デスカ

(委員 長) ソレデハ書換ヘテハ何ウデス

(三好委員) 「要スル」ハ些トオカシイ

(清岡委員) 判決ヲ要シナイ裁判ハナイ

(三好委員) 「判決ヲ爲ス裁判所」トナスツテ下サル事ハ出來マセヌカ、百五十五條ニ「訴訟ヲ受

ケタル裁判所」トアリマスカラ「判決ヲ爲ス裁判所」トシテハ如何デス

(小松報告委員) 今ニ訴訟法ヲ御議シニナルト成程尤モダト仰シヤルデアリマシヨウ

(三好委員) 「判決ヲ爲ス裁判所ノ總テノ訴訟ノ審問ハ」トシテハ何ウデシヨウ

(今村報告委員) 判決ヲ爲サヌ裁判所ガアリマス、依托ヲ受ケテ調べルノハ判決ヲ爲サナイノデアリ

マスカラ

(鶴田委員) 「判決ヲ爲ス裁判所ノ」デ宜カロウ

(委員長) ツレデ宜カロウ、
 (細川委員) 然ウシマスト「判決ヲ爲ス審問」ト云フ様ニナリマス
 (出浦報告委員) 「訴訟」ヲ上ヘヤツテハ如何デス
 (南部委員) 訴訟ハ入ラナイダロウ
 (三好委員) 「裁判所ニ於テスル」ト云フ事ハ使ヘマセヌカ
 (出浦報告委員) 「於テスル」ガアリマス、「於テノ」デモ宜シイ
 (村田委員) モウ一ツ進ンデ判決裁判所ニシタ方ガ宜シイ
 (南部委員) ソレガ宜シイ
 (出浦報告委員) 「判決ヲ爲ス裁判所ニ於ケル」トシタラ如何デス
 (委員長) ソレデヤア「於ケル」トシマシヨウ、次キニ廿二條ヲヤリマシヨウ、出浦サン、貴君方ノ考ガ極ラナケレバ復タノトキニシテモ宜シイ
 (三好委員) モウ一遍相談シテヤリマシヨウ、事柄ハ先刻カラ議シテ分ツテ居リマスガ、三十五條ノ一項ガ御議決ニナリマシタカラ、第二項ノ處ハ全ク削除ニナリマシテ若シ之ヲ區裁判所ノ方デ或小イサイモノヲヤル様ニナレバ、之ハ訴訟ノ特別法デ極メルト云フ、此他ノ權限ト云フ部類ヘ入レテ若シ然ウ云フ事ガ商法デ極ルカ、或ハ民法デ議スベキ事ガアツタナラバ訴訟法デ極メルトシテ但以下ハ削除ニナツテハ如何デス

(南部委員) 一項ハ構成法デヤツテ、一方ハ訴訟法デヤルト云フ事ハ餘リナイト思ヒマス

(清岡委員) 特別法デ極メラレ、バ宜イガ

(三好委員) ケレドモ此處デ極メラレナイ、極メタ處ガ跡デ刪ラナケレバナラヌトカ、牴觸スル事モアルカラ

(南部委員) ソレナラ本文モ特別法ニ入レタ方ガ宜シイ

(渡委員) 然ウスルト區裁判所ニ與ヘル處ノ權限ト云フ但書ノ旨意ハ外ノ法デ成立タセ様ト云フノデアリマシヨウカ、丸ルデ區裁判所デヤラセヌト云フノデアリマスカ

(三好委員) 先ツヤラセヌト云フ積リデアリマス

(渡委員) 二百圓以下ハ這入ラヌト云ハズ、分産トシテヤラセルカ或ハ皆地方裁判所デヤラセル積リデアリマスカ

(三好委員) 破産ト名ノ付イタモノハ皆地方裁判所デヤリマス、私共モ之ヲ刪テ外ノ法律デ區裁判所デヤラセルト云フナレバ賛成シタイノデアリマスガ、此處デ刪テ外ノ法律デ小イサイモノハ破産ト稱セスシテ出來ル目論見ガアレバ至極妙ト思ヒマス併シ破産ト名ノ付イタ以上ハ商法訴訟法ガ定ツタ以上デ特別ノ破産ト云ハズニヤルカモ知レマセヌ

(渡委員) ソレナラバ宜シイ

(南部委員) 破産法ト名義ノ付イタ以上ハ這入テ仕舞フデシヨウ

(三好委員) 然ウデス
 (尾崎委員) 身代限ハ破産ノ外デシヨウ
 (南部委員) 身代限モ這入テ居リマス、小イサイモノハ分産ニ這入ルト云フ事デ議決スル事ハ出來マセス、皆破産ニ這入ルカ知レマセス
 (南部委員) 此間議定ニナツタノデハ民事モ商事モ一緒ニスルト云フノデ議定ニナツテ居リマス
 (西委員) 破産ト名ノ付クモノハ此處デヤツテ宜カロウト思ヒマス、財産差押ハ民事ノ事デ、別ノ事トシテ破産ト名ノ付クモノハ悉ク地方裁判所デヤル事ニ御定メニナル方ガ宜カロウト思ヒマス
 (委員 長) ソレデハ但以下ヲ刪テ仕舞ヒマシヨウ、廿二條ハ破産ハヤレヌガ、之々ノ事ハ區裁判所デシテモ宜シイト云ヘバ法律デ定メタ丈ケハ區裁判所デシテ宜シイ
 (南部委員) 然ウスルト三十五條ハ「區裁判所ニ附與セズ限定シタル裁判權ハ此限リニアラス」トナリマスカ
 (委員 長) 商法ヤ單行法デ禁ゼラレタモノハ格別禁ゼラレナイモノハ區裁判所デヤラセル事ニシタラ宜カロウト思フ
 (三好委員) 今此處デ報告委員ト相談致シマシク處デハ、執行處分ト申シマスルモノハ總テ訴訟法ノ方デ委シク出ス積リニナツテ居リマス、ソレデ執行權ノ事ニ就テハ總テ訴訟法ニ讓テ、構成法ニハ別段御定メニナラヌデモ宜カロウト思ヒマス、ソレデ此廿二條ハ今ノ恰度三十五條ノ但書ヲ刪ツタノ

ト關聯シテ自然ニ刪ラナケレバナリマセス、破産ト名ノ付イタモノハ地方裁判所ニ專ラニ屬スルトスレバ區裁判所ノ方ニハアリマセス、然ウシテ裁判執行ノ處分權ガ這入レバ此處ニ這入ルノデアリマスケレトモ之ハ訴訟法ノ方デ制定セラレテ宜カロウ、然ウスルト廿二條ハ刪除シテ宜シウ御座イマ

ス
 (委員 長) 皆サン何ウデス
 (渡委員) ソレデ宜シウ御座イマシヨウ
 (三好委員) 區裁判所ニ執行吏ガ居ル、百十條ニ區裁判所ノミニ之ヲ付ストアリマス
 (委員 長) ソンナラ廿二條ハ刪除シマシヨウ、然ウスルト最ウ外ニハアリマセヌカ、三好サン「天皇ノ御名ヲ以テ」ト云フ事ハ何ウスルカ、極メテ下サイ
 (清岡委員) 五十五條ノ刑法ノ處ハ何ウナリマシタカ
 (委員 長) 内閣デモ相談シテ見マシタガ、今ノ通りヤツテ吳レ然ウシテ重イモノハ大審院ノ處デヤレ、輕イモノハ地方裁判所デヤレト云フ事デアリマシタ此處ハ但書ヲ入レルトカ何トカシテ便宜法ガ出タラ宜カロウト思フ
 (尾崎委員) 何ウモソレガ宜カロウト思フ
 (細川委員) ソレハ御尤モデアリマスガ、構成法ガ醜クナリマシヨウ
 (清岡委員) ソレカラ「過半数ノ意見ヲ以テ」ト云フ處ハ何ウモ三説ニ岐ル、事ガアル、然ウスレ

ハ過半数ガ差支ヘテ來ルカラ半数トシテ置イタ方ガ宜カロウ、三人ト二人ト、二人ト岐レ、ハ過半数トハ云ハレヌト云フ、何卒之ハ多数ノ意見ヲ以テ裁判スル様ニ更ニ改メテ貫ヒタイト思ヒマス
(小松報告委員) 理由デハ岐レマスガ、判決ノ三ツモ四ツモニ岐レル事ハナカロウト思ヒマス
(委員 長) 今日ハ之デ置キマス
午時午後第三時四十五分閉會

裁判所構成法第十一回(二讀會) 議事筆記

明治廿年十一月卅日

午前第十時三十分開議

(委員 長) 今日ハ之ヲ最初カラ讀ンデ行キマシヨウ

第一條朗讀ス

帝國裁判所構成法草案

第一編 裁判權

第一條 凡ソ裁判權ハ天皇ノ御名ヲ以テ裁判所之ヲ行フ

(細川委員) 「草案」ト云フ字ハ此處デハ草案デ御座イマスガ、何時取レマスカ

(委員 長) 内閣へ出ストキハ取りマス

(細川委員) 何時迄モ草案デハ困ル

(委員 長) 先キへ行キマシヨウ

第二條第三條第四條第五條朗讀ス

第二條 裁判所ハ獨立ニシテ法律以外ノ權力ニ服従スルコト無シ

第三條 何人ト雖モ法律ニ因テ得タル裁判ヲ受クルノ權利ハ之ヲ奪ハル、コト無シ

第四條 例外裁判所ハ戰爭戒嚴又ハ暴動ノ時ニ行フ爲メ定メタル特別法ニ依ルニアラサレハ之ヲ設

クルコトヲ得ス

第五條 軍事裁判所懲戒裁判所行政裁判所權限裁判所及ヒ例外裁判所ノ行フ裁判權ヲ除キ凡ソ民事及ヒ刑事ノ裁判權ハ此法律ニ依テ設ケタル通常裁判所及ヒ商事々件又ハ船舶事件又ハ製造人ト職工トノ間ニ起リタル事件ヲ裁判スル爲メ必要アリト認メ特別法ニ依テ設ケタル特別裁判所之ヲ行フ

(細川委員) 製造人ト職工ノ間ニ起ツタ裁判ノ特別裁判所ハ何ト云フ名ガ付キマスカ

(小松報告委員) 一寸記憶致シマセヌ

(渡 委員) 「特別裁判所」ト云フ名目ノモノガ出來マスカ

(細川委員) 「特別裁判所」ハ包括シタ名デ御座イマシヨウ

(委員 長) 商事船舶ハ商法デヤリ、製造人職工ハ職工トカ何トカ云フ名ガアル

(鶴田委員) 此構成法ガ出マシテ、裁判所カ立ツコトニナツテ之カ直ク出來ルコトデハ御座イマス
マイ、特別法ニ因テ設ケラレタルトキハ其特別裁判所ガ行フト云フノデ御座イマシヨウ、其前ハ通常
裁判所デ行フト云フノデアリマシヨウガ、然ウ見ヘマシヨウカ

(渡 委員) 特別裁判所ガアツテ之々ヲヤルト云フ様ニ見ヘル、特別ナル裁判所ト云ヘハ分明デナ
イ様ニナルダロウ

(細川委員) 斯ウ云フノガ必要ナリト認ムルトキニ特別法デ設ケル軍事、懲戒、行政、権限裁判所
ハ平常別ニアルノデシヨウ

(委員 長) ソレハアルノデス

(細川委員) 之デ宜カロウ

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

第六條朗讀ス

第六條 此法律ノ條項ニシテ地方裁判所ニ適用スルモノハ前條ノ特別裁判所ニモ亦之ヲ適用ス但其
特別裁判所ヲ設ケタル法律ニ因テ變更セラレ又ハ適用スヘカラストセラレタルモノハ此限ニ在ラ
ス

(村田委員) 此處デハ「ヨツテ」ト云フ字ハ「因」ノ字ニナツテ居ル、前ニハ「依」ノ字ニナツ
テ居ル

(出浦報告委員) 前ノハ「依」ノ字デナケレバナリマセヌ、此處ハ法律ノ原因ニ因テ「依」アリマスカラ

「依リ從ツテ」デハアリマセヌ

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

第七條朗讀ス

第七條 警察官ノ行フ裁判ノ權ハ違警罪事件ニ限ル但此權ハ當然區裁判所ノ審問ヲ請求スルコトヲ

妨クルコト無シ

(村田委員) 之モ文字デスガ「コト」ト云フ字ヲ二ツ書クノハ面白クナイ「請求スルヲ妨クルコト
ナシ」トシタイ

(出浦報告委員) ソレモ翻譯局デ論ガアリマシタガソレハ正シクナイ、縱令「コト」ト云フ字ガ百箇
重サナツテモ書クガ宜シイト云フコトデアリマシタ

(委員 長) 先キヘ行キマス

第八條朗讀ス

第八條 通常裁判所及ヒ特別裁判所ノ裁判權ハ官吏官廳又ハ政府ニ對スル訴訟ニ付テモ之ヲ行フ但
特別法ニ依テ裁判スヘキモノハ此限ニ在ラス

右訴訟ヲ裁判スルニ付キ此等ノ裁判所ノ權限ニ係ル爭ハ權限裁判所之ヲ判決ス

(鶴田委員) 之ハ訴訟法ニ出テ居リマス、訴訟法ニハ「行政裁判ヲ除ク官吏官廳」ト書イテアル

(南部委員) 三十二條ノ「ロ」デ御座イマス、アレハ訴訟法ニ在リマス

(鶴田委員) 政府カラ人民ニ對シテヤルノカ

(南部委員) 又ハ之ニ對シテ爲スノデス

(鶴田委員) 矢張り八條ト同ジダ

(尾崎委員) 此處ノ旨意ハ行政モ這入リマスカ

(小松報告委員) 勿論這入リマス、然ウデナケレバ第二項ガ生レル譯ガアリマス

(尾崎委員) 行政裁判所ガ立ツモノデアリマス、此處デ行政裁判ノコトヲ云ハンデハ職工人ト製造

人トノ間ニ起ルコトヲ此處デ云フノデアリマセヌカ

(小松報告委員) 然ウデアリマセヌ、皆包ンデ居リマス

(西委員) 特別裁判所ニ軍事裁判所、懲戒裁判所ガ這入テ居リマスカ、這入テハ居リマス、

此特別裁判所ト云フノハ四條ヲ云フノデ但書ハ五條デアリマシヨウ

(清岡委員) 然ウ見テ仕舞フト、但書ハ例外裁判所ニ於テ裁判スヘキモノハ無シニナル

(西委員) 此但書ハ五條ノ裁判ヲスルノデアリマシヨウ

(三好委員) 元トノ案ハ行政裁判所計リヲ見テ居リマス、此處ハ民事上デ官吏ヤ官廳ニ對スル計リ

デハ行政裁判デハナイゾト云フノデアリマス

(西委員) ソレデ妨ゲナイ様デス

(細川委員) 此特別法ハ何ヲ指スト云テ宜シウ御座イマスカ

(尾崎委員) 専ラ行政裁判所ノ云タモノカネ

(委員長) 専ラ行政デハナイ、前ノモノハずつと這入ツテ居リマス、此但書ノ特別法ハ四條ノ特

別法ト云フコトモアル、尙ホ懲戒裁判所、軍事裁判所、行政裁判所ト云フ様ナモノヲ極メタモノダト

云フ解釋デハ何ウデス

(三好委員) 成程特別法ハ廣ク掛ルモノト云フナレバ差支ヘアリマスマイ、却テ前ノ特別法計リダ

ト云フト差支ヘガ出來マス

(細川委員) 五條ノ特別裁判所ト違ウモノト見レハ宜シイ、私ノ疑ヒガアリマスガ、此處ハ官吏官

廳ノ政府ニ對スルトアリマスガ、三十三條ノ「ロ」「ハ」ハ之ト聯絡シテ居リマスカ、之ト「ロ」ト

同ジト見テ宜シウ御座イマスカ「ロ」ハ兩方カラ云テ居ル之ハ片側カラ云テ居ル

(三好委員) 之ハ政府ニ對スルノデアアルカラ行政裁判所デヤルノデアリマシヨウ

第九條朗讀ス

第二編 裁判所及ヒ檢事局

第一章 總 則

第九條 左ノ裁判所ヲ通常裁判所トス

第一 區裁判所

第二 地方裁判所

第三 控訴院

第四 大審院

區裁判所ヲ除クノ外ヲ合議裁判所トス合議裁判所トハ數人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ訴訟法若クハ特別法ニ別段規定セサル總テノ事件ヲ審問裁判スルモノヲ謂フ

(村田委員) 何ダカ訴訟法ニ因ラヌ様ニ見ヘル、「別段」ト云フ字ヲ餘程重ク見ナケレバナラス、迂可^{ウツカ}リ見ルト掲ケテナイコトヲ裁判スル様ニ見ヘル、實ハ訴訟法特別法ニ定メタルモノヲ裁判スルト云テ宜シイ

(鶴田委員) 之デ宜カロウ

(清岡委員) スウ云フノハ分リ易イ様ニ書イテハ惡イノデスカネ

(出浦報告委員) 翻譯局ノ權外デ御座イマスカラ何ウ御變ヘニナロウトモ、此處デ御變ヘニナレバ宜シウ御座イマス

(鶴田委員) 「但訴訟法若クハ特別法ニ別段ニ定メタル事件ハ此限ニ在ラス」トスレバ分ル

(村田委員) 「別段」ト云フ字ガもつと力ノ這入ル様ニシテ特別ノ訴訟法若クハ特別法ニ規定セサ

ルモノヲ除キ總テノ事件ヲ審問裁判スルト云ヘハ些ツトハ分ル様ニナル

(細川委員) 此儘デ分ル

(南部委員) 別段ニ規定シタル場合ヲ除キ之ハ規定セサル總テノ事件ト云フト事件ヲ規定スル様ニ見ヘル

(委員 長) 「事件」ト云フ字ト「場合」ト云フ字トハ違ヒハセヌカ

(出浦報告委員) ソレハ違ヒマス此原文デハ事件ガ規定シテアルノデ御座イマス、斯ウ云フ事件ハ一人ノ裁判官デ出來ルゾト云フコトニナリマス

(南部委員) 豫審ハ左様デ御座イマシヨウ、豫審ノ場合ト云ヘヌコトハナイ

(出浦報告委員) 豫審事件ト云フコトニナリマス

(南部委員) 命令事件ト云フコトハナイ

(出浦報告委員) 場合トナルトすつかり變ヘナケレバナリマセヌ、日本流ニ書ケバ事件ト云フ字ヲ抜キマシテ「但訴訟法若クハ特別法ニ別段ニ規定シタル事件ハ此限ニ在ラス」ト書ケハ能ク分リマス

(渡 委員) ソレナレバ能ク分リマスガ、然ウスルニハ英文ヲ書換ヘナケレバナリマセヌカ

(出浦報告委員) 日本文デハ「部ニ於テ審問スル」ト書ケマスガ、英文デハ何ヲ審問スルト云ハナケレバ分明ニ分リマセヌ、日本文デハ充分旨ク書イテアリマスノヲ英譯ニシテ書クト、英吉利法律文ニナラス、英文ニ直シテ日本文ニ翻譯スレハ丸デ違ツテ仕舞ヒマス、之ハ英吉利ノ法律文ニナツテ居リ

マスカラ、日本ニ翻譯スレバ文章ヲ爲サス、ソレヲ翻譯局デ困難致シマシタガ、漸ク此位ニ致シマシ
タ

(細川委員) 分ラヌコトハナイカラ宜シイ

(委員 長) 意味ヲ害センケレバ置キマシテ先キヘ行キマシヨウ

第十條第十一條朗讀ス

第十條 裁判所ノ設置及ヒ廢止ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

裁判所ノ位置及ヒ其管轄區域ノ變更ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 裁判所ニ裁判所長部長ヲ合セテ相應ナル員數ノ判事ヲ置ク

此員數ハ毎年司法大臣ノ報告ヲ得テ歲計豫算中ニ内閣之ヲ定ム

(清岡委員) 地方廳杯ハ斯ウ云フ例ニナリマシヨウカ、之ハ裁判所ニ限ツテヤルコトデアリマシヨ
ウカ

(委員 長) 矢張り府縣モ斯ウナリマシヨウガ、府縣ハ裁判所ノ位置ヨリ鄭重ニナリマシヨウ、國
會デ議サナケレバイケヌ様ニナリマシヨウ

(清岡委員) 是レ迄ハ裁判所ノ位置管轄ナドハ勅令デ出マシタネー

(委員 長) 設置廢止ハ勅令デアリマシガ、栃木ヲ宇都宮ニ移スノハ閣令デ行キマス

(出浦報告委員) 「及ヒ」ト申シマスルトキハ變更迄掛リマス、若シ掛リマセヌケレバ「并ニ」ト書

キマス、之ハ翻譯局ノ文例デ御座イマス、若クハナレバ下タニ掛リマスガ、「又ハ」ハ其處丈ケニナリ
マス

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

第十二條朗讀ス

第十二條 各裁判所ニ檢事局ヲ附ス檢事局ハ刑事事件ニ付キ公訴ヲ起スト之ヲ取扱フトニ必要ナル

總テノ手續ヲ爲シ法律ノ適用ヲ請求シ及ヒ裁判所ノ判決カ適當ニ執行セラル、ヤヲ監視ス又檢事

局ハ裁判所ニ屬シ若クハ關スル總テノ司法事件及ヒ行政事件ニ付キ公益ノ代表者トシテ法ニ從ヒ

其權内ニ在ル監督權及ヒ監督職務ヲ行フ

檢事ハ裁判所ニ對シ獨立シテ其事務ヲ取扱フ

檢事局ノ管轄區域ハ其附セラレタル裁判所ノ管轄區域ニ同シ

若シ一人ノ檢事若クハ數人ノ檢事悉ク差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得サル時ハ裁判所長又

ハ區裁判所ニテハ判事若クハ監督判事ハ至當ト思量シ且其事件猶豫スヘカラサルニ於テハ檢事ノ

代理ヲ命シ其事件ヲ取扱ハシムルコトヲ得

右代理ハ必要ナル場合ニハ判事ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

(委員 長) 「區裁判所ニテハ判事」トアルガ、判事ハ一人ノ判事ト云フコトニ限ツテ見誤ルコト

ハ出來ナイカ知ラヌ、二人以上居ルトキハヤレルト云フ様ニ見ヘルカ知ラヌ

(出浦報告委員) 日本デハ判事ト云ヘバ單數ニモ複數ニモ見ヘルカラ疑ヒヲ生シマスガ英文デハ「ゼーシャツシ」ト書イテアルカラ分リマス

(委員 長) 監督判事ヲ除ケレバ一人ニナルカラ、ソレデモ檢事ヲ代理スル様ニ見ヘハセヌカ

(尾崎委員) 悉ク差支ヘアリト云フト、檢事デハイケナイ、警察官カ何カデナケレバイケナイ

(鶴田委員) 詰リ一人居ルトキハ何ウシマスカ

(委員 長) 其時ハ警察ヲ使ヒマス

(鶴田委員) 判事ヲ以テ充ルト云フノハ

(委員 長) 警察官ヲ使ヘナイトキハ判事ヲ以テ充ル

(出浦報告委員) 廿四條ヲ御覽ニナレバ差支ヘナイ様ニナツテ居リマス

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

第十三條朗讀ス

第十三條 檢事局ニ檢事正檢事長檢事總長ヲ合セテ相應ナル員數ノ檢事ヲ置ク

此員數ハ毎年司法大臣ノ報告ヲ得テ歲計豫中ニ内閣之ヲ定ム

(細川委員) 此「若クハ」必ラスアルト云フノデアリマスカラ「若クハ」ト云フノハ違ウカラ穩カ

デナイト思フ

(出浦報告委員) 之デ良イ積リデアリマス、地方ナレバ檢事正ヲ置ク、控訴院ニ檢事長ヲ置ク、大審

院ナレバ檢事總長ヲ置キマスカラ、「若クハ」ガ能ク利イテ居リマス

(南部委員) 檢事局ニ之丈ケノコトヲ置クトアリマスガ、區裁判所ノ檢事ノ員數ハ定メマセヌカ

(小松報告委員) 合セテ相應ナル檢事ヲ置クノデアリマスカラ、全國デ檢事長ガ幾人檢事正ガ幾人ト

極メルノデアリマス

(南部委員) 十一條ニ「裁判所長部長ヲ併セテ」トアリマス「若クハ」デハオカシイ、一緒ニ勘定スレバ「及ビ」ガ宜シイ

(三好委員) 「及ビ」ハオカシイ、無イ方ガ宜シイ

(村田委員) 區裁判所ハ總テ「檢事」ト云テ宜ウ御座イマスガ、判事ハ「監督判事」トアリマスガ

檢事ハ二、三人モアツタトキハ何ウシマスカ

(出浦報告委員) 此法律デハ一人デ御座イマス

(村田委員) 廿五條ニ「少クトモ一人ヲ置ク」トアルカラ二、三人アル

(出浦報告委員) 置キマスカ知レマセヌガ、先ツ一人トシテ其他ハ豫備檢事ヤ、試補デヤル様ニナツ

テ居リマス、併シ法律デハ置ケルコトニナツテ居リマス

(三好委員) 今ハ地方裁判所デモ檢事正ガナイノヲ檢事正ヲ置クコトニナリマスカラ、區裁判所ノ

方ハ二人アレバ上席檢事デアリマス、別段ノ名ヲ付ケマセヌ

(南部委員) 「若クハ」ハ刪リマスカ

(三好委員) 刪テ宜シイ
 (出浦報告委員) 之ハ支ヘマス様ニ見ヘテハ不都合デ御座イマスカラ刪リマシテモ宜シウ御座イマス
 (委員 長) ソシナラ「若クハ」ヲ削リマシヨウ
 第十四條朗讀ス

第十四條 各裁判所ニ書記局ヲ設ク書記局ハ總テノ往復計算出納記録其他此法律又ハ他ノ法律ニ特
 定シタル事務ヲ取扱フ

裁判所ニ附セラレタ検事局ニ於テ右ノ如キ事務ヲ取扱フ爲メ必要アリト認メタル時ニ限り別ニ書
 記局ヲ設クルコトヲ得但合議裁判所ノ検事局ニ限ル

裁判所ノ計算及ビ出納ヲ專任スル爲メ必要ナル時ハ一人若クハ二人以上ノ特別官吏ヲ置クコトヲ
 得

(村田委員) 「裁判所ニ附セラレタル検事局」ハ目ニ立ツ様デス、前ノ十二條ニアリマスカラ附セ
 ラレタルト云フト附セラレナイ検事局ガアル様ニ見ヘル

(尾崎委員) 區裁判所ニ書記ヲ置イタ以上ハ書記ハ使ヘマセヌカ

(出浦報告委員) 書記ハ使ヘマスガ、書記局ハ置キマセヌ

(南部委員) 矢張り一ノ書記局デヤリマシヨウ

(細川委員) 末項ハ奏任官ヤラ何ヤラノデハナイノデスカ

(三好委員) 之ハ書記長ハ全ク別ナモノデス

(委員 長) 宜シウ御座イマス

第十五條朗讀ス

第十五條 裁判所ヨリ發スル文書ニシテ送達ヲ要スルモノハ總テ執達吏ヲ以テ之ヲ送達ス但書記ヨ
 リ直接ニ若クハ郵便ヲ以テ送達スルコトヲ法律ノ許ス場合ハ此限ニ在ラス

又執達吏ハ刑事事件ニ付警察官ヲ以テ執行ヲ爲サ、ル場合ニ限り裁判所ノ裁判ヲ執行シ其他此法
 律又ハ他ノ法律ニ定メタル特別ノ職務ニ任ス

(三好委員) 元トノ案ニハ執達吏ト云フモノガナイカラ此處デ斯ウ云フコトヲ云タノデアリマスガ
 執達吏ヲ置ク以上ハ之ハ入りマセヌ

(南部委員) 併シアツテモ差支ヘナイ

(細川委員) 十五條ノ御話ガアリマシタガ、百九條カラ見レハ省略ノ差ヒコソアレ、同シコトノ様

ニ見ヘマス

(南部委員) 此處デ兎ニ角執達吏ノコトヲ云フノハ必要ダ

(三好委員) 置イテハオカシイ、此處ハ執達吏ヲ會計豫算中ニ之ヲ定ムト云フ丈ケ置ク

(南部委員) 十四條ノ書記ノ様ナ工合ニナレバ宜シイ

(三好委員) 十五條ハ執達吏ヲ置クト云フコトハナクシテ執達吏ニサセルコトヲ書イテアルカラオ

カシイ

(出浦報告委員) 二項ハナクテ宜シイ、一項丈ケデ宜シイ

(細川委員) 甚ク害ニモナリマス、余リ立派ナ法律ガ出來ルニ斯ウ云フコトヲ書クノハ餘リオカシイ、何卒修正ニナリタイト思ヒマス

(委員 長) 之ハ委員デ書方ヲ考ヘテ見テ下サイ、十五條ハ簡單ニ書イテ、百九條ニ書イテ置ケバ宜シイニ違ヒアリマセヌ

(三好委員) ソレデハ國事犯ノ處ニ修覆ガアリマスカラ彼ト併セテ修覆ヲ致シマシテ持出シマス

(委員 長) 次キヘ行キマシヨウ

第十六條朗讀ス

第十六條 法律ヲ以テ特定セサル左ノ場合ニ於テ適當ノ申請アル時ハ關係裁判所ヲ併セテ管轄スル直近上級ノ裁判所ハ何レノ裁判所カ本件ヲ裁判スルノ權アルヤヲ判決ス

第一 當然權限アル裁判所カ法律若クハ特別ノ事情ニ因リ差支アリテ裁判權ヲ行フコトヲ得ス且此法律第十九條ニ依テ代理ヲ命セラレタル裁判所モ亦同様ノ差支アル時

第二 裁判所ノ管轄區域ノ境界確カナラサルカ爲メ其權限ニ付キ疑ヲ生シタル時

第三 法律ニ從ヒ又ハ二以上ノ確定判決ニ因リ二以上ノ裁判所裁判權ヲ互有スル時

第四 二以上ノ裁判所權限ヲ有セサルノ確定判決ヲ爲シ又ハ確定判決ヲ受ケタルモ其裁判所ノ一

裁判權ヲ行フヘキ時

(小松報告委員) 此「特別ノ事情」ト御座イマス、區裁判所ニハ「事情」トアリマス

(南部委員) 同ジコトデアリマシヨウ

(三好委員) 前ニハ書イテ、先キハ略シマシタロウ、之ハ原案ヲ會議デ刪ルナレバ宜シイ

(出浦報告委員) ソレハ無論宜シウ御座イマス

(村田委員) 特別ノ三字ハ此前刪除ニナツタノデアリマシヨウ

(小松報告委員) 處ガ刪除シナイ、事情ヲ事實トシナイカラ特別モ入レルコトニナツタノデアリマシヨウ

(委員 長) 「特別」ト云フ字ガ書イテアルノハ餘程良イト云フコトヲ云ヒマシタ「事情」丈ケニナツテ居テ特別モ極メタノデアリマシヨウ

(三好委員) 然ウスルト十五條モ「特別」ガ這入ラナケレバナラヌ

(南部委員) 事情ト云ヘバ特別ガ這入ツタ方ガ宜シイ

(委員 長) 孰モ一定ニシテ十九條ノ方ニ「事情」ヲ入レマシヨウ

(村田委員) 第一ノ「確定」ト云フ字ハ分ラナイト思フ

(小松報告委員) 孰モ確定シナケレバナラヌ、自分ガ判決ヲシテ、其言渡ガ確定シ、上局カラ言渡ヲ受ケテ確定シタノヲ云ヒマス

(委員長) 之デ食事ニシマセウ
午時午後零時十五分喫飯ノ爲メ休憩ス
午後一時開議

(委員長) ヤリマシヨウ

第十七條朗讀ス

第二章 區裁判所

第十七條 區裁判所ノ裁判權ハ其裁判所ニ判事二人以上ヲ置キタルモ單獨判事之ヲ行フ
判事二人以上置キタル區裁判所ニ於テハ其裁判事務ヲ司法大臣ノ定メタル通則ニ從ヒ判事中ニ分
配ス

此事務分配ハ毎年地方裁判所長豫メ之ヲ定ム

區裁判所判事ノ爲シタル事ハ裁判事務分配ニ從ヘハ其裁判所ノ他ノ判事ニ屬シタリトノ事實ノミ
ニ因リ其効力ヲ失フコト無シ

判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ノ行政事務ハ監督判事タル其中ノ一及ヒ司法大臣之ヲ委任ス

(委員長) 論ガナケレバ先キヘ

第十八條朗讀ス

第十八條 事務ノ分配一度ヒ定マリタル時ハ一人ノ判事ノ事務過多トナリ又ハ判事轉退シ又ハ疾病

其他ノ事故ニ因リ久シク缺勤スル加キ繼續スル不都合ヲ生シタルニアラサレハ司法年度中之ヲ變
更セス

第十九條 區裁判所ノ判事ハ毎年地方裁判所長ノ豫メ定メタル順序ニ從ヒ互ニ代理ス

區裁判所ニ於テ法律若クハ事情ニ因リ差支アリテ事務ヲ取扱フコトヲ得サル時之ヲ代理スハキ區

裁判所ハ右同様ニ毎年豫メ之ヲ定ム

(委員長) 之ハ今ノ「特別」ヲ入レルノデスネ

(小松報告委員) 左様デス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

第二十條朗讀ス

第二十條 區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ特ニ第三十三條ニ定メタルモノヲ除キ左ノ事項ニ付キ裁判權
ヲ有ス但豫案及ヒ反對請求ニ關シテハ民事訴訟法ノ條項ニ從フ

第一 二百圓ヲ超過セサル金額若クハ價額二百圓ヲ超過セサル物件ニ係ル請求

第二 價額ニ拘ハラス

(イ) 總テノ住家其他ノ建物又ハ其或ル部分ノ受取明渡使用若クハ占據ニ關シ又ハ借主ノ家具若
クハ所持品ヲ貸主ノ抑留シタルコトニ關シ貸主ト借主トノ間ニ起リタル爭論

(ロ) 不動産ノ境界ノ位置ノミニ係ル爭論ニシテ公ケノ登記簿ニ照シテ定ムルコトヲ得ルモノ

- (ハ) 占有ノミニ係ル争論
- (ニ) 雇主ト雇人トノ間ニ起リタル争論但雇期限一年ヲ超過シタル契約ニ係ラサル時(製造人ト職工トノ間ノ争論ニシテ之ヲ裁判スル爲メニ設ケタル特別法ニ規定シタルモノヲ除ク)
- (ホ) 左ニ掲ケタル事項ニ付キ旅人ト旅店若クハ飲食店ノ主人トノ間ニ又ハ旅人ト水陸運送人トノ間ニ起リタル争論
 - (一) 賄料又ハ宿料又ハ旅人ノ運送料又ハ之ニ伴フ旅行荷物ノ運送料
 - (二) 旅店若クハ飲食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人ヨリ保護ノ爲メ預ケタル之ニ伴フ旅行荷物金錢又ハ有價物
- (ヘ) 督促手續
- (鶴田委員) 「但雇期限一年ヲ超過シタル契約ニ係ラサルトキ」トアルガ、普通ハ一年ト見ナケレバナラス、一年ハイケルノデスカ
- (小松報告委員) 一年迄ハイケマス、一年ヲ超過シテハイケナイ
- (南部委員) 「反對請求」ハオカシイ
- (委員 長) ソレハ貴君ガ著作ト相談シテスルガ宜シイ
- (南部委員) 民法ノ反訴ノ内ニ反對請求ト云フノガアリマスカラ
- (委員 長) 然ウ云フノハ民法ノ中ニ翻譯局ガ何ト云フカ話シハシテ置テ下サルガ宜シイ他ニ御論

ガナケレバ先キヘ行キマシヨウ

第廿一條朗讀ス

第廿一條 區裁判所ハ無訟事件ニ付キ法律ニ定メタル範圍及ヒ方法ニ從ヒ左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ

有ス

第一 未成人瘋癲人白痴人失踪人其他法律若クハ判決ニ因リ自ラ事務ヲ執ルノ禁ヲ受ケタル者ノ後見人若クハ管財人ヲ指揮監督スル事

第二 不動産ノ所有權ニ關スル證書類及ヒ事件ヲ相當ノ検査ヲ爲シタル後登録スヘキ不動産登記簿ヲ主管スル事

第三 一人若クハ組合ニテ商業ヲ營ム者ノ登記簿會社ノ登記簿船舶ノ登記簿及ヒ既ニ中央登記所ニ登録シタル專賣權商標及ヒ模様見本ノ登記簿ヲ主管スル事

(南部委員) 前ノ論ヲ復タ擔キ出ス様デハ御座イマスケレトモ「検査ヲ爲シタル後登録スヘキ登記簿ヲ」ト云フト登録スルコトハ見ナイ様デス、訴訟法ノ方ノ修正ノ理由ニモ登録スルコトハ書記ハ出來ヌト云フトコトカアリマスカラ

(鶴田委員) 訴訟法トハ違ヒマス

(南部委員) ソレヲ刪ル理由ノ一ツニ登録スルコトヲ何分ニモ充分登録スルト云フトコトガ判然シテ居ラヌデハナイガ、ソレガ爲メニ疑ヒヲ生スルデハアルマイカト思フ

(委員 長) 検査モ書記ガスル譯デハナイ、登記簿ニ定メテアル登記デ、裁判所長ガヤル、即チ訴訟法ニ在ル登記簿ハ區裁判所長ガ検査スル

(小松報告委員) 原案ノ百一條ノ書記ノ處ニ「登録簿ヲ管守スルコト」ト書イテ此處ハ「主管」ト書イテ、書ク迄籠ルト云フ積リデアリマス

(南部委員) 登記簿ヲ掌ル意味カネ

(小松報告委員) 先ツ然ウデス

(委員 長) 宜ケレバ先キヘ行キマス

第二十二條朗讀ス

第廿二條 區裁判所ハ刑事事件ニ於テ左ノ事項ニ付キ裁判權ヲ有ス

第一 違警罪

第二 本刑五十圓以下ノ罰金ヲ附加シ若クハ附加セサル二月以下ノ禁錮又ハ單ニ百圓以下ノ罰金ニ該ル輕罪

第三 區裁判所ノ管轄區域内ニ於テ犯シタル輕罪ニシテ其本刑二百圓以下ノ罰金ヲ附加シ若クハ附加セサル二年以下ノ禁錮又ハ單ニ三百圓以下ニ該リ其情前項ニ掲ケタル刑ヨリ更ニ重キ刑ニ處スルコトヲ要セスト見ユルヲ以テ地方裁判所若クハ其支部ノ検事局ヨリ區裁判所ニ移付シタルモノ

右手續ニ因リ訴追ヲ爲シ犯罪ノ證明アリタル場合ニ於テ判決ヲ爲ス前何時ニテモ其情第二項ニ掲ケタル刑ニテハ相當ニ罰スルコトヲ得スト見ユル時ハ區裁判所ハ之ヲ裁判スル權限ヲ有セサルコトノ言渡ヲ爲ス此場合ニ於テハ檢事ハ被告人ヲシテ相當ノ裁判所ニ於テ裁判ヲ受ケシムル爲メ適當ノ手續ヲ爲ス

(小松報告委員) 「其支部」ノ「其」ト云フ字ハ此前刪レマシタカラ之モ刪リマス

(委員 長) 先キヘ

第廿三條第廿四條朗讀ス

第二十三條 其他區裁判所ノ權限ハ此章ニ掲ケタル事件ニ關スル特別法及ヒ訴訟法ニ之ヲ載ス

第二十四條 各區裁判所ノ検事局ニ少ナクトモ一人ノ檢事ヲ置ク

司法大臣ハ豫備檢事若クハ試補又ハ必要ナル場合ニ於テハ豫備判事ヲシテ檢事ヲ補助シ及ヒ之ヲ代理セシムルコトヲ得

(村田委員) 此「輔」ノ字ハ示偏ニナツテ居マスガ總テ車偏ニスルト云フ此間ノ御説デシタガ

(出浦報告委員) 之ハ印刷ノトキニ直シマス

第廿五條第廿六條朗讀ス

第三章 地方裁判所

第二十五條 地方裁判所ヲ第一審ノ合議裁判所トス

各地方裁判所ニ一若クハ二以上ノ民事部及ヒ刑事部ヲ置ク
若シ必要アレハ商事事件船舶事件若クハ製造人ト職工トノ間ニ起リタル事件ヲ裁判スル爲メ特別
法ニ依テ特別裁判所トシテ他ノ部ヲ設クルコトヲ得

第二十六條 各地方裁判所ニ地方裁判所長ヲ置ク

地方裁判所長ノ職務ハ裁判所ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其行政事務ヲ監督シ必要ナル時ハ其管轄區域
内ニ住居スル官吏ノ署名捺印ヲ認確スルニ在リ

地方裁判所ノ各部ニ部長ヲ置ク其職務ハ部ノ事務ヲ監督シ其分配ヲ定ムルニ在リ

(出浦報告委員) 「官吏ノ命令捺印ヲ認確スル」ハ原文デアレバ如何トモ書キ様ガアリマセヌカラ之
デハ疑ヒヲ起シ助カロウト云フ御懸念ガ御座イマスナレバ此委員會デ、御修正ヲ御出シ下サレバ宜シ
イト云フコトデ御座イマス

(委員 長) 本文デハ司法部内ノ官吏計リデアリマスカ

(出浦報告委員) 一般ノ官吏モ這入リマス

(南部委員) 公證人ノコトモ入レテハ何ウデス

(西委員) 確^{シツカ}リ極ラヌト困ルデショウ

(委員 長) 司法部内ノ官吏ナレバ宜シイガ郡長モ戸長モヤラナケレバナラヌト思フ、其極リハ訴
訟法ニ書ク或ハ他ノ法律規則ニ書クカシナイト、ヤレヌカ知レヌト思フガ、警察官トカ郡長トカ戸長

トカ云フモノハ認確シナケレハナラヌト思フ

(出浦報告委員) 前會議ノトキモ若シ細カク調ヘレバ落チタモノガアツタトキ困リマスカラ、然ウ判

然書カナカツタト見ヘマス

(委員 長) ソンナラ陸軍ノ武官ノ捺印モ認確スルコトニナラヌト困ル、私ノ印章ヲ確カメテ下サ

イト云テ來レバ確カメテヤツテ差支ヘナイ

(鶴田委員) ソレガ賈セデ些ツトモ違ハヌ様ニ書イテアツタトキハ相違ナイト云テ、相違ナイノガ

通ツテ行ク

(委員 長) 司法部内ノ人ニシタ處ガ、ソレヲヤラヌコトニ限ラヌ、印計リナラバヤラヌトモ限ラ

ヌガ、署名ガアルカラ不確カト思ヘバ認確シナケレバ宜シイ

(清岡委員) 公證人戸長ハ豫テ印鑑ヲ出シテ置ケト云フコトハ出來マスガ、地方官ハ御前ノ印章ヲ

必要ト認メル場合ニハ認確シナケレバナラヌカラ印鑑ヲ出セト云フコトハ出來マスマイ

(委員 長) イカヌカ知レマセヌガ地方官、郡長、戸長、警察官ガ裁判官ニ向ケ相違ナイカト云ヘ

ハ相違ナイト云フコトヲ云ハナケレバナラヌ

(南部委員) 署名モヤラナケレバナリマセヌ

(委員 長) 海軍ノ少佐ナドノ署名ヲ持テ來テ認確シテ呉レト云ヘハ出來ナイト云テ宜シイ

(西委員) ケレトモ之デハソレモヤラナケレバナラヌ

(南部委員) 裁判上テ確カメルノデナクシテ唯請求シテ來ルコトガアリマス
 (鶴田委員) 之ハ見テ貰ハナケレバナラヌ事柄ガ必要ナノダロウ
 (渡委員) 裁判所長ガ必要ト見タノモ、見テ貰ウ人ガ必要ト見タノデモ必要ト見レバ認確シテ宜シイ

(鶴田委員) 認確シテ間違ツタルトキハ責任ガアリマスカ
 (渡委員) ソレハ無イ

(出浦報告委員) 東京始審裁判所ナレバ總理大臣ノ署名捺印ノ印章ヲ認確シナケレハナリマセヌ
 (清岡委員) 總理大臣デモ金ヲ借ラヌト云フコトハナイカラ

(委員 長) 必要ト認メレバスルノダカラ分ラヌケレバ其者ヲ喚出シテ「貴様ノハ何ウカ」ト聞イテ宜シイ

(南部委員) 此印ハ官印デスネ

(委員 長) 私印ダロウト思フ、官印ハ素ヨリ認確スル迄ハナイ
 (南部委員) ソレナラバ官吏ニ限ル筈ハナイ

(小松報告委員) 私ハ職印ニ限ツタモノト思フ、若シ官印デナケレバ戸長役場ニ在ルカラ差支ナイ、之ハ職務ニ就テ公然職權ヲ以テシタカ、シナイカヲ認確スル爲メデアロウト思フ
 (清岡委員) 然ウスルト官吏ハ職印ヲ以テ其管轄區域ニ住スル官吏ハ尠ナイ

(村田委員) 官印ヲ以テ居ル者ハ自分デ證明ハシナイ

(小松報告委員) 公證人規則ニ自分ノ署名ト印鑑ヲ裁判所ニ納メロト云フコトガアルカラ、ソレト同ジデアルト思ヒマス

(委員 長) ソンナラソレト極メテ「管轄区域内」ハ宜シイカ
 (鶴田委員) 「居住」ト云フ字ヲ刪リタイ

(南部委員) 何ウ云フ譯デ「住居」ヲ御刪リニナリマスカ
 (尾崎委員) 住居ハ置イタ方ガ宜シイ

(鶴田委員) 地方裁判所ニ管轄シテ居ルノハ公證人トカ何トカ云フモノダロウ
 (西委員) 詰リ庶務規程ニ云フ裁判所所屬吏員ト云フノダ

(小松報告委員) 獨乙デハ「アムツシツ」バアメン」トアリマス職務上ノ住居スル官吏デアリマス
 (西委員) 私印モ這入ルニ違ヒナイ

(出浦報告委員) 公務上デ致シマス署名捺印デナケレバイケマセヌ
 (西委員) 處ガ然ウ云フ精神デナイト云フコトハ何處デ見ヘルカ

(出浦報告委員) 何レノ國デモ借金ヲシタノヲ裁判所デ認確スルコトハアリマセヌ
 (委員 長) 官印ト云ハナイデ、官吏ガ職務上デ用フル署名ト捺印ト見ナイ幅ガ狭イ、先キへ行マ

シヨウ

第廿七條第廿八條第廿九條朗讀ス

第二十七條 司法大臣ハ毎年各地方裁判所ノ判事一人若クハ二人以上ニ其裁判所ノ裁判權ニ屬スル刑事事件ノ豫審ヲ爲スコトヲ命ス

第二十八條 各地方裁判所ノ事務ハ毎司法年度ノ終ニ臨ミ次ノ年度ノ爲メ各部及ヒ各豫審判事ニ之ヲ分配ス

此分配ハ事務ノ性質又ハ其出所其他被告人ノ氏名ノ頭字ノ如キ明白ナル區別ニ從フコトヲ要ス各地方裁判所ノ各部長及ヒ部員モ亦毎年豫メ之ヲ定ム

以上掲ケタル件ハ地方裁判所長ノ報告ヲ得タル後控訴院長命令ヲ以テ之ヲ定ム此報告中地方裁判所長ハ次年己レノ居ラントスル部ヲ指スノ權利ヲ有ス

第二十九條 或ル部ニ於テ着手シタル事務ニシテ司法年度ノ終若クハ各休暇ノ始ニ臨ミ未タ終結ニ至ラサルモノハ裁判所長便利ト思量スル時ハ同部員ヲ以テ同部之ヲ結了スルコトヲ得

豫審判事モ亦未タ終結ニ至ラサル事務ヲ結了スルコトヲ要請セラルルコト有リ

(南部委員) 「司法年度ノ終リ」ト云フ字ハ必要デアリマスカ

(西委員) 前ニ司法年度ハ動かサヌト云フコトガアリマスカ司法年度ト云フコトガ入ル

(南部委員) 各休暇ノ始メト云フガ、冬ノ休暇ハ司法年度ノ終リデハナイガ

(西委員) 三十一日ガ司法年度ノ終リデ、休暇ハ廿四日ダカラ司法年度ノ終リニハナラヌ

(三好委員) 休暇事件モアリマスカラ

(委員 長) 次キニ行キマシヨウ

第三十條第三十一條朗讀ス

第三十條 第二十八條ニ從ヒ事務ノ分配及ヒ裁判所員ノ配置一度ニ定マリタル時ハ休暇中ヲ除キ一部ノ事務過多トナリ又ハ判事轉職シ又ハ疾病其他ノ事故ニ因リ久シク缺勤スル如キ繼續スル不都合アルニアラサレハ司法年度中ノ變更セス

裁判所ノ事務其現在ノ部ニハ過多ナリト何時ニテモ認ムル場合ニ於テハ司法大臣適宜ト思量スル時ハ新ニ一部又ハ數部ヲ設クルコトヲ得

第三十一條 地方裁判所長差支アリテ職務ニ從事スルコトヲ得サル時ハ所長トシテハ官等最モ高キ部長之ヲ代理シ部長トシテハ其部ノ官等最モ高キ判事之ヲ代理ス

部長差支アリテ職務ニ從事スルコトヲ得サル時ハ右同様ニ其部ノ官等最モ高キ判事之ヲ代理ス二人以上ノ部長若クハ判事ノ官等同シキ時ハ其先任ノ者ヲ擇ミ官等同シクシテ任官ノ前後ナキ時

ハ年長ノ者ヲ擇ム

地方裁判所ノ他ノ判事ヲ司法大臣ノ定ムル通則ニ基キ毎年豫メ裁判所長ノ定メタル代理順序ニ從ヒ互ニ代理ス

判事差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス同裁判所ノ判事中其代理ヲ爲シ能フ者ナキ場合ニ於

テ其事件要急ナル時ハ裁判所長ハ其管轄區域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判事ニ其代理ヲ命スルコトヲ得

(小松報告委員) 「任官ノ前後ナキ」ハ判事ニハ惡イト思フ「補職ノ前後ナキ」ダロウト思ヒマス

(村田委員) 裁判官ハ獨乙デハ盲目トカ聾トカ或ハ身體ガ衰ヘタトキハ退職サセマスガ、此方デハ仕方ガナイカ

(三好委員) 懲戒法ニ入レ様ト云フコトデアリマシタ

(南部委員) 區裁判所カラ來タガ先キニナル

第三十二條朗讀ス

第三十二條 地方裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付キ裁判權ヲ有ス

第一 第一審トシテ

(イ) 區裁判所若クハ特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノヲ除キ總テノ請求

(ロ) 金額若クハ價額ニ拘ハラス政府又ハ官廳ヨリ爲シ又ハ之ニ對シテ爲ス總テノ請求

(ハ) 金額若クハ價額ニ拘ハララス官吏ニ對シテ爲ス總テノ請求但其請求公務ヨリ起リタル時ニ限

ル

第二 第二審トシテ

(イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴

(ロ) 區裁判所ノ決定及ヒ命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

(出浦報告委員) 此處デ伺ヒマスガ「專屬」ノ「專」ノ字ハ委員會デ御刪リニナツタノナレバ無論原案ノ修正ニナリマスカラ翻譯局デ異論ハアリマセヌガ御刪リニナリマセヌノハ入レテ置クト云フノデ是レ迄這入ツテ居リマス

(三好委員) 委員會デ御刪リニナツタノデス

(出浦報告委員) ソレデハ無論御刪リヲ願ヒマス

(村田委員) 「ロ」ニ「政府又ハ官廳ヨリ爲シ又ハ之ニ對シテ」トアリマシマスガ先キノ説明デハ「又

ハ」ハ下タニ掛ラヌ様ニナリマスカ

(南部委員) 「官廳ヨリ爲シ」デ切レテ「又ハ之ニ對シテ爲ス」トナルカラ宜シイ

(委員 長) 先キヘヤリマシヨウ

第三十三條朗讀ス

第三十三條 地方裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 第一審トシテ

區裁判所ノ權限並ニ大審院ノ特別權限ニ屬セサル總テノ刑事事件

第二 第二審トシテ

(イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴

(ロ) 區裁判所ノ決定及ヒ命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

(南部委員) 「法律ニ定メタル」ト云フノハ何ウ云フコトデスカ

(出浦報告委員) 當リ前デ控訴ガイケル抗告ノ方ハ斯ウ云フ場合デナケレバナラヌト法律デ極メテ行キマス、何時デモ、イケルト云フコトハナイカラデアリマス

(委員 長) 宜カロウ

第三十四條第三十五條第三十六條第三十七條第三十八條朗讀ス

第三十四條 地方裁判所ハ破産事件ニ付キ一般ノ裁判權ヲ有ス

第三十五條 地方裁判所ハ無訟事件ニ係ル區裁判所ノ決定及ヒ命令ニ對シ法律ニ定メタル場合ニ於テ爲シタル抗告ニ付裁判權ヲ有ス

第三十六條 地方裁判所ノ其他ノ權限並ニ其裁判權ヲ行フノ範圍及ヒ方法ニシテ此法律ニ定メサルモノハ區裁判所ノ裁判權ニ屬スル無訟事件ニ關スル特別法並ニ訴訟法ニ之ヲ載ス

第三十七條 司法大臣ハ地方裁判所ト其管轄區域内ノ區裁判所ト遠隔ナルカ若クハ交通不便ナルカ爲メ至當ト思量スル時ハ其地方裁判所ニ屬スル民事及ヒ刑事ノ事務ノ一部分ヲ取扱フ爲メ一若クハ二以上ノ支部ノ設置ヲ命スルコトヲ得且司法大臣ハ此支部ヲ開クヘキ區裁判所ヲ定ム
支部ヲ組立ツルニハ之ヲ設置シタル區裁判所若クハ近隣ノ區裁判所ノ判事ヲ用ユルコトヲ得此判事ノ選用ハ司法大臣ニ屬ス

司法大臣ハ支部ニ勤ムヘキ豫審判事及ヒ檢事ヲ命ス司法大臣ハ支部ノ本部タル地方裁判所ノ管轄區域内ノ區裁判所判事ニ豫審判事ヲ命スルコトヲ得

代理ニ關スル第三十一條ノ條項ハ支部ニモ亦之ヲ適用ス

第三十八條 地方裁判所ニ於テ訴訟法ニ依テ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ總テノ事件ハ三人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其三人ノ判事中一人ヲ其部ノ長トス且豫備判事ハ如何ナル事情アルモ二人以上其部ニ列席スルコトヲ得ス

其他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

(村田委員) 「於テ」「依テ」「於テ」ト續イテ餘リ目ニ立ツ様ダガ「依テ」ハ「依リ」デ宜サソクナモノタ

(出浦報告委員) 日本ノ文法上デハ「テ」ノ字ガ幾ラ重ナツテモ構ハヌソウデアリマスガ、讀ミニクケレバ御直シニナツテモ宜シウ御座イマス

(委員 長) 「依リ」ト書イテモ、「依テ」デモ宜シウ御座イマシヨウカラ、出浦サン一人デ直シテモ宜シウ御座イマシヨウ

(出浦報告委員) ソレデハ直シマシヨウ

(委員 長) 先キへ行キマシヨウ

第三十九條第四十條第四十一條第四十二條朗讀ス

第三十九條 各地方裁判所ノ檢事局ニ檢事正ヲ置ク檢事正ハ檢事局ノ總テノ事務ノ取扱ヲ指揮分配及ヒ監督ス但檢事局ノ其他ノ檢事ハ事務取扱ニ付テハ何レノ事件ト雖モ特別ノ許可ヲ受ケスシテ檢事正ヲ代理スルノ權ヲ有ス

第四章 控訴院

第四十條 控訴院ヲ第二審ノ合議裁判所トス

各控訴院ニ一若クハ二以上ノ民事部及ヒ刑事部ヲ設ク

第四十一條 各控訴院ニ控訴院長ヲ置ク

控訴院長ノ職務ハ控訴院ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其行政事務ヲ監督スルニ在リ

控訴院ノ各部ニ部長ヲ置ク其職務ハ部ノ事務ヲ監督シ其分配ヲ定ムルニ在リ

第四十二條 事務ノ分配及ヒ結了及ヒ必要ナル場合ニ於テ判事ノ代理ニ付テハ第二十八條第二十九條第三十條及ヒ第三十一條ヲ左ノ變更ヲ以テ控訴院ニ適用ス

(イ) 右條ヲ以テ地方裁判所長ニ與ヘタル權ハ控訴院長ニモ之ヲ與ヘタルモノトス

(ロ) 右條ヲ以テ控訴院長ニ與ヘタル權ハ大審院長ニモ之ヲ與ヘタルモノトス

(ハ) 控訴院ノ判事差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス同院ニ其代理ヲ爲シ能フ判事ナキ場合ニ於テ其事件要急ナル時ハ之ヲ代理スル判事ヲ出スヘキ旨ヲ控訴院長ヨリ其控訴院所在

地ノ地方裁判所長ニ通知シ其裁判所ノ判事ヲシテ代理ヲ爲サシムルコトヲ得豫備判事ニハ

其代理ヲ爲サシムルコトヲ得ス

(委員長) 「右條」ト云フ字ハ宜ウ御座イマシヨウカ

(細川委員) 長イ間代リヲシテ居ル字デ御座イマスカラ此「右」ト云フ字ハ餘程重イ

(西委員) 一體「右ノ條々」ト云ヒ度イ

(南部委員) 「右數條」ト云テ宜シイ

(出浦報告委員) 「數」ノ字ヲ加ヘマスル方ガ宜シウ御座イマシヨウ

(西委員) 「此數條」ト云テハ何ウダロウ

(鶴田委員) 之デ宜カロウ

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

第四十三條 控訴院ハ左ノ事項ニ付キ裁判權ヲ有ス

第四十三條 控訴院ハ左ノ事項ニ付キ裁判權ヲ有ス

第一 地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴

第二 地方裁判所ノ決定及ヒ命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第三 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴ニ付キ爲シタル地方裁判所ノ判決ニ對スル上告

第四 無訟事件ニ係ル地方裁判所ノ決定及ヒ命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第四十四條 控訴院ノ其他ノ權限並ニ其裁判權ヲ行フノ範圍及ヒ方法ニシテ此法律ニ定メサルモノ

ハ訴訟法又ハ特別法ニ之ヲ定ム

第四十五條 控訴院ニ於テ訴訟法ニ依テ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ總テノ事件ハ五人ノ判事ヲ以テ
組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其五人ノ判事中一人ヲ其部ノ長トス
其他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

(委員 長) 此「依テ」モ今ノ例ニ依テ「依リ」トシヨウ

第四十六條 第四十七條 第四十八條 第四十九條 第五十條 第五十一條 第五十二條 第五十三條 朗讀ス

第四十六條 各控訴院ノ檢事局ニ檢事長ヲ置ク

檢事長ノ權並ニ其他ノ局員ノ權ニ付テハ第三十九條ヲ適用ス

第五章 大審院

第四十七條 大審院ヲ最高裁判所トス

大審院ニ一若クハ二以上ノ民事部及ヒ刑事部ヲ設ク

第四十八條 大審院ニ大審院長ヲ置ク其職務ハ大審院ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其行政事務ヲ監督スル
ニ在リ

ニ在リ

大審院ノ各部ニ部長ヲ置ク其職務ハ部ノ事務ヲ監督シ其分配ヲ定ムルニ在リ

第四十九條 大審院長ハ大審院ノ何レノ部ニモ屬セスト雖モ己レ至當ト思量スル部ニ長タルノ權利
ヲ有ス

大審院長部ニ長タル時ハ其部ノ官等最モ低キ判事退キテ部長ハ尋常ノ部員ト爲ル官等最モ低キ判
事ヲ定ムルニハ第三十一條ノ條項ヲ逆ニ適用ス

第五十條 大審院ノ事務ノ分配並ニ代理ノ順序ハ每年部長ト協議シ大審院長豫メ之ヲ定ム
大審院ノ判事差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス同院ニ其代理ヲ爲シ能フ判事ナキ場合ニ於
テ其事件要急ナル時ハ大審院長ハ其所在地ノ控訴院長ヲシテ差支アル判事ヲ代理スル爲メ其院ノ
判事ヲ出サシムルコトヲ得

第五十一條 大審院長ハ何時ニテモ部長若クハ部員ノ承諾ヲ得テ之ヲ他ノ部ニ轉セシムルコトヲ得
第五十二條 前條ニ依テ部ノ組立テヲ變更シタル時ハ現ニ取扱中ノ事務ニ付テハ第二十九條ノ條項
ヲ適用ス

司法年度中事務分配ノ變更ニ付テハ第三十條ノ條項ヲ適用ス

第五十三條 大審院ニ於テ裁判ヲ爲スニ當リ法律ノ點ニ付テ表シタル意見ハ其訴訟(民事又ハ刑事)

一切ノ事ニ付テハ下級裁判所ヲ拘束ス

(南部委員) 此處計リニ「民事刑事」ト云フノハオカシイ

(細川委員) 除イタ方ガ宜シイ

(村田委員) 無イ方ガ宜シイ

(清岡委員) 「訴訟法」ト云フトキトハ違ウ

(出浦報告委員) 何ゼ這入りマシタカト云フニ、「其訴訟」ト云フ字ガ單數ニ書イテアリマス其訴訟ハ民事ニ限ル様ニナリマスカラ起案者ガ注意ノ爲メニ「民事又ハ刑事」ト掲ケマシタガ、日本文ニナレバ其恐レガアリマセヌカラ刪ツテ差支アリマセヌ

(委員 長) 取ル方ガ多數ナレバ取リマス

第五十四條第五十五條朗讀ス

第五十四條 大審院ノ各別ノ部ニ於テ曾テ判決ヲ異ニシタル法律ノ點ニ基ク上告アル時ハ大審院長ハ其上告ノ性質ニ從テ民事ノ總部若クハ刑事ノ總部若クハ民事及ヒ刑事ノ總部聯合シテ之ヲ審問裁判スルコトヲ命スルノ權ヲ有ス但此命令ハ一部ニ於テ未タ其上告ノ審問ニ着手セサル時ニ限ル

第五十五條 大審院ノ或ル部ニ於テ上告ヲ審問シタル後法律ノ同一ノ點ニ付キ曾テ一若クハ二以上ノ部ニ於テ爲シタル判決ト相反スル意見アル時ハ其部ハ之ヲ大審院長ニ報告シ大審院長ハ其報告ニ因リ上告ノ性質ニ從テ民事ノ總部若クハ刑事ノ總部若クハ民事及ヒ刑事ノ總部ニ聯合シテ之ヲ再ヒ審問シ及ヒ裁判スルコトヲ命ス

(細川委員) 「再ヒ審問シ」トアリマスガ、再ビニナリマスカ

(尾崎委員) 審問シタル後チニ審問シマスカラ再ヒニナリマス

(細川委員) 再ヒトナツタラ「審問シ」トナリマスカ

(出浦報告委員) 左様デス

第五十六條朗讀ス

第五十六條 大審院ハ左ノ事項ニ付キ裁判權ヲ有ス

第一 終審トシテ

(イ) 第四十二條第三ニ依テ爲シタル判決ニアラサル控訴院ノ判決ニ對スル上告

(ロ) 控訴院ノ決定及ヒ命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

(ハ) 無訟事件ニ係ル控訴院ノ決定及ヒ命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第二 第一審ニシテ終審トシテ

刑法第二編第一章及第二章ニ掲ケタル重罪(天皇皇族及ヒ政府ニ對スル重罪)並ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮又ハ更ニ重キ刑ニ處スヘキモノノ豫審及ヒ裁判

(出浦報告委員) 「イ」ノ處ハ「四十三條」ニナリマスカラ御直シヲ願ヒマス

(委員 長) 第二ハ後チニシテ先キへ行キマシヨウ

第五十七條第五十八條第五十九條第六十條第六十一條第六十二條第六十三條第六十四條朗讀ス

第五十七條 大審院ノ其他ノ權限并ニ大審院ノ裁判權ヲ行フノ範圍及ヒ方法ニシテ此法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ニ之ヲ定ム

第五十八條 大審院ニ於テ訴訟法ニ依テ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ總テノ事件ハ七人ノ判事ヲ以テ

組立テタリ部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其七人ノ判事中一人ヲ其部ノ長トス
第五十九條 第五十四條及ヒ第五十五條ニ定メタル場合ニ於テハ聯合部ノ部員少クトモ三分ノ二列
席參與スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ民事ノ總部若クハ刑事ノ總部聯合スル時又ハ民事及ヒ刑事ノ總部聯合スル時ハ
總部ノ判事申官等最モ高キ者ヲ部長ト爲ス大審院長ハ己レ至當ト思量スル時ハ總部ニ長タルノ權
ヲ有ス

其他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

第六十條 大審院長ハ第五十五條ノ條項ニ依リ大審院ニ於テ第一審ニシテ終審ヲ爲スヘキ各別ノ場
合ニ付キ大審院ノ判事ニ豫審ヲ命シ且其判事差支アリテ豫審ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テ法律
上之ヲ代理スヘキ判事ヲ命ス

第六十一條 大審院ノ檢事局ニ檢事總長ヲ置ク

檢事總長ノ權並ニ其他ノ局員ノ權ニ付テハ第三十八條ヲ適用ス

第三編 裁判所及ヒ檢事局ノ官吏

第一章 判事又ハ檢事ト爲ルニ必要ナル準備及ヒ資格

第六十二條 判事又ハ檢事ト爲ルニハ此法律ニ掲ケタル例外ノ場合ヲ除キ二回ノ競争試験ヲ經ルコ
トヲ要ス

第六十三條 志願者ノ此二回ノ競争試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格并ニ此試験ニ關スル總テノ細目
ハ判事檢事登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第一回ノ試験ニ及第シタル者ハ第二回ノ試験ヲ受クル以前試補トシテ裁判所及ヒ檢事局ニ於テ三
年間實地修習ヲ爲スコトヲ要ス

帝國大學法科卒業生ハ第一回ノ試験ヲ經スシテ試補ヲ命セラル、コトヲ得
此修習ニ關スル細目モ亦右試験規則中ニ之ヲ定ム

第六十四條 試補ハ前條ニ掲ケタル實地修習ヲ始ムル前忠實ニ天皇ニ仕ヘ職分ヲ盡スヘキコトヲ式
ニ從ヒ宣誓又ハ確言ス

(出浦報告委員) 「言確」ハオカシイカラ換ヘヨト云フコトデ御座イマシタガ外ニ字ガアリマセヌカ
ラ「確言」ト致シマシタ

(委員 長) 先キヘ行マシヨウ

第六十五條第六十六條第六十七條朗讀ス

第六十五條 司法大臣ハ試補ノ行狀ヲ認メテ之ヲ罷免スルニ足レリトスル時ハ何時ニテモ之ヲ罷免
スルコトヲ得

此罷免ニ關スル細目モ亦右試験規則中ニ之ヲ定ム

第六十六條 一年以上修習ヲ爲シタル試補ハ其修習ヲ現ニ監督スル判事ノ指揮アレハ區裁判所ニ於

テ或ル司法事務ヲ取扱フコトヲ得
豫審判事及ヒ地方裁判所ノ受命判事モ亦其附屬ノ試補ヲシテ已レニ代リ或ル事務ヲ取扱ハシムル
コトヲ得

第六十七條 試補ハ如何ナル場合ニ於テモ左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ有セス

(イ) 訴訟事件無訟事件ニ拘ハラス裁判ヲ爲ス事

(ロ) 證據ヲ取ル事(前條第二項ノ場合ヲ除ク)

(ハ) 登記簿ニ登錄ヲ爲ス事

(出浦報告委員) 「無訟」ヲ「無訟」ト御換ヘテ願ヒマス

(三好委員) 六十六條ノ二項ニ「附屬ノ試補」ト「附屬」ト云フ字ハ何ウモ穩カナラヌト云フ、引

受ケノコトデ即チ前ノ六十六條ノ一項ニ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ指揮ニ從フノデアリマスカラ附屬
トハ云ヘナイ之モ高等試補デアリマスカラ「受持」トシタイト思ヒマス

(出浦報告委員) 「受持」ニナルト下ノ方カ「預リ」ト云フ字ニナレバ極ク宜シイガ、窮シマシテ「附
屬」ト云フ字ガ出來マシタ

(細川委員) 「監督スル」デハ如何デス

(出浦報告委員) 監督スル判事ト間違ウ嫌ヒガアリマス

(細川委員) 「附屬」ト云フ字ヲ少シ遠イ様ニ見レバ宜シイ

(委員 長) 比「屬」ノ字ハ少シ違ウトサヘスレバ宜シイ

(出浦報告委員) 書記ナレバ宜シイガ高等官ノ試補デアリマスカラ附屬デハ下シ過ル

(渡 委員) 「屬官」ノ「屬」ニ非ストシテ置ケバ宜カロウ

(委員 長) 之ハ文字ダカラ翻譯局ヘ任カシテ先キへ行キマシヨウ

第六十八條第六十九條朗讀ス

第六十八條 第二回ノ競争試験ニ及第タル試補ハ之ヲ判事又ハ檢事ニ任ス

第六十九條 新任ノ判事又ハ檢事ハ缺位アル時ハ直ニ場合ニ從テ之ヲ區裁判所若クハ地方裁判所判
事又ハ區裁判所若クハ地方裁判所ノ檢事局檢事ニ補ス

司法大臣ハ缺位アル迄之ニ豫備判事又ハ豫備檢事トシテ執務スルコトヲ命シ之ヲ司法省又ハ區裁
判所又ハ地方裁判所又此等ノ裁判所ノ檢事局ニ用ユ

(村田委員) 「之ヲ判事又ハ」ハ「之ヲ區裁判所判事又ハ」デハアリマセスカ

(出浦報告委員) 矢張り若クハノ例デ行ク積リデアリマス地方裁判所ノ下タヘ「ノ」ノ字ヲ入レテ宜
シウ御座イマス

第七十條朗讀ス

第七十條 區裁判所又ハ地方裁判所又ハ此等ノ裁判所ノ檢事局ニ用ヒラレタル豫備判事又ハ豫備檢
事ハ判事又ハ檢事差支アリテ職務ニ從事スルコトヲ得サルニ通常ノ代理法ニ依リ難キカ又之ニ依

レハ大ナル不都合アル時ハ此法律ノ原則ニ從ヒ司法大臣ノ許可ニ因リ其判事又ハ檢事ヲ代理スルコトヲ得

又司法大臣ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ判事又ハ此等ノ裁判所ノ檢事局ノ檢事ニ缺位ノ存スル間ハ法律ノ許ス限リ此豫備判事又ハ豫備檢事ニ其缺位ヲ充タスコトヲ許スコトヲ得

(細川委員) 缺位ヲ充タスノハ本統ニ充タスノデハアリマセヌカ

(出浦報告委員) 民事ノ代理法デ行ク代理デ御座イマセヌデ、假令ハ一裁判所ヘ判事が任セラレテ參

ルニ遠方デ十日、一週間來ナイトキハ差支ヘラ生シマスカラ代リニ這入ツテ居リマス

(鶴田委員) 認廷ニ立ツ者ハ誰デモ代理ヲスルカ

(西委員) 檢事ノ代理ト云フコトヲ云タコトハアリマセヌカ

(三好委員) 三十九條ニ在リマス

(委員長) 十二條ノ末項カラ二番目ニ在ル

第七十一條第七十二條第七十三條朗讀ス

第七十一條 三年以上帝國大學法科教授若クハ辨護士タル者此章ニ掲ケタル試験ヲ經スシテ判事又

ハ檢事ニ任セララル、コトヲ得

第七十二條 左ニ掲ケタル者ハ判事又ハ檢事ニ任セララル、コトヲ得ス

(イ) 重罪ヲ犯シタリト確定セラレタル者但國事犯ニシテ復權シタル者ハ此限ニ在ラス

(ロ) 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタリト確定セラレタル者

(ハ) 債務ノ免除ヲ得サル破産者

第二章 判事

第七十三條 判事ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ天皇之ヲ任ス

其任官ノ式ハ別ニ定ムル所ニ依ル

(出浦報告委員) 七十三條ノ一項ノ終リニ「其任官ハ終身トス」ガ落チマシタ

(村田報告委員) 二項ノ「其任官」ノ「其」ハナイデアリマシヨウ

(出浦報告委員) ナイノデス

第七十四條朗讀ス

第七十四條 判事任官ノ上ハ司法大臣ハ直ニ之ヲ某裁判所判事ニ補ス若シ缺位ナキ時ハ缺位アル迄

之ヲ豫備判事ニ補ス總テノ其後ノ補職ハ司法大臣之ヲ爲ス

第七十五條 控訴院長及ヒ大審院ノ部長ノ補職ハ内閣之ヲ爲ス

大審院長ハ天皇之ヲ補職ス

第七十六條 何人ト雖モ五年以上判事(豫備判事ノ勤務ヲ含ム)檢事(豫備檢事ノ勤務ヲ含ム)帝

國大學法科教授若クハ辨護士タル者ニアラサレハ控訴院判事ニ補セラルル、コトヲ得ス

(西委員) 「豫備判事ヲ含ム」「豫備檢事ヲ含ム」ハナケレバ分ラヌカ知ラス

(出浦報告委員) 無クテハ包ムカ何ウカ分リマセヌ
(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

第七十七條第七十八條朗讀ス

第七十七條 何人ト雖モ十年以上判事「豫備判事ノ勤務ヲ含ム」檢事(豫備檢事ノ勤務ヲ修ム)帝國大學法科教授若クハ辯護士タル者ニアラサレハ大審院判事ニ補セラル、コトヲ得ス

第七十八條 第七十四條及ヒ第七十五條ニ掲ケタル時期ヲ算フルニハ補職ノ時マテ右列記シタル職務ノ一若クハ二以上ニ引續キ從事シタル時ハ其一ノミニ引續キ從事シタルコトヲ必要トセス

(村田委員) 前條ノトキハ「前條」トヤル積リデハアリマセヌカ

(出浦報告委員) 一條ナラハ「前條」トヤリマス

(鶴田委員) 算入シナイナレバ同ジコトダ

(小松報告委員) 司法省ト云テモ會計ナドニ用ヒラル、カライケナイト云テ其時分ニハ司法大臣カ缺位アル迄云々トアルカラ、豫備判事ヤ豫備檢事ノ名目デ用フル分ハ差支ヘナイ、ソレヲ參事官ト名ヲ變ヘテハイカスト云フコトデアリマシタ

(委員 長) 私丈ケノ考ヘデハ今文官試験規則デ一ノ取除ケ規則ガ出テ居リマス、彼ヲ存シテ置ク積リデアリマス、然ウスレバ之ガ出テモ差支ナイ

(三好委員) 此間算入スルコトニナリマシタ、ソレヲ豫備判事豫備檢事トシテヤツタノハ勿論出來

ルト云フコトガアリマシタカラ、ソレニスレハ時日ヲ算入スルコトニナル

(委員 長) 豫備檢事ヤ豫備判事デナケレハイケナイ

(村田委員) 司法省ヘ來テモ判事ノ名義ナレバ宜シイト云フコトデアリマシタ

(小松報告委員) 判事檢事デ御使ヒニナレバ矢張り法律ニ關係シテ居ルカラ差支ナイト云フコトデアリマシタ

(委員 長) 私丈ケノ考テハ現ニ行ハレテ居ル文官試験規則デ裁判官檢察官ノ者ハ法制局參事官トカ司法省參事官ナレバ彼^レデイケルト思フ、唯三好サンノ様ナ人ハイケナイ

(三好委員) 私共ガ失ツテハ叶ヒマセヌガ、失ハヌ様ニシタイ

(小松報告委員) 五年以上デナケレバ宜シイ

(委員 長) 轉所サヘシナケレバ宜シイ

(出浦報告委員) ソレデモ大審院ニハイケナイ、控訴院デナケレバイケナイ

(三好委員) 十年以上ヤツテ居ルカラ大審院ヘ行ケルダロウ

(委員 長) ソレハ別法デアルカラ差支ナイ

第七十九條朗讀ス

第七十九條 判事ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

(イ) 公然政事ニ關係スル事

(ロ) 政會ノ會員又ハ政社ノ社員ト爲リ又ハ區町村會府縣會ノ議員ト爲ル事
(ハ) 俸給ノ附キタル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トシタル公然ノ職ニ就ク事

(ニ) 商業ヲ營ミ又ハ其他行政規則ヲ以テ禁シタル業務ヲ營ム事

(出浦報告委員) 之モ翻譯局デ議シマシタガ之ヨリ外ニハイケマセヌ、之デ「イ」「ロ」ガ御分リニナ
ラスト仰シヤレバ原文カラ直ツテ來ナケレバ翻譯局デハ致シ方ガ御座イマセヌ

(小松報告委員) 私立學校ノ教官ハ何ウデシヨウ

(出浦報告委員) 私立學校デモ金錢ヲ目的トシテハイケマセヌ、無謝義ナレ宜シイ

第八十條朗讀ス

第八十條 次條ノ條項ニ從フノ外判事ハ公務停止ヲ惹起スル懲戒上又ハ刑事上ノ判決ニ因ルニアラ

サレハ其意ニ反シテ免官又ハ轉官又ハ轉職轉所(特別ノ事情アル場合及ヒ豫備判事タル時ヲ除
ク)又ハ減俸又ハ一時停職セラレ又ハ退官セシメラル、コト無シ

前項ハ懲戒取調又ハ刑事訴追ノ始若クハ其間ニ於テ法律ノ許ス一時ノ停職ニ關係アルコト無シ

(細川委員) 轉所ト云フモノハ何ウ云フモノデシヨウ

(委員 長) 前回ニ餘程議論ガアツタデス

(清岡委員) 今更動議ヲ起サレテハ困ル

(委員 長) 私ハ成ルヘク動議ガ起レバ宜イト思テ居リマス

(村田委員) 轉所ハ據ナイ場合ナラバ出來ル

(三好委員) 此事デ松岡ガ昨夜話ヲスル中ニ考テ成程ト思ヒマシタコトガアリマシタガ意ニ反シテ
ト云フコトハ日本デハ云ヘヌ、元トノ立テ方ガ違ウト云ヒマスガ幸漏西ノ方デハ御承知ノ通り各控訴
院ノ管内デ、何處ノ控訴院管内デ補職ヲシタイト云フコトヲ初メニ言渡ヲスルノガ定マツテ居ルカラ
意ニ反シテト云フトコロヲ云フガ、日本ニハソレガ定メテナイカラ今日ト明日ト考ガ違ウカ知レヌ、
ソレヲ意ニ反シテト云フト大變違ウト云ヒマシタ

(細川委員) 佛蘭西デモ然ウデハアリマセヌカ

(委員 長) 佛蘭西デハ給金サヘ違ハナケレバ同シ始審ノ廳ナレバ何處ヘ行ツテモ宜シイ、始審ノ

次席ニハヤレヌコトニナル

(三好委員) 初メニ意ヲ定メナケレバナラヌ

(鶴田委員) 初メニ在京管轄ヘメタイト云フト長崎ヘ行コウト思ツテモ出來ナイノデスカ

(三好委員) 自分ノ望ミナレバ宜シイ

(委員 長) 最初ニ極メルコトニナル

(鶴田委員) 控訴院管内ナレバ何處デモ宜シウ御座イマスカ

(三好委員) ソレハイケマセヌ

(渡 委員) 今其旨意ニ基ヒテ横濱ノ管下ヲ望ム者ガ少クシテ、東京管下ヲ望ム者ガ多ケレバ反對

シテ困ツタモノダ

(委員 長) 是カラ任官スル者ノミニシテ此法律前ノ者ハ此限ニ在ラズダ

(南部委員) 然ウスルト老人ハ皆北海道へ行カナケレバナラヌ様ニナルカモ知レヌ

(委員 長) 之ハ他日ノコトニシテ先キへ行キマシヨウ

第八十一條第八十二條第八十三條第八十四條朗讀ス

第八十一條 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更スル場合又ハ裁判所ヲ廢シタル場合ニ於テ之カ爲メ補所ナキニ至リタル判事ヲ補スヘキ缺位ナキ時ハ司法大臣ハ一時之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ缺位ヲ待タシムルノ權ヲ有ス

第八十二條 判事(豫備判事ヲ含ム)ハ一定ノ俸給ヲ受ク判事ノ官等俸給及ヒ進級ノ順序ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十三條 補所ナキ判事ハ在官中ハ其俸給ノ全額ヲ受ク但第七十九條ニ於テ俸給ノ半額ノミヲ受クルモノト定メタル場合ハ此限ニ在ラス

第八十四條 判事ハ其俸給ノ外裁判事務取扱ヒノ爲メニ他ノ報酬ヲ受クルコトヲ得ス但法律ノ許シタル手當及ヒ賠償ハ此限ニ在ラス

(委員 長) 「賠償」ト云フ字ハ何ウシマシタ

(委員 長) 話シテ見マシタガ、能ク當ツテ居ルカラ致シ方カナイト云フコトデアリマシタ

(小松報告委員) 「辨償」ガ宜ウ御座イマシヨウ

(委員 長) 「辨償」ト直スカ

(小松報告委員) 訴訟法デハ「コンペンサチオン」ハ「義務相殺」ト翻譯シテアリマス

(清岡委員) 官物ヲ使ウ處ヲ自分ノ物ヲ使ツテ返シテ貰ウノダカラ「返償」トカ「償還」トカシタラ宜カロウ

(三好委員) 俸給ノ外ニ法律ノ許シタモノハ貰ハレルゾト云フノデアリマス

(清岡委員) 法律デ許シタモノヲ賠償ト云フノハオカシイ

(西委員) 途中デ怪我ヲシテ藥ヲ服ンデ醫者ノ手當ヲシテ其賠償ハ法律上取レルノデアリマシヨウ

(三好委員) 職務上計リデアリマシヨウ

(出浦報告委員) 俸給ハ報酬デナイ様ニ日本デ考テ居リマスガ俸給外ニ俸給ヲ受ケヌト云フ意味デアリマス

(三好委員) 官カラ判事ニ對シテ賞與ハヤラヌト云フ精神ノ様デ御座イマス

(清岡委員) ソレハ困ル

(西委員) 無クテ良イデス

(委員 長) 法律ニ定メタ手當ハ別ダガ、他ノ文官ノ様ニ生カシタリ、殺シタリセヌノダ

(鶴田委員) 俸給外ニ何カ怪シイ御禮ヲ受ケヌト云フノガ
(出浦報告委員) 報酬ハ矢張り俸給ト云フ原語デ御座イマス、俸給ノ外他ニ俸給ヲ受ケヌト云フコト
ハ出来マセヌカラ「報酬」ト致シマシタ、人民カラ貰ウコトハ刑法ニ禁シテアルカラ構成法デハ何モ
云ハンデ宜シイ

(清岡委員) 「他」ノ字ガ大變オカシイ

(出浦報告委員) 「他」ノ字ハ「他人カラ」ト見ルトオカシイガ、「他カラ」ト御讀ミ下サレバ宜シウ
御座イマス

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

第八十五條第八十六條第八十七條朗讀ス

第八十五條 判事ハ退官シタル時ハ恩給法ノ條項ニ從ヒ恩給ヲ受ルノ權利ヲ有ス

第八十六條 判事ノ俸給ハ判事ニ對シ懲戒取調又ハ判事訴追ヲ始メタルカ故ニ停職シタルニ拘ハラ
ス引續キ之ヲ給ス

第三章 檢事

第八十七條 第七十一條第七十二條第八十二條及ヒ第八十三條ハ左ノ變更ヲ以テ檢事(豫備檢事ヲ
含ム)ニモ亦之ヲ適用ス

(イ) 檢事長及ヒ檢事總長ノ補職ハ内閣之ヲ爲ス

(ロ) 檢事ハ終身官ナリト雖モ公務停止ヲ惹起スル懲戒上又ハ刑事上ノ判決ニ因ル時ハ其意ニ反
シテ之ヲ免官スルコトヲ得

(鶴田委員) 轉職、轉官、轉所ガ出来ルゾト云フコトハ見出スコトハ出来ナイ

(委員 長) ソレハ出来ル

(鶴田委員) ソレハ一向見ヘナイ免官スルコト計リ外ナイ

(小松報告委員) 八十條ヲ適用シテアルカラ見ヘマス

第八十八條第八十九條第九十條第九十一條第九十二條第九十三條第九十四條第九十五條朗讀ス

第八十八條 檢事(豫備檢事ヲ含ム)ハ一定ノ俸給ヲ受ク

檢事ノ官等俸級ノ順序ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十九條 檢事ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ判事ノ裁判事務ニ關涉シ又ハ裁判事務ヲ取扱フコト
ヲ得ス

第九十條 檢事ハ其上官ノ命令ニ從フ

第九十一條 檢事正檢事長及ヒ檢事總長ハ其各管轄區域内ノ裁判所ノ檢事ノ職務ノ範圍内ニ在ル事
務ヲ自ら取扱フノ權ヲ有ス

又檢事正檢事長及ヒ檢事總長ハ右管轄區域内ニ於テ通常ノ手續ニ依レハ某檢事ノ取扱フヘキ事務
ヲ他ノ檢事ニ移スノ權ヲ有ス

第九十二條 司法警察官ハ己レニ對シ檢事ノ職務上其檢事局管轄區域内ニ發シタル總テノ命令及ヒ右檢事ノ上官ノ發シタル命令ニ從フ

司法部及ヒ内務部ハ協議シテ警察官中各裁判所ノ管轄區域内ニ於テ司法警察官トシテ執務シ右命令ヲ受ケ及ヒ之ヲ執行スルノ職務ニ任スル者ヲ定ム

第四章 裁判所書記

第九十三條 裁判所及ヒ檢事局ニ此法律第十四條ニ從ヒ相應ナル員數ノ書記ヲ置ク

此員數ハ毎年司法大臣ノ報告ヲ得テ歲計豫算中ニ内閣之ヲ定ム

區裁判所ノ各判事及ヒ合議裁判所ノ各部ノ爲メ一般ニ少クトモ一人ノ書記ヲ置ク

第九十四條 地方裁判所ノ書記局ニ監督書記ヲ置ク控訴院及ヒ大審院ノ書記局ニ書記長ヲ置ク

區裁判所ノ書記局ニ二人以上ノ書記ヲ置タル時ハ其一人監督書記トス

合議裁判所ノ檢事局ニ別ニ書記局ヲ設ケタル時ハ亦監督書記ヲ置ク

監督書記及ヒ書記長ハ各其上官ノ命令ニ服從シテ書記局ノ事務ヲ指揮監督ス

第九十五條 書記其職務ノ範圍内ニ於テ爲シタル總テノ事ハ既ニ定マリタル事務分配ニ從ヘハ他ノ

書記ノ爲ス可カリシトノ事實ノミヲ以テ之ヲ無効ト爲サス

(村田委員) 此「可」ノ字ハ片假名ノ「へ」ノ字ニナツテ居リマスネ

(出浦報告委員) 之ハ御直シ下サイ

第九十六條朗讀ス

第九十六條 書記ノ任補ハ司法大臣之ヲ爲ス

書記長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ之ヲ任ス

其補職ハ司法大臣之ヲ爲ス書記及ヒ書記長ハ一定ノ俸給ヲ受ク書記及ヒ書記長ノ官等俸給及ヒ進

級ノ順序ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

書記及ヒ書記長恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル場合及ヒ其金額ハ恩給法ヲ以テ之ヲ定ム

(出浦報告委員) 「書記及ヒ書記長ハ一定ノ俸給ヲ受ク」別項ニナリマス

第九十七條朗讀ス

第九十七條 書記ニ任セラル、ニハ豫メ二回ノ競争試験ヲ經ルコトヲ要ス

志願者ノ此二回ノ競争試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格并ニ此試験及ヒ第一回ノ試験ヲ經タル後爲

スヘキ修習ニ關スル總テノ細目ハ裁判所書記登用試験規則中ニ司法大臣書記長ニ任セラルルニハ

少クトモ五年以上書記ノ職務ニ引續キ從事シタル者ニ限ル別ニ高等試験ヲ經ルコトヲ要セス

(出浦報告委員) 末項ノ「受クルヲ要セス」ノ「受クル」ノ下ニ「コト」ガ落チマシタ

第九十八條第九十九條朗讀ス

第九十八條 書記ニ任セラレタル者ハ缺位アル時ハ之ヲ書記局書記ニ補ス但缺位ナキ間ハ豫備書記

ニ補ス

豫備書記ハ一時書記トシテ執務スルコトヲ命セラル、コトヲ得

第九十九條 左ノ事務ハ書記專ラ之ヲ取扱フ

第一 總テノ事件若クハ訴訟ニ付キ裁判所ニ差出シタル總テノ書類ヲ受取り之ヲ整頓シ且之ニ付

キ適當ニ手數料ヲ拂ヒタルヤヲ監査スル事

第二 法廷ニ於テ爲ス總テノ訴訟ノ記録ヲ作ル事

第三 裁判及ヒ總テ其他己レノ管守内ノ書類ニシテ裁判所ノ記録若クハ登記簿ノ一部ヲ成セルモ

ノ、法ニ從ヒ認證シタル謄本ヲ發スル事

第四 裁判所ノ裁判ヲ執行スル爲メ又ハ之ヲ施行スルコトヲ得セシムル爲メ必要ナル認證書ヲ訴

訟法ニ定メタル手續ニ從テ發スル事

第五 裁判所ノ登記簿及ヒ簿冊ニ書類及ヒ其他ノ事件ノ登録及ヒ記入ノ請願ヲ受ル事

第六 裁判所ノ總テノ訴訟ノ記録并ニ裁判所ニ於テ登録スヘキ登記簿ヲ管守スル事

(三好委員) 九十八條ハ「書記局書記ニ補ス」デハナイ「同裁判所書記ニ補ス」デハアリマセヌカ

(出浦報告委員) 書記局外ニハ書記ガ補セラル、コトハナイノデアリマスカラ

第九十九條朗讀ス

第九十九條 左ノ事務ハ書記專ラ之ヲ取扱フ

第一 總テノ事件若クハ訴訟ニ付キ裁判所ニ差出シタル總テノ書類ヲ受取り之ヲ整頓シ且之ニ付

キ適當ニ手數料ヲ拂ヒタルヤヲ監査スル事

第二 法廷ニ於テ爲ス總テノ訴訟ノ記録ヲ作ル事

第三 裁判及ヒ總テ其他己レノ管守内ノ書類ニシテ裁判所ノ記録若クハ登記簿ノ一部ヲ成セルモ

ノ、法ニ從ヒ認證シタル謄本ヲ發スル事

第四 裁判所ノ裁判ヲ執行スル爲メ又ハ之ヲ施行スルコトヲ得セシムル爲メ必要ナル認證書ヲ訴

訟法ニ定メタル手續ニ從テ發スル事

第五 裁判所ノ登記簿及ヒ簿冊ニ書類及ヒ其他ノ事件ノ登録及ヒ記入ノ請願ヲ受ル事

第六 裁判所ノ總テノ訴訟ノ記録并ニ裁判所ニ於テ登録スヘキ登記簿ヲ管守スル事

(村田委員) 此「請願」ハ十六條ニ「申請」ト直ツテ居ル様デスネ

(小松報告委員) 彼ハ裁判所カラ云フノデ之ハ人民カラ云フノデアリマスカラ違ヒマス

(出浦報告委員) 請願條例ニ觸ル、ト云フナレバ「申請」トシテモ宜シウ御座イマス

(委員長) ソンナラ「申請」ト變ヘマシヨウ

第百條第一條第百二條朗讀ス

第百條 書記ハ法律上必要ナル時ハ如何ナル財産ニモ裁判所ノ封印ヲ附シ又ハ之ヲ取除クノ權ヲ有

ス 又書記ハ其所屬裁判所ノ管轄區域内ニ事務ヲ取扱フ公訟人ナキ時又ハ之アリト雖モ其用ヲ得ルコ

ト能ハサル時ハ左ノ事務ヲ取扱フコトヲ得

(イ) 爲替手形約束手形及ヒ其他ノ流通證書ニ略記ヲ爲シ又ハ其拒證書ヲ作ル事

(ロ) 財産目録ヲ作ル事

書記ハ此條ニ定メタル事務ヲ取扱フ毎ニ豫メ裁判所長ノ許可ヲ受ク區裁判所ニ於テハ判事若クハ監督判事ノ許可ヲ受ク其他書記ノ權限ニシテ此法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ニ之ヲ定ム

第一百一條 書記ハ其上官ノ命令ニ從テ裁判所ノ開廷ニ於テハ裁判長ノ命令ニ從ヒ判事一人ナル時ハ其判事ノ命令ニ從フ

又書記ハ檢事局ニ用ヒラル、時又ハ特別ノ事務ニ付キ判事若クハ檢事ニ附屬シタル時モ亦場合ニ從テ右檢事局又ハ判事若クハ檢事ノ命令ニ從フ

若シ此命令カ口述ノ書取ニ係ルカ又ハ書類記録若クハ登記簿ノ錄製若クハ變更ニ係リテ其命セラレタル錄製若クハ變更ヲ事情若クハ事實ニ因リ正當ナラスト認ムル時ハ其錄製若クハ變更ヲ爲スニ當リ書記ハ己レノ意見ヲ記シタル説明書ヲ之ニ添フルコトヲ得

其他書記ノ職務及ヒ其事務取扱方法ハ書記ニ關スル規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第一百二條 合議裁判所長又ハ區裁判所ノ判事若クハ監督判事ハ其裁判所ニ用ヒラル、試補ニ第九十六條ニ掲ケタル事務ヲ一時取扱フコトヲ許スコトヲ得

此場合ニ於テ試補カ職務上署名スル時ハ特別ノ許可ヲ得テ署名スル旨ヲ記ス

(小松報告委員) 百條ハ九十九條デナケレバナリマセヌ

(村田委員) 署名計リデ捺印ニハ構ヒマセヌカ

(小松報告委員) 試補ハ官印ヲ持タスカ知レマセヌ、捺シタ處ガ、見留グライナモデシヨウ

(村田委員) 何カ印ガアルニ相違ナイ

第一百三條 豫備書記ハ第九十六條及ヒ第九十七條ニ掲ケタル事務ヲ取扱フニ付キ書記ト同様ノ權ヲ有ス

右權ヲ行フ場合並ニ豫備書記ノ爲スコトヲル其他ノ職務ハ書記ニ關スル右規則中ニ之ヲ定ム

第五章 執達吏

第一百四條 裁判所ニ相應ナル員數ノ執達吏ヲ置ク

此員數ハ毎年司法大臣ノ報告ヲ得テ歲計豫算中ニ内閣之ヲ定ム

第一百五條 執達吏ハ司法大臣之ヲ任シ及ヒ之ヲ補ス司法大臣ハ控訴院長ニ其管轄區域内ノ裁判所ノ

執達吏ヲ任シ及ヒ補スルコトヲ許可スルノ權ヲ有ス

第一百六條 執達吏ハ一定ノ俸給ヲ受ク此俸給ハ其官等ニ從フ

執達吏恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル場合及ヒ其金額ハ恩給法ヲ以テ定ム

第七條 執達吏ニ任セラレ得ルニハ曾テ官吏タルカ又ハ執達吏若クハ書記ノ登用試験ヲ經テ豫メ
執達吏タルノ資格ヲ有スルコトヲ要ス

其他必要ナル資格並ニ試験及ヒ第一回試験ヲ經タル後爲スヘキ修習ニ關スル細目ハ執達吏登用試
驗規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第八條 執達吏ヲ區裁判所ノミニ之ヲ補ス各區裁判所ニハ少クトモ一人ノ執達吏ヲ置ク

執達吏ハ其所屬區裁判所ヲ管轄スル地方裁判所管轄區域内ノ何レノ場所ニ於テモ其職務ヲ行フノ
權ヲ有ス

第九條 執達吏ハ裁判所ヨリ發スル總テノ書類ヲ送達シ(別ニ訴訟法ニ定メタル場合ヲ除ク)裁
判所ノ裁判ヲ執行スルノ權ヲ有ス

其他執達吏ノ權限ハ訴訟法又ハ特別法ニ之ヲ定ム

第十條 執達吏ハ其職ニ補セラル、前職務ヲ適實ニ行フ爲メ充分ナル擔保ヲ出スコトヲ要ス
其他執達吏ノ行フ職務並ニ右擔保ノ價額及ヒ性質ニ付テノ細目ハ執達吏ニ關スル規則中ニ司法大
臣之ヲ定ム

第十一條 執達吏ハ其所屬裁判所ノ書記及ヒ其裁判所ヲ管轄スル地方裁判所ノ書記及ヒ右書記ノ
上官ノ命令ニ從フ

第六章 廷丁

第十二條 廷丁ハ地方裁判所控訴院及ヒ大審院ニ於テハ裁判所長區裁判所ニ於テハ地方裁判所長
之ヲ雇ヒ及ヒ其雇ヲ解ク

第十三條 廷丁ハ開廷ニ出頭セシメ及ヒ其他司法大臣ノ發シタル一般ノ規則中ニ定メタル事務ヲ
取扱ハシムル爲メ之ヲ用ユ

區裁判所ハ執達吏ヲ用ユルコト能ハサル時ハ其裁判所所在地ニ於テ書類ヲ送達スル爲メ廷丁ヲ用
ユルコトヲ得

第四編 司法事務ノ取扱

第一章 開廷

第十四條 開廷ハ裁判所又ハ支部ヲ設ケタル地ニ於テ之ヲ爲ス

二人以上ノ判事ヲ置キタル區裁判所ハ司法大臣ニ於テ事情ニ因リ必要ト認ムル時ハ其命令ニ依リ
管轄區域内ノ其裁判所所在地外ノ一定ノ場所ニ於テ定期開廷スルコトヲ得

第十五條 訴訟審問ノ上席及ヒ指揮ハ合議裁判所ニ於テハ開廷シタル部ノ長ニ屬シ區裁判所ニ於
テハ開廷ヲ爲シタル判事ニ屬ス

裁判長ニ屬スル權ハ裁判上一人ニテ執務スル判事ニモ亦屬ス

(三好委員) 「部ノ長ニ屬ス」トアリマスガ直ク次キノ項ニ「裁判所長ニ屬ス」トアリマスカラ此

處ハ「開廷シタル裁判長ニ屬ス」トスレバ照應モ合テ宜カロウト思ヒマス

(村田委員) 其方ガ宜シイ

(細川委員) 「開廷ヲシタル」ハ宜ウ御座イマスカ

(出浦報告委員) 「開廷ヲ爲シタル」デナケレバイケマセヌ

(細川委員) 成程其方ガ宜シウ御座イマシヨウ

(委員 長) 變ヘル程ノコトハナイ様ダガ、ソレデハ直シマシヨウ

(出浦報告委員) 百十六條ハ「刑事事件ノ豫審ヲ除ク」ト云フ括弧ガ這入り「裁判所ノ」ノ四字ハ刪レマス

第一百十六條 第一百十七條 第一百十八條 朗讀ス

第一百十六條 裁判所ノ判決ヲ要スル總テノ訴訟ノ審問ハ公開シタル法廷ニ於テ之ヲ行フ總テノ判決

モ亦公開シタル法廷ニ於テ之ヲ言渡ス

第一百十七條 前條ノ條項ハ公ケニスルコトカ公ケノ秩序又ハ風俗ヲ害スルノ恐アリト裁判所ニ於テ

思量スル時ハ審問中公衆ヲ退カシムルコトヲ妨ケス

右件ニ係ル裁判ハ其理由ト共ニ公衆ヲ退カシムル前之ヲ言渡ス此場合ニ於テ裁判所ノ判決ヲ言渡ス時ハ常ニ再ヒ公衆ノ入廷ヲ許ス

第一百十八條 裁判長ハ公衆ヲ退カシメタルニ拘ハラヌ入廷ノ特許ヲ與フルコトヲ至當ト思量スル者

ヲ常ニ入廷セシムルノ權利ヲ有ス

(尾崎委員) 是レ迄ハ風俗ヲ害スルトキハ裁判長ガ傍聽ヲ禁シマシタガ、斯ウナルト裁判所デ評議シテ退カセナケレバナラヌカラ、入廷ヲサセルトキモ裁判所デ評議シテ定メナケレバナラヌ

(委員 長) 之ハ多數決デハイケヌ話シダナ

(細川委員) 十七條ハ多數ノ人ガ裁判ヲシテ公衆ヲ退カシメル、退カシメタルニ拘ハラヌ裁判長ガ至當ト思量シタトキハ特許ヲ與ヘテ入レル

(鶴田委員) 百十八條ハ一人デアルノデアリマス

(出浦報告委員) 之ハ英文デ書キマシタ處ニ因リマスレバ百十七條ノ公衆ヲ退カシムルノハ裁判長一人デハ出來マセヌ合議デナケレハナリマセヌ、入廷ヲ許スニハ裁判長ニ權利ヲ與ヘテアリマス、ト申シマスルハ公衆ヲ退カシムルハ唯原則ヲ毀シマス、入廷ヲ許スニハ原則ヲ毀スコトハナイカラデアリマス

(細川委員) ソレカラ百十九條モ裁判所合議デヤル、何ウモオカシイ

(委員 長) 先キヘ行キマシヨウ

第一百十九條 朗讀ス

第一百十九條 第一百三條ノ條項ハ裁判所ニ於テ或ル理由ノ爲ニ公衆ノ入廷ヲ或ル數ニ限リ又ハ婦女兒童及ヒ相當ナル衣服ヲ着セサル者ヲ法廷ヨリ退カシムルコトヲ妨ケス其理由ハ之ヲ訴訟ノ記錄

ニ記入ス

(鶴田委員) 之ハ判決カ何カ分リマセヌ、裁判所デハナイト思フ

(細川委員) 十七條ハ記録ヲスルノデアリマシヨウ

(出浦報告委員) 十七條ハ裁判ヲスルカラ無論記録ニ變ヘナケレバナリマセヌガ、十九條ハ記録ニ記入セヌコトガアツテハナラヌカラ變ヘタノデアリマシヨウ

(西委員) 控訴院デモアリマスガ、法廷ニ入レルコトハ出来ナイ、然ウ云フトキハ婦女ヤ兒童ヲ

出シテモ然ルヘキ者ヲ入レル、然ウ云フ場合ガアリマシヨウ

(委員長) 這入ラヌ者ヲ入レ様ト云フコトハ出来ナイ

(西委員) 其トキ婦女兒童ヲ逐出シテ適當ノ者ヲ入レルコトモアリマシヨウ

第百廿條第百廿一條朗讀ス

第百二十條 開廷中秩序ノ維持ハ裁判長ニ屬ス

第百二十一條 裁判長ハ訴訟審問ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルノ權ヲ

有ス又裁判長ハ其者ノ行狀之ヲ拘引シ開廷ノ時マテ拘留スルノ必要アリト認ムル時ハ之ヲ命令ス

ルノ權ヲ有ス閉廷ノ時裁判所ハ之ヲ釋放スルコトヲ命スルカ又ハ五圓以下ノ罰金若クハ五日以下

ノ拘留ニ處ス

此處罰ニ對シテハ上告ヲ許スト雖モ控訴ヲ許サス且右所爲カ輕罪若クハ重罪ト爲ル時ハ之ニ對シ

テ刑事事訴追ヲ爲スコトヲ妨ケス

(出浦報告委員) 「拘留」ノ「拘」ノ字ノ偏ヲ御取リテ願ヒマス

第百廿二條朗讀ス

第百二十二條 前條ノ條項ハ左變更ヲ以テ訴訟人訴訟關係人證人及ヒ鑑定人ニモ亦之ヲ適用ス

(イ) 裁判所ハ此等ノ者ヲ閉廷ヲ待タスシテ即時ニ罰スルコトヲ得

(ロ) 犯人原告人ナル時ハ裁判所ハ處罰ノ上尙ホ本人宥恕ヲ請フカ又ハ恭順ヲ表シテ不敬ノ罪ヲ

滌除スルマテ其審問ヲ中止スルコトヲ得

(出浦報告委員) 「滌」ノ字ハ之デハ如何デスカ

(渡委員) 「洗除」トハ違ヒマスカ

(小松報告委員) 彼ト同ジデスカ

第百廿三條第百廿四條朗讀ス

第百二十三條 裁判長ハ不當ノ言語ヲ用ユル辯護士ニ同事件ニ付キ裁判所ニ對シテ引續キ陳述スル

ノ權利ヲ行フコトヲ拒ムコトヲ得右拒絕ハ此行狀ニ對スル懲戒上ノ訴追ヲ妨ケス

第百二十四條 裁判所ノ開廷中秩序ヲ維持スル爲メ第百二十一條第百二十二條及ヒ第百二十三條ヲ

以テ與ヘタル權ハ豫審ヲ爲シ又ハ命ニ因リ執務スル判事又ハ法ニ從ヒ右職務ヲ行フ試補モ亦之ヲ

行フコトヲ得

七三九

此場合ニ於テハ二十四時以内ニ其判事又ハ試補ニ異議ヲ申出ルコトヲ得
豫審判事又ハ其命ヲ受ケタル試補カ命令ヲ爲シタル時ハ其判事ノ屬スル裁判所ノ刑事部若クハ刑
事支部ニ於テ右ノ異議ヲ裁判ス命ニ因リ執務スル判事又ハ其命ヲ受ケタル試補カ命令ヲ爲シタル
時ハ其判事ニ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

(渡 委員) 此場合ニ於テハ廿四時以内ニ申出ルト云フノハ誰ガ申出マスカ

(小松報告委員) ソレヲ行ツタ判事又ハ試補デス

(渡 委員) 誰ガ申立マスカ

(細川委員) 「此場合ニ於テハ異議アルモノハ廿四時以内ニ判事又ハ試補ニ申出ルコトヲ得」トス
レバ宜シイ

(渡 委員) ソレナラバ分リマス

(委員 長) 出浦サン、直シテ下サイ

(出浦報告委員) 「此場合ニ於ケル異議ハ廿四時以内ニ其判事又ハ試補ニ之ヲ申出ルコトヲ得」ト致
シマシヨウ

(委員 長) ソレガ宜シイ

第百廿五條第百廿六條第百廿七條第百廿八條朗讀ス

第百二十五條 第百二十一條第百二十二條第百二十三條及ヒ第百二十四條ヲ以テ與ヘタル權ヲ行ヒ

タル時ハ訴訟ノ記録ニ之ヲ記入シ及ヒ之ヲ要セシ理由ヲ記ス

其所爲カ重罪若クハ輕罪ト爲ルカ又ハ懲戒上罰スヘキモノナル時ハ詳細ニ之ヲ記入ス裁判長ハ其
事件ヲ更ニ裁判スル權アル官廳ニ報告ヲ爲ス

第百二十六條 判事檢事及ヒ裁判所書記ハ公開シタル法廷ニ於テハ一定ノ職服ヲ着ス

右開廷ニ於テ審問ニ參與スル辯護士モ亦一定ノ職服ヲ着スルコトヲ要ス

第二章 裁判所ノ用語

第百二十七條 裁判所ニ於テハ日本語ヲ用ユ

訴訟人訴訟關係人證人又ハ鑑定人ノ中日本語ニ通セサル者アル時ハ訴訟法又ハ特別法ニ通事ヲ用
ユルコトヲ要スル場合ニ於テ之ヲ用ユ

第百二十八條 通事ノ任命及ヒ使用並ニ訴訟手續上其行フヘキ職務ニ關スル規則ハ司法大臣之ヲ發
ス

(出浦報告委員) 先達テ某君カ「發ス」ト云フコトデ御論ガ御座イマシタガ

(細川委員) 外ガ「定ム」トアリマスカラ、之モ「定ム」デハナイカト思ヒマス

(出浦報告委員) 之ニハ「イシウ」ト書イテアリマス

(細川委員) 別段論ハ御座イマセヌ

第百廿九條第百三十條第百三十一條朗讀ス

第二百二十九條 通事ノ用ヲ容易ニ得ルコト能ハサル時ハ書記ハ相應ニ其言語ニ通セハ裁判長ノ承諾ヲ得テ通事ニ用ヒラルハコトヲ得

第三十條 外國人ノ訴訟人若クハ訴訟關係人タル訴訟ニ利害ノ關係アル總テノ人及ヒ其訴訟ノ審問ニ參與スル總テノ官吏カ或ル外國語ニ通スル時ハ裁判長便利ト思量スルニ於テハ其外國語ヲ以テ口頭審問ヲ爲スコトヲ得但其審問ノ公正記録ハ日本語ヲ以テ之ヲ作ル

第三章 判決及ヒ命令ノ評議及ヒ言渡

第三十一條 合議裁判所ノ判決及ヒ命令ハ此法律ノ條項ニ從ヒ定數ノ判事之ヲ評議シ及ヒ之ヲ言渡ス

(小松報告委員) 「判決命令」ハ「裁判」トナリマス

第三十二條朗讀ス

第三十二條 三日ヲ超過シテ繼續スルノ見込アル刑事ノ審問ニ於テハ裁判所長ハ之ニ立會ハシムル爲メ補充判事一人ヲ命スルコトヲ得此補充判事ハ其審問中或ル判事カ疾病其他ノ事故ニ因リ引續キ之ニ參與スルコトヲ得サル場合ニ於テ之ニ代リ審問ヲ完結(判決ノ評議及ヒ言渡ヲ含ム)スルノ權ヲ有ス

(小松報告委員) 之モ判決ハ裁判トナリマス

第三十三條 第三十四條 第三十五條 第三十六條 第三十七條 第三十八條 第三十九條 第四十條

十條 第四十一條 第四十二條 第四十三條 第四十四條 第四十五條 第四十六條 第四十七條 第四十八條朗讀ス

第三十三條 判事ノ評議及ヒ其意見ノ陳述ハ之ヲ公行セス

前項ハ試補豫備判事又ハ裁判所ノ他ノ部員ノ傍聽ヲ妨ゲスト雖モ檢事ヲ退カシムルノ効力ヲ有ス此評議ハ其部長議長トナリテ之ヲ開キ且之ヲ整理ス

此評議ノ議事並ニ各判事ノ意見及ヒ多數少數ノ數ニ付テハ嚴ニ祕密ヲ守ルコトヲ要ス

第三十四條 評議ノ際各判事意見ヲ述フルノ順序ハ官等ノ最モ低キ者ヨリ始メ部長ヲ最終トス官等同一ナル時ハ年少ノ者ヨリ始ム受命ノ事件ニ付テハ受命判事ヨリ始ム

第三十五條 金額ニ付キ判事ノ意見三說以上ニ分レ其說各過半數ニ至ルマテ最多額ノ意見ヨリ順次寡額ニ合算ス

刑事事件ニ付キ有罪無罪ノ問題ヲ除キ其意見三說以上ニ分レ各過半數ニ至ラサル時ハ過半數ニ至ルマテ被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス

第三十六條 判事ハ裁判スヘキ問題ニ付キ己レノ意見ヲ表スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

第四章 裁判所及ヒ檢事局ノ事務取扱

第三十七條 司法大臣ハ裁判所及ヒ檢事局ノ標準ト爲スヘキ規則ヲ設ク

控訴院長及ヒ檢事長ハ右規則ニ依リ各其管轄區域内ノ裁判所及ヒ檢事局ニ對シテ事務ノ一般ノ取

扱及ヒ成ルヘク統一ノ取扱ニ付キ就中裁判所及ヒ檢事局ノ開廳時間及ヒ開廷ノ時日ニ付キ訓令ヲ發ス

大審院ハ自ラ其事務章程ヲ起草ス但之ヲ實施スル前司法大臣ノ認可ヲ受ク

第五章 司法年度休暇及ヒ休日

第三百三十八條 司法年度ハ通常ノ曆年ニ同シク一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ハル

第三百三十九條 裁判所ノ夏季休暇ハ七月十一日ニ始マリ九月十日ニ終ハル

冬季休暇ハ十二月二十四日ニ始マリ一月七日ニ終ハル

第四百十條 休暇中ハ既ニ着手シタル左ノ事件外ノ總テノ民事訴訟ヲ中止ス且左ノ事件外ノ新ナル

訴訟ニ着手セス

第一 爲替手形若クハ約束手形（流通手形ナル時）其他ノ流通證書ニ係ル請求

第二 船舶又ハ運賃又ハ積荷ニ對スル物上權ノ請求

第三 財産差押事件

第四 總テノ住家其他ノ建物又ハ其或ル部分ノ受取明渡使用若クハ占據ニ關シ又ハ借主ノ家具若

クハ所持品ヲ貸主ノ抑留シタルコトニ關シ貸主ト借主トノ間ニ起リタル爭論

第五 養料ノ請求

第六 擔保ヲ出サシムルノ請求

第七 取掛リタル建築ノ繼續ニ係ル事件

第八 其他區裁判所ノ判事ニ於テ又ハ民事訴訟法ノ要スル所ニ從ヒ休暇部若クハ休暇部長ニ於テ

直ニ着手スルコトヲ正當トスルニ足レル要急ノモノト思量シタル請求若クハ事件

第四百十一條 休暇中ト雖モ刑事訴訟無訟事件判決執行破産事件並ニ民事訴訟法ニ依リ略式ヲ以テ

取扱フコトヲ得ル總テノ訴訟ハ之ヲ停止シ又ハ之ヲ延滞セシムルコト無シ

第四百十二條 合議裁判所ニ於テハ休暇中事務取扱ノ爲メ休暇部ト稱スル一若クハ二以上ノ部ヲ設

ク

此部ノ組立ハ休暇ノ始マル前裁判所長之ヲ定ム第二十九條ノ條項ハ此部ニ之ヲ適用ス

二人以上ノ判事ヲ置キタル區裁判所ノ休暇事務取扱方法ハ監督判事之ヲ定ム

第四百十三條 裁判所ハ左ニ掲ケタル日ヲ除キ年中毎日開廳ス

第一 日曜日

第二 天長節

第三 一月一日

第四 紀元節

第五 勅令又ハ閣令ヲ以テ休日ト定メタル日

第六章 司法共助

第一百四十四條 裁判所ハ訴訟法又ハ特別法ニ定メタル場合ト方法ニ依リ互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス
右法律上ノ補助ハ別ニ法律ニ定メタル時ノ外ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ於テ之ヲ
爲ス

第一百四十五條 檢事局モ亦各自ノ管轄區域内ニ於テ取扱フヘキ事務ニ付キ互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス
第一百四十六條 裁判所書記局モ亦其權内ノ事件又ハ其配下ノ執達吏ノ權内ノ事件ニ付キ互ニ法律上
ノ補助ヲ爲ス

右補助ハ訴訟法又ハ特別法ニ定メタル場合ト方法ニ依リ之ヲ爲ス

第五編 司法行政ノ職務及ヒ權

第一百四十七條 此法律ニ依リ特別ニ司法大臣ノ行フコトヲ要スル事務ノ外尙ホ司法事務カ適當ニ全
帝國ニ行ハル、ヤヲ監視スルヲ以テ司法大臣ノ職務トス

合議裁判所ノ長區裁判所ノ判事若クハ監督判事檢事總長檢事正ヲ司法大臣ノ由テ以テ右職
務ヲ行フノ官吏トス

第一百四十八條 前條ニ掲ケタル職務ハ左ノ方法ニ依テ執リ及ヒ行フ監督權ヲ帶フ

第一 司法大臣ハ總テノ裁判所及ヒ檢事局ヲ監督シ

第二 大審院長ハ大審院及ヒ總テノ下級裁判所ヲ監督シ

第三 控訴院長ハ各自ノ控訴院及ヒ其控訴院管轄區域内ノ總テノ下級裁判所ヲ監督シ

第四 地方裁判所長ハ其裁判所(若シ支部アラハ之ヲ含ム)及ヒ其裁判所管轄區域内ノ總テノ區
裁判所ヲ監督シ

第五 區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ハ其裁判所ニ勤務ノ書記及ヒ其他ノ官吏(判事ヲ除
ク)ヲ監督シ

第六 檢事總長ハ大審院ノ檢事局及ヒ總テノ下級檢事局ヲ監督シ

第七 檢事長ハ其檢事局及ヒ其局ノ附セラレタル控訴院管轄區域内ノ總テノ檢事局ヲ監督シ

第八 檢事正ハ其檢事局及ヒ其局ノ附セラレタル地方裁判所管轄區域内ノ總テノ檢事局ヲ監督ス
ルノ權ヲ有ス

(西 委員) 「區裁判所ノ一人ノ判事」ト云フコトヲ外ニ比ヘルトオカシイ

(出浦報告委員) 茲ニ殊更ニ云テアリマス

(委員 長) 之ガアルカラ前ニ在ル判事が分ル

(細川委員) 「一人」ハナイ方ガ宜シイ

(委員 長) 其方ガ宜ケレバ刪リマス

(出浦報告委員) 鳥渡申シマスガ英文デハ「一人ノ判事」ト致シテ置キマシテ複詞ニ書イテアリマ
ス、ソレデ一人ト殊更ニ書キマシタ、「ジアツヂ」ト書イテ置キマスト大勢アル様ニ見ヘマス

(南部委員) 試補ノ書記ト云フモノハ所長ノ監督デス、區裁判所ノ書記ハ區裁判所ノ監督判事が監

督シマス、地方裁判ノ試補ノ書記ハ治安裁判所所長ガ監督スルノデアリマシヨウ

(小松報告委員) 之ハ左様デアリマシヨウ

第四百四十九條第五十條朗讀ス

第四百四十九條 前條ニ掲ケタル監督權ハ左ノ權ヲ含ム

(イ) 官吏ノ不適當又ハ不充分ニ取扱ヒタル事務ニ付キ其注意ヲ促シ並ニ限リタル時間ニ適當ニ其事務ヲ取扱フコトヲ之ニ訓令スルノ權

(ロ) 官吏ノ公務施行上ト否トニ拘ハラス其地位ニ不相應ナル行狀ニ付キ之ニ諭告スルノ權但此諭告ヲ爲ス前其官吏ヲシテ辨明ヲ爲スコトヲ待セシムルコトヲ要ス

第五十條 第九十四條ニ掲ケタル檢事ヲ補助スヘキ官吏ハ第四百四十八條ニ依リ行フヘキ監督ヲ受クル官吏中ニ之ヲ含ム

(出浦報告委員) 「補」ノ字ハ車偏ニ直リマス

第五十一條朗讀ス

第五十一條 裁判所若クハ檢事局ノ官吏ニシテ適當ニ其職務ヲ行ハサル者又ハ其品行其地位ニ不相應ナル者ニ付キ第四百四十九條カ適用セラレ能ハサルカ又ハ不充分ナル場合ニ於テハ懲戒法ニ從ヒ懲戒上之ヲ訴追ス

懲戒上訴追セラルヘキ官吏カ判事ニシテ區裁判所若クハ地方裁判所ノ判事ナレハ其所屬ノ裁判所

ヲ管轄スル控訴院ノ判事五人ヲ以テ組立テタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判シ控訴院若クハ大審院ノ判事ナレハ大審院ノ判事七人ヲ以テ組立テタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

控訴院ノ判事ヲ以テ組立テタル裁判所ノ懲戒判決ニシテ停職又ハ免官ニ係ルモノニ對シテハ大審院ノ判事七人ヲ以テ組立テタル裁判所ニ控訴ヲ爲スコトヲ得

此條ニ掲ケタル裁判所ヲ組立ツルニハ其判事ヲ出スヘキ裁判所ノ判事中官等最モ高キ者ヲ取ル右裁判所ノ裁判長ハ列席判事中官等最モ高キ者ヲ以テ之ニ充ツ

(出浦報告委員) 「品行」ハ「行狀」ト御直シヲ願ヒマス

(清岡委員) 「五人ヲ以テ組立タル」「七人ヲ以テ組立タル」ト悉ク云テアリマスガ、控訴院ハ七人ヲ以テ組立ルコトハ分ツテ居ル

(出浦報告委員) 裁判所ノ數ガ違ツテ仕舞ヒマス、懲戒裁判所ニ行ツテ始審裁判所ニナル、大審院ニ行ツテ控訴院ニナリマス

(三好委員) 當リ前ノ裁判所ノ中ヨリ懲戒裁判ノ方ハ人が多ク組立テアル様デ御座イマスガ、之ハ之デ宜シウ御座イマスカ

(西委員) 一體餘計ナノデスガ、始審ハ三人カ五人ニナツテ居ル、大審院ハ控訴デ七人ニナツテ居ルカラ

(南部委員) ソレデ宜ウ御座イマシヨウ

- (委員 長) 外國人ヲ餘計雇ハナケレバナラヌカラ、ソレデ減ジタロウト思ヒマス
- (南部委員) 實ハ多イ方ガ宜シウ御座イマス
- (三好委員) 獨乙ハ十一人デ御座イマス
- (南部委員) 控訴院ヲ七人、大審院ヲ九人トシテハ何ウデス、減多ニナイカラ大勢ガ宜シイ
- (三好委員) 同ジ仲間ヲヤルノダカラ、大勢デナイト嫌疑ガアリマスカラ
- (小松報告委員) 大審院ヘ控訴シタ場合ニハ殖ヤシテヤツタ方ガ宜カロウト思ヒマス
- (出浦報告委員) ソレハ不公平ダ
- (三好委員) 大審院ヲ十一人控訴院ヲ七人カ九人グライニシタイ
- (南部委員) 控訴院七人、大審院九人グライガ宜カロウ
- (清岡委員) 七人ト九人デハ何ウデス
- (細川委員) 私ハ之デ宜カロウト思フ、何ゼカト云フト之ハ懲戒上ノ裁判デ最モ重イコトデアリマスケレトモ罪ハ終身ノ刑トカ死トカ云フモノデハナイ、却テ死罪ヲ犯シタ方ハ當リ前ノ事ハ當リ前ノ手續デイカスト云フモノデス、之ハドレ程痛イコトガアツタ處ガ轉職、免官、グライニ止マル品物ダカラ此位デ宜クハナイカト思ヒマス
- (尾崎委員) 原案デ宜シイ
- (清岡委員) 成程極ク重イ者カラ云フト些細デモ、五人カ七人デアルガ、輕イ者カラ云フト、極ク

輕イ者デモ五人、七人デアルカラ輕イ者カラ權衡ヲ取レバ宜シイ

(南部委員) 同ジ裁判官ダカラ成丈ケ多イ方ガ公平ヲ得ラレル

(細川委員) 尋常ヨリハ組織ガ鄭重ニナツテ居ルカラ宜カロウ

(委員 長) 多數決ニ依リマシヨウ、人數ヲ殖ヤス方ハ御起チ下サイ

起立者 四名

(委員 長) 少數デアリマス

第二百五十二條 第五百十三條朗讀ス

第二百五十二條 前數條ヲ以テ與ヘタル行政權及ヒ監督權ハ判事若クハ檢事カ其官吏タルノ資格又ハ其他ノ資格ヲ以テ爲シタル事ニ對シテ起リタル請求ニ付其判事若クハ檢事ヨリ其請求ヲ満足セシムル爲メ之ヲ用ヒス右請求ハ通常ノ裁判手續ヲ以テ裁判所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ハ政府ヨリ過分ニ受ケ又ハ誤ニ因リ受ケタル金錢ノ償還ニ適用セス

第五百十三條 司法事務取扱ノ方法ニ對スル總テノ抗告就中或ル事務ノ取扱方ニ對シ又ハ取扱ノ延滯若クハ拒絕ニ對スル如キ抗告ハ總テ此編ヲ以テ與ヘタル行政權及ヒ監督權ニ依リ之ヲ處分ス

(出浦報告委員) 之モ翻譯局デ講ジマシタガ成程「抗告」ハ最モオカシイ、併シ裁判權ノ抗告ト監督權ノ抗告ト區別ガアルカ知レヌガ、「抗告」ニ改メテ差支ナイト云フノデ「抗告」ト致シマシタ

第五百十四條 第五百十五條 第五百十六條朗讀ス

第一百五十四條 裁判所及ヒ檢事局ハ司法大臣又ハ監督權アル判事若クハ檢事ノ要求アル時ハ法律上ノ事項又ハ司法行政ニ關スル事項ニ付キ意見ヲ表ス

第一百五十五條 司法部ニ對シテ起リタル民事訴訟ニ於テハ其訴訟ヲ受ケタル裁判所ノ檢事局ハ司法部ヲ代表シ其利益ヲ防護ス

第一百五十六條 此編ニ掲ケタル前各條ノ條項ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ裁判上執務スル判事ノ獨立ニ影響ヲ及ホシ又ハ之ヲ制限スルコトナシ

(委員 長) 今日ハ是レデ仕舞ヒマス
干時午後第六時十分閉會

裁判所構成法第十二回議事筆記 第五十六條修正案

明治廿年十二月二日

午後一時十五分開議

(委員 長) 修正案ヲヤリマシヨウ

(三好委員) 大審院ノ裁判管轄ノ第五十六條ノ第二ノ「一審ニシテ終審トシテ」ト云フ處ヲ修正ヲ命セラレマシタカラ之ヲ組合デ追々調べテ見マシタカ種々ノ意見ガ御座イマシテ更ニ組合ノ多數ニ因

テ別案ヲ持出スコトニナリマシタ、大審院ノ方カラ全ク第二ノ場合ヲ取除ケマシテ控訴院ノ管轄ニシテハ何ウカト云フノカ多數デアリマスカラ之ハ全ク取テ仕舞ヒマシテ控訴院ニ全ク持テ行キマシテ大審院ニ控訴ヲ許シソレガ終審トナル、其理由ハ此間モ御旨意ノアル處モ全ク之ヲ尋常ノ重罪ニシテハ餘リ輕クナリ過キヤセヌカト云フコトガアツテ大審院トシテ見レハ殘ラス大審院デヤルニハ足ラヌト云フコトガ御座イマスノデ此修正説モ出タノデアリマスカラ之ヲ控訴院デスレハ孰ラモ良イ様ニ行キハセヌカト思フ、恰度中ヲ取テ控訴院デヤル、ソレカラ大審院デヤリマスト控訴モ上告モ出來ヌコトニナツテ取返シガ出來マセヌガ、控訴院デヤツテ置テ若シ事實上ヤリ返ヘサナケレバナラヌト云フ檢事ノ見込ナレバ大審院ニ持テ來ルト云フ見込カラ別案ヲ持出シマシタ、舊ノ四十四條デ御座イマス

(小松報告委員) 四十三條ノ第四ガ變リマス第四ニ「刑法第二編第一章第二章ニ掲ケタル重罪并ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮又ハ更ニ重キ刑ニ處スヘキモノ、豫審及ヒ裁判」ト致シマシテ是レ迄ノ第五カ第六トナリマス

(南部委員) 「第一審トシテ」ト云フコトガアリマスカ

(小松報告委員) 地方裁判所ノ判決ニ對スルト云フ、上告ト云フコトガアリマスカラ差支アリマスマ

イ (村田委員) 外ノ國デハアリマスマイ日本デ控訴院デヤルノハ何ウ云フモノデスカネ、大審院デヤ

ルノガ當然デアルト思ヒマス、控訴院ハ中ノ取次ノ様ナモノデアリマスカラ

(清岡委員) 皇族ノ犯シタル罪ハ不都合ダ

(村田委員) 日本デモ今日現ニ高等法院ヲ設ケテアツテ特別ノ裁判ニナツテ居ル、控訴院ヘ持テ行クノハ外ニ理由ハナイ、定メ次第ダカラ、アツテモ宜シイガ、控訴院デヤルノハオカシクハナイカト思フ

(鶴田委員) 佛蘭西ノ控訴院ハ重罪ヲヤルガ日本ノ現在ノ控訴院ハ控訴計リデアルカラ一審ヲヤルノハ變ダ

(清岡委員) 控訴院ハ然ウ云フ組立デナイカラ

(三好委員) 今日モ控訴裁判ト云フモノハ即チ重罪裁判所デアツテ控訴院ノ判事ヲ以テ重罪ノ判事ヲ組立テアリマス之モ國事犯裁判ト云フ名ハ付ケマセスケレトモ

(南部委員) 幾ント斯ウナルト控訴院デ重罪ヲヤルト常ノ重罪ト違ツタコトハナイ

(三好委員) 唯控訴院ガオカシイト云フト大審院モオカシイト云ハナケレバナラス

(鶴田委員) 大審院デハヤラスカ

(三好委員) 伯林ノ上等裁判所モ控訴裁判所デ御座イマス、獨乙帝國カラ見タトキハ大審院、之ハ皇帝ニ對シタモノデ獨乙帝國ノ犯罪ニナリマス、何ゼカ控訴ノ場合ニナツテ居ラス、伯林ノ控訴裁判所カ李滯生ノ皇族ノコトヲヤツテ居リマス

(村田委員) 通常ノ罪ト見レハ大審院デヤラスデモ宜シイ、當リ前ノ犯罪ナレバ大審院デヤラスデモ宜シイ

(三好委員) 大審院デヤルベキモノヂヤト云フナレバ李滯生ノ控訴院デヤリソウナモノダガ、ヤツテ居リマセヌ

(村田委員) ソレハ屹度大審院デヤルト限ツタコトモアリマスマイ

(渡委員) 三好サンノ御論説カ御提出ニナツタトキ此事ハ通例ノ通則ニ因テ見ルト或ハ高等法院ヲ置テ別段ノ取扱ヒニスルト云フ、或ハ又高等法院或ハ大審院ニ依ラズシテ地方裁判所デ一般ノ重罪ト同様ニ取扱ウ、地方裁判所デヤルナレバ宜シイカ、今日ノ御提出ノ論ハ中ヲ取ルト云フトニナツテ見レバ其事ハ委ネラレマスマイ成程判事ハ五人居ルカラ中庸ト云フ考モアリマスガ、外國ニモ其例ハアリマセヌ委員長ヨリ内閣ノ閣議ヲ聞カレタ處ガ目今ノ有様ニ因ルト云フトデアリマスカラ大審院ニ付ケルト云フトハ動カサレナイ譯デアアル、此規則ノ出來方モ動カサレズ又一般ノ例ニ因テモ動カサレヌト思ヒマス

(三好委員) 修正ヲ命セラレタノハ大審院ノ權限ノ極ツタ以上ニ相違アリマセスケレトモ御旨意ノアル處ヲ考テ見レハ今ノ通リト云フニハ輕イモノハ下タデヤラセ、重イモノハ大審院デヤラセルト云フノハ御存ジテアルト云フト察シマシタカラ今ノ通リニ中間ヲ取テ輕ル過キズ、重過キズト云フ處ニ云テ置ケハ便宜ニ時々之ヲ極メルト云フト空ヲ開ケヌデモ濟ムコトニナル、重イモノデモ行

キ輕イモノデモ一定シテ行ケルコトデ、構成法ノ極リモ能ク付ケテアルト云フノハ報告委員ノ多數ノ
 論意デ御座イマス、命令ニ從ツタ案モアリマスガ、ソレハ出サズニ置テ新タニ持出シタノデアリマ
 ス、ケレトモソレハ命シテ居ラヌカラ命シタモノヲ出セト云フナレバ直リ出シマス

(細川委員) 私ハ原案ガ一番宜シイト思フ

(鶴田委員) 原案ハ原案デ立テ置テ臨時便宜ヲ以テ大審院ノ刑事部ハ派出スルガ宜シカロウ、人ヲ
 うろ々々引張ツテ來ルノハ宜クナイカラ大審院カラ何處ヘデモ出張シテヤル

(尾崎委員) 派出ガ一番穩カダ

(小松報告委員) 大審院ノ刑事支部ガ出來ル

(三好委員) 折角組合ノ方カラ新ラシイモノ持出シタモノデアリマスカラ何ウカ御廢棄ニナレハ致
 シ方ガアリマセヌガ

(委員長) 今ノハ控訴院ヘ入レルノガ一番ダト云フノデスネ、私ノ考モ是非大審院ニ置カナケレ
 ハナラヌト云フコトモナイ、實際地方裁判所デモヤレバ大審院デモヤラレル様ニシタイ、今日ノ實際
 ニ依テヤツテ貫ヒタイ

(西委員) 私ハ今日デモ現ニ控訴院デ重罪ヲ持テ居リマスカラ斯ウシナイデモ控訴院ハ必ラス控
 訴外ノモノガ來テ不都合ト云ヘハ不都合ト云フモノ、極リ次第デ不都合ハナカロウト思ヒマス

(三好委員) 大審院ガ終審ト云テ始審ヲヤルカラ控訴院デヤツテモ差支ナイ

(鶴田委員) 今日ノ控訴院ナレバ重罪ヲ持テ居ルカラ宜シイガ、此構成法デハ控訴計リデ、始審ヲ
 持テ居ラヌカラ

(三坂報告委員) 鳥渡私ノ考ヲ申シマシヨウ、此大審院ノ五十六條ノ第二ノ處ハ此儘ニ御置キニナリ
 マシテ尙ホ場合ニ因テハ地方デヤレルト云フ様ナコトニナリマス、此法律ニ分課ヲ定ムル原則ニ反
 シ誠ニ曖昧ナ法律ニナロウト考マス、併シナカラ國事犯ハ通常ノ事件ト違ツテ治安ニ關係ガアリマス
 カラ事柄ニ因テハ詰ラヌ事件ヲ態々大審院デ開カル、ノハ煩雜^{オウ}デモアリ又之ヲ御刪リニナツテ通常ノ
 管轄ニスレバ大變大ナル事件ガアツテ始審ニ任セラレヌト云フコトモアロウカト考マス、ソコデ國事
 犯ノ如キハ大ニ治安ニ關係スルモノデ御座イマス處ガアリマスカラ追々構成法デモ施行ニナリマシテ
 二回ノ試験ヲ經タモノガ裁判官トナルコトニナツタナラバ何ウシテモ裁判官カ一體ニ取締上ノコトヲ
 考マスヨリ法律上ノコトニ傾キタガルモノデ御座イマス、舊草案ノ考ト違ウコトハナキニシモ非スカ
 ト考マス、之ヲ大審院ノ方計リト御極メニナレバ舊草案ノ御考ト違ツテ御困リニナルダロウ、然ウス
 ルト大審院ハ何トモ動カスコトハ出來ナイ、控訴院ニナレバ第二審ガ大審院デサセラレマスカラ檢事
 カラ更ニ大審院ニ審判ヲ求ムル活用モ生シテ來マスカラ五十六條ノ第二ハ大切ノ場合ト思ヒマスカラ
 今日ニ利害得失ヲ御考ニナリマセヌト跡デ大變困ルコトニナリヤセヌカト思ヒマス、故ニ控訴ノ管轄
 トシテ大審院ガ第二ニナツタ方ガ宜カロウト考マス、大審院デ派出スレバ六十六條ノ第一ハ此儘ニ御
 置キニナツテモ差支ナイカト思ヒマスガ即チ是レ迄ハ行政上ノ御考ガ違ツテモ最高等ノ裁判デ決シタ

コトハ動カシガ付カヌ、若シ始審デ裁判スレハ上告モ出来テ活用スル道モ宜カノウ傍控訴院ニナツテモ不都合ハナイト考マス

(尾崎委員) 私モ賛成シ様ト思ヒマスガ、賛成シテ三人デスカラ

(清岡委員) 控訴上告ノ都合ハ宜シウ御座イマスガ、却テ始審裁判所デヤルコトニスレバ中間へ降ロシテ來ル理由ガ分ラナイ

(鶴田委員) 中裁ト云フ理由ガアル

(小松報告委員) 上ノ字ヲ刪リマシテ五十七條ニ「前條第二ニ掲ケタル事件ニ付大審院長ハ其檢事局ノ申立ニ因リ刑事總部ノ會議ノ決定ヲ以テ地方裁判所ヲシテ其事件ヲ審問裁判セシムルコトヲ得」ト致シマシテ刑事ノ總部丈ケカ鄭重ニナツタ丈ケデス

(村田委員) 無論大審院ト云へハ院長ガ獨リデハ出来マセヌカラ

(清岡委員) 大審院長ガ決定ヲ以テ地方裁判所へヤルデスネ

(小松報告委員) 然ウデス

(村田委員) 一方ヲ見ルト瑕ガ見ヘル、斯ウ云フコトヲスルノハ面白クナイ

(委員 長) 何トカシナケレバナラヌ、巡回スルニモ何カ掲ケナケレバナラヌ、掲ケレバ私ハ今日ノ實際ノ處カ一番ヤリ易ヒ故人民ノ方ニモ宜シイ

(村田委員) 之ハ單行布告デ出スコトハ出来マスマイ

(委員 長) ソレハ出来マイ

(小松報告委員) 裁判管轄ヲ定ムルハ治罪法デ許シテアルカラ差支アリマスマイ

(委員 長) 已ニ區裁判所ノ處ニアルカラ差支ナイ

(清岡委員) 「會議」ハ取テ仕舞ツテ院長ガ認メレバ宜シイ

(三好委員) 大審院長ガ認メルト云フコトヲ避ケタノデアリマス

(村田委員) 「大審院」ト云テ「會議」ハ掲ケヌ方ガ宜シイ

(三好委員) 之ハ會議ヨリ外仕方ガナイ

(尾崎委員) 「會議」ヲ除ケテ宜イ様ニ出来マセヌカ

(小松報告委員) 「前條第二項ニ掲ケタル事件ニ付大審院ハ其檢事局ノ申立ニ因リ審問裁判スルコトヲ得」トナリマス

(南部委員) 其ガ宜シイ

(小松報告委員) 括弧ハ何ウ致シマスカ

(村田報告委員) 括弧ハ何ウシテモ刪ラナケレバナラヌ

(西委員) 控訴上告ヲスルコトニナレバ同ジコトニナル

(委員 長) 七人デ出張シテヤルコトニナレバ控訴上告ハ許サヌガ、出張スルコトニナレバ大審院ノ判事ハ餘程拵へテ置カナケレバナラヌ、一ツハ長野一ツハ大坂一ツハ何處ト云フ様ニナルカラ

(小松報告委員) 上告ヲ許サヌト云フコトハ出來マセヌ

(村田委員) 第二案ガ宜シウ御座イマシヨウ

(三好委員) モウ一ツハ大審院ガ動クト云フ論デアリマス、ソレニ重罪裁判所ニ今日ノ治罪法ノ組立ヲ大審院デ斯ウ云フニヤルト云フ、重罪裁判所ハ其管轄内ニ於テ犯シタル重罪ヲ裁判シ云々トナツテ居リマス、裁判長ガ一人出テ行ケバ何處デ、モ開ケルコトニナリマス、此便利ヲ取テ矢張り獨乙ノ裁判所構成法ノ重罪裁判所デ御座イマスガ、對審裁判所ト云フノト破産裁判所ハ通常裁判所ノ中ニ設ケル、恰度控訟裁判所ノ中ニ重罪裁判所ヲ設ケル様ニナツテ居リマス此風ニスレバ大審院ハ即チ五十條ノ第二ヲ裁判スル場合ニ於テ何處デ、モ、控訴院又ハ地方裁判所ニ於テ開廷スルコトヲ得」トシテ其時ハ裁判長カ控訴院カラ行クト極メテ然ウシテ陪席判事ハ控訴裁判所カ地方裁判所ノ判事ヲ用フルコトヲ得トシテ置キマス

(清岡委員) ソレデ控訴上告ヲ許シマセヌカ

(三好委員) 大審院ノ判事ガ行クカラ控訴上告ヲ許シマセヌ

(委員長) 判事が七人行キマスカラ

(清岡委員) 七人行ケハ宜シイガ七人揃ツタ處ガ大審院ノ終身ノ判決ト同様ノ功力ヲ有スルト云フノハ困ル

(南部委員) 地方裁判所デヤルノハ極ク輕イ事件デ大審院ヲ煩ハス丈ケノコトハナイト云フノデ、

出テ行クノデ、重イノハ大審院へ來ルノデアリマス、大審院ノ判事、地方裁判所ノ判事控訴院判事が合體シテ裁判スレハ實際ニ良イト思ヒマス

(清岡委員) 大審院ノ判事カ十人控訴院ノ判事が五人ト云フ資格ヲ定メナケレバ宜シイガ資格ヲ定メタ以上ハ裁判長ガ出張スルケレトモ跡ノ者ハ三年ノ資格ノ者モ五年ノ資格ノ者デ二人寄テ一人ノ資格外ナイ

(委員長) 鹿兒島事件ノ様ナ事ガアレバ東京迄引張ツテ來ルコトハ出來ナイカラ、出テ行カナケレバナリマセヌ

(清岡委員) ソレハ例外裁判所デヤリマシヨウ

(三好委員) 例外裁判所ヲ開カンデヤラナケレバナラヌ場合ガアリマス

(西委員) 七人ノ内四人ハ大審院カラ出ル、他ノ三人ハ地方裁判所カラ出ルト云フコトニナレバ宜シイ

(尾崎委員) 控訴院カラ代理ヲスルト云フ位デアリマスカラ控訴院ト大審院位デヤリタイ

(南部委員) 大審院カアツテモ大審院ヲ開ヒテ差支ナイ

(三好委員) 餘リきちんと立付ケラレルト差支ヲ生シマスカラ融通ヲ付ケテ置カヌト困リマス

(細川委員) 私ハ派出セヌ方デ御座イマス

(渡委員) 私モ左様

(委員 長) 此案カ可イト思ヘハ缺點ガアル、大審院ノ決シタ爲メニ控訴上告ノ出來ルモノト出來ナイモノトガ出來ル

(鶴田委員) 地方裁判所へ移スノハ即チ自分ノ權内ノモノヲ移ス

(委員 長) 原案ヲ維持スル方カラ云ヘハ孰レ大審院へ來ル、直グヤツテモ宜シイガ遂ニハ自分ノ手ニ來ルカラ鄭重ニシタト云ヘハ宜シイガ

(鶴田委員) 鄭重ニシタトハ云ヘナイ、七人デヤルモノヲ三人デヤルカラ

(村田委員) 却テ餘計増加スル様ニナル、一方ハ控訴上告ガ出來ルガ一方ハソレガ出來ナイ

(三好委員) 大審院へ行クト云フ原則デ御座イマス

(尾崎委員) 大審院ハ控訴院カラ出ル、控訴ハ又代理順序デ地方裁判所カラ取ルトスレハ宜シイ

(鶴田委員) ソレガ宜カロウ

(清岡委員) 便利ノ爲メニヤルノタカラ一人外ヤラス、大審院デ足ランデ控訴院カラ取ルノハ一人位ニ限ツテ居リマス

(委員 長) 最初ノ案カラ決ヲ採リマシヨウ「前條第二ニ掲ケタル事件ニ付大審院長ハ其檢事局ノ申立ニ因リ刑事總部ノ會議ノ決定ヲ以テ地方裁判所ヲシテ其事件ヲ審問裁判セシムルコトヲ得」ト云フ案ガ成立タナケレバ後ノ案トシマシヨウ

(清岡委員) 今ノ案ト出張スル案トハ出張スル方ガ宜カロウト思フ、其替リ控訴上告ヲ許スコトニ

シナケレバイケナイ、ソレガ惡ケレバ此方ガ宜シイ

(尾崎委員) ソレハイケナイ

(委員 長) 替ヘタ上ニモ多少利害ガアル、實際ノ上ニモ利害ガアリマスカラ能ク御考ヲ願ヒマス

(村田委員) 派出ノ方ナレバ控訴院デ代理ヲサセナケレバナラヌ

(委員 長) 出張スルノハ大審院ト、其足ラス所ハ控訴院カラ取ル

(清岡委員) 控訴デ留メテ派出ヲサセナケレバ賛成シマス

(細川委員) 私モ第二案ガ宜シイ

(委員 長) 「前條第二ニ掲ケタル事件ニ付キ大審院ハ便宜ト認ムルニ於テハ其刑事局ヲ派出セシムルコトヲ得但刑事部ノ差支アルトキハ控訴院判事ヲシテ補充セシムルコトヲ得」之ニ御同意ノ方ハ多數デアリマスカラ決シマス、此文ハ旨意丈ケデアリマスカラ文字ヲ取ラレテハ困ル

(村田委員) 豫審ハ「審問裁判」トシタイ

(小松報告委員) 此處ハ第一審デアリマスカラ豫審ト致シマシタ

(出浦報告委員) 原文テハ豫審ト審問計リデ御座イマス

(委員 長) 「審問」ヲ入レマスカ

(出浦報告委員) 原文デハ「豫審審問裁判」デモ差支アリマセヌ

(委員 長) 「審問」ト「裁判」デ「豫審」ヲ含ムコトハ出來ナイカ

(出浦報告委員) 之ニハ殊更ニ「豫審」ト云フ字が使ツテアリマス
 (細川委員) 審問ノ中へ豫審カ這入テ居リマセヌカ
 (出浦報告委員) 七人デスルコトニナルカラ違ヒマシヨウ
 (鶴田委員) 六十條ニ「判事差支アリテ豫審ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テ法律上之ヲ代理スヘキ判事ヲ命ス」ト云フノハ控訴カラ持テ來ルガ此豫審ハ地方裁判所ノ豫審デハ違ウ
 (小松報告委員) 此差支ハ大審院ノ判事ノ精神デス
 (鶴田委員) 之ニスルト派出シテ其處デヤルトスルト二重ニ豫審ヲシナケレバナラヌ
 (小松報告委員) 代理スヘキ判事ヲ豫メ命シテ置クト云フノデアリマス
 (鶴田委員) 然ウスルト派出ノトキハ地方裁判所ノ方デ宜シイト云フモノガナケレバナラヌ
 (小松報告委員) 然ウナツテ來マス
 (委員 長) 豫審ハ宜シウ御座イマスカ
 (南部委員) 宜シウ御座イマス
 (委員 長) 其次ノ修正ハ
 (小松報告委員) 豫審ノ處ハ六十條ニ附シマシヨウ
 (尾崎委員) 六十條但書ニシタラ宜シイ
 (小松報告委員) 此間御沙汰ニナリマシタ十五條ヲ修正致シマシタ、執達吏ノ處デ御座イマス「裁判

所ニ執達吏ヲ置ク執達吏ハ裁判所ヨリ發スル文書ヲ送達シ及ヒ裁判所ノ裁判ヲ執行スルノ權ヲ有ス」別項ニナツテ「其他執達吏ハ此法律又ハ他ノ法律ニ定メタル特別ノ職務ニ任ス」ト致シマス、次ニ舊百六條ヲ修正シマシテ「裁判所ニ此法律第十五條ニ從ヒ相應ナル執達吏ヲ置ク」ト致シマス「此員數ハ」云々ハ原案ノ儘ニ致シマス、ソレカラ舊百十一條ヲ「裁判所ヨリ發スル文書ニシテ送達ヲ要スルモノハ總テ執達吏ヲ以テ之ヲ送達ス但書記ヨリ直接ニ若クハ郵便ヲ以テ送達スルコトヲ法律ニ許ス場合ハ此限ニ在ラス」又執達吏ハ刑事事件ニ付警察官ヲ以テ執行ヲ爲サ、ル場合ニ限り裁判所ノ命令及ヒ裁判ヲ執行ス」ト前ノ文章ヲ以テ參リマシタ此末項ニ設ケタ執達吏ノ權限ハ此儘ニ致シマシタ

(村田委員) 「書記局ヲ設ク」トアツテ書記ヲ置クト云フコトハアリマセヌ、「檢事ヲ置ク」判事ヲ置ク「執達吏ヲ置ク」トアツテ書記ヲ置クト云フコトノナイノハ不釣合デアリマスマイカ
 (小松報告委員) 「檢事ヲ付ス」ト云ヒマス
 (村田委員) 執達吏ヲ置クト云フコトハ二度云フコトニナリマス
 (小松報告委員) 「モッセー」氏ガ參ラレテ委員會ニ建言ヲ是非シタラ宜カロウト勸告シテ參リマシタ
 (村田委員) 大審院長ノ處ハ何ウシマス
 (小松報告委員) 補職デ御極メ下サルコトハ出來マセヌカ

(委員 長) 「大審院長ハ天皇之ヲ命ス」トアツタラ宜シイタロウト思フ

(小松報告委員) 然ウスレバ二項丈ケ刪ツテ置ケハ宜シウ御座イマシヨウ

(委員 長) 御名ノ處ハ何ウシマス

(小松報告委員) 「天皇ノ御名ヲ以テ」ト云フヨリ「御名ニ於テ」ト云ハヌト宜シクナイト申シマス、判決書ニ字句ヲ掲ケナケレバナリマセヌ、昨日「モツセー」ガ委員會ニ建議ヲスルコトヲ申シテ參リマシタノハ原案ノ八十條ノ「イ、ロ」デ御座イマス理由ハ長タラシウ御座イマスガ「イ、ロ」ヲ一ニシテ「公然政事ニ關係」ト云フコトハ英文デハ廣過キテ國會ノ議員ヲ選舉スル權モナクナツテ仕舞フ、之ハ人間固有ノ權利デ之ヲ制限スルモノデナイ、良シ制限スルモノトシテモ此法律ニ掲クルモデナイ「公然政事ニ關係スルト云フ字ヲ今少シ狭ク聞ヘル文字ト御替ヘニナツテ、獨乙ニ「アキタチヨン」ト云フ字ガアリマス「強ク運動スル」トカ「教唆スル」トカ「煽動スル」トカ云フ字デ御座イマス、ソレナラバ宜シイガ之デハ廣過キテ選舉スルコトモ出來ナクナル、「アキタチヨン」ヲシ「就中會社ノ社員トナルコトヲ得ス」ト御替ヘニナツタラ宜カロウ、府縣會議員町村會議員ト云フコトモ裁判所ノ構成法書クニ及バヌソレ々々極ツタ法ガアルカラ之ニ書クモノデナイノミナラス自治ニデモナレバ地方自治ニ御入レニナツテモ差支ナカロウ、最モ甚ダシイノハ「國會」ヲ御入レニナツタノデアリマス、若シ御入レニナレバ保守主義ノ「エレメント」ガ無クナツテ仕舞フ、法律ニ關係シタ事デモ代言人ガ進歩シテ餘計信用ヲ得ル人ガ餘計アル様ニナレバ宜シイガ判事ガ國會議員ニナルコトガ

出來ナケレバ議場ニ於テ法律ノコトヲ知ル保守主義ヲ執ル人ガ無クナルカラ日本テ國會ヲ御入レニナルノハ不利益デアルト云フコトデ御座イマシタ

(渡 委員) 前議ハ賛成ダガ後トノ方ハ何ウカ

(出浦報告委員) 公然政事ニ關係スルコトガ町村會ノ議員ヲ選フコトガ出來ナイト云フコトハアリマ

セヌ

(村田委員) 府縣會デモ選舉權ハ充分アルガ被選舉權ハナイ

(小松報告委員) 政黨ニ這入ルコトガ出來ナイカラ選スルコトハ出來ナイ

(委員 長) ソレハ「モツセー」一人ノ考ニ違ヒナイ今日ハ之デ置キマス

干時午後第四時閉會

備考

本文中誤字、文意不明の箇所等あるも原文の儘を載録せり。

COMMENTAR
ZUM
GERICHTSVERFASSUNGSGESETZE
FÜR JAPAN

VON
OTTO RUDORFF.

ERSTER BAND

COMMENTAR

ZUM

GERICHTSVERFASSUNGSGESETZ

FÜR JAPAN

VON

OTTO RUDOLPH

ERSTER BAND

Kommentar zum Gerichtsverfassungs-
Gesetze vom 10. Februar 1890.

Buch I. Kapitel I. S. 1-61.

Art. 1-10.

Allgemeine Bestimmungen.

I.

Gerichtsverfassungsgesetz.

Das Gerichtsverfassungsgesetz soll am 1. November 1890 in Kraft treten, die Civilprozessordnung dagegen erst am 1. Januar 1891. Diese Inkongruenz ist zu bedauern und muss Schwierigkeiten machen (Vgl. Art. 9.). Sie soll im ganzen Umfange des Reiches mit Ausnahme der Bonia-Liukiu- und sieben Idsu Inseln gelten, für welche das Ausführungsgesetz vom 18. März 1890 in Artikel 12 u. 13 besondere Bestimmungen getroffen hat.

Erster Teil.

Gerichte und Staatsanwaltschaft.

Erstes Kapitel.

Allgemeine Bestimmungen.

Artikel 1.

Die ordentlichen Gerichte.....以下減損

Artikel 2.

Die ordentlichen Gerichte entscheiden alle bürgerlichen Rechtsstreitigkeiten und Strafsachen; ausgenommen jedoch solche Sachen, welche durch Gesetz

zur Zuständigkeit besonderer Gerichte verwiesen werden.

Zu Artikel 1 und 2.

Das Gerichtsverfassungsgesetz bezieht sich nur auf die ordentliche Gerichtsbarkeit und auf die ordentlichen Gerichte; in diesem Umfange aber auf jede Art der Gerichtsbarkeit, nicht etwa wie z. B. das Deutsche Gerichtsverfassungsgesetz nur auf die streitige Gerichtsbarkeit.

Vgl. hierzu das Ausführungsgesetz vom 18 ten März 1890, Art. 1.:

“Nach dem Gerichtsverfassungsgesetze werden die bestehenden Friedensgerichte Amtsgerichte und die Gerichte erster Instanz Landgerichte, während die gegenwärtigen Berufungsgerichte und der höchste Gerichtshof unter denselben Namen bestehen bleiben.” — Art. 8. “Strafverfolgungen, welche vor Inkrafttretendes Gerichtsverfassungsgesetzes im Koto-ho-in erhoben sind, gehen an das zuständige Gericht über. Dasselbe hat mit solchen Fällen statt, welche vor das Kotohoin gebracht werden müssten, und bei einem gewöhnlichen Gerichte begonnen sind.” — Art. 9. “Die Verordnung über das summarische Verfahren in Uebertretungssachen, verkündet durch Erlass No. 31. 1885, soll in Folge Einführung des Gerichts-

verfassungsgesetzes keine Änderung erfahren.”—Art.

10. “Gesetze über die Behandlung von Fällen, welche zugleich in den Bereich der gemeinen Strafprozessordnung und der Militär- und Marine-Strafprozessordnung fallen, Erlass No. 12./1885, sollen in Folge der Einführung des Gerichtsverfassungsgesetzes keine Änderung erfahren.”— Art. 14. “Die Erlasse No 16 u. 41./1882 und No 42/1885 über das Verfahren gegen Gefangene in den Zuchthäusern von Kabato, Horachi und Kushiro, welche Vergehen oder geringere strafbare Handlungen begehen, bleiben in Kraft.— Solche Verfahren sind so anzusehen, als wenn sie bei einem Landgerichte stattgefunden hätten.”— Art. 15. “Die Verordnungen über das Verfahren vor den Konsuln in China und Korea (Kaiserl. Erlass No 31/1888) unterliegen in Folge Einführung der Gerichtsverfassung keiner Änderung.”

Vgl. ferner folgende Vorschriften der Verfassungs-Urkunde:

Art. 60. “Alle Sachen, die zur Zuständigkeit von besonderen Gerichten gehören, werden durch Gesetz besonders bestimmt.”— Art. 61. “Kein Rechtsstreit über angebliche Rechtsverletzungen durch ungesetzliche Massregeln der Verwaltungsbehörden, soll vor

einem (ordentlichen) Gerichtshofe verhandelt werden, sondern vielmehr unter die Zuständigkeit des besonders durch Gesetz eingerichteten Verwaltungsgerichtshofes fallen."

Vgl. endlich das Kaiserliche Hausgesetz: Art. 49: "Streitigkeiten zwischen Mitgliedern der Kaiserlichen Familie sollen entschieden werden durch richterliche Beamte, welche der Kaiser besonders dem Ministerium des Kaiserlichen Haushalts bezeichnet, und die Entscheidung soll in Vollzug gesetzt werden, nach dem Kaiserliche Sanktion dazu erteilt ist."

Art. 50. "Bürgerliche Klagen, welche Private gegen Mitglieder der Kaiserlichen Familie anstellen, sollen im Berufungsgerichte zu Tokio entschieden werden. Mitglieder der Kaiserlichen Familie sollen jedoch durch Rechtsanwälte vertreten und ihre persönliche Anwesenheit soll nicht gefordert werden."

Art. 51. "Kein Mitglied der Kaiserlichen Familie kann festgenommen oder vor einen Gerichtshof vorgeladen werden, es sei denn nach zuvoriger Erwirkung Kaiserlicher Genehmigung."

Art. 52. "Wenn ein Mitglied der Kaiserlichen Familie eine Handlung begeht, die seiner Ehre zu nahe ist, oder Unloyalität gegen das Kaiserliche Haus zeigt, so soll es im Wege disciplinärer Bestra-

fung seiner Privilegien, die ihm als Mitglied des Kaiserlichen Hauses zustehen, ganz oder zum Theil verlustig gehen oder (auf Zeit) entkleidet werden."

Vgl. hierüber die Bemerkungen zu den Art. 38 u. 50 sub No 2.

Durch diese Vorschriften ist also die gesammte Rechtspflege auf einen einfachen gesunden Grund gestellt: alle Gerichtsbarkeit wird durch die ordentlichen Gerichte ausgeübt, soweit sie nicht durch Spezialgesetze besonderen Gerichten vorbehalten ist (Art. 2 der Gerichtsverf. und Art. 60 der Verf. Urkunde). Es giebt also keine andere als ordentliche und besondere Gerichtsbarkeit. Besondere Gerichtsbarkeit ist bis jetzt durch Gesetz vorbehalten:

- 1) dem Verwaltungsgerichtshof (Verf. Urk. Art. 61.)
- 2) der Polizeibehörde als vorläufiger Instanz unter Vorbehalt gerichtlichen Gehörs für Uebertretungen (Ausf. Ges. Art. 9.)
- 3) den Militärgerichten (Ausf. Ges. Art. 10.) Verbrechen und Vergehen auch von Civilisten im Felde, an Bord oder während des Belagerungszustandes (Erlass vom 29. Mai 1885 No 12. § 3) sowie gemischten Gerichten bei gemeinsamer Schlägerei u. s. w. (dass. § 5).

4) den Strafanstaltsbehörden in Kabato, Horachi und Kushiro (Ausf. Ges. Art. 14.) für Uebertretungen und Vergehen von Strafgefangenen.

5) dem vom Kaiser bezeichneten Gerichtshofe für Mitglieder der Kaiserlichen Familie; vgl. Bemerk. zu Art. 38, 50.

Die Gerichtsbarkeit japanischer Konsuln in China und Korea ist kaum als Ausnahme von der ordentlichen Gerichtsbarkeit zu betrachten, da sie ausser Landes ausgeübt wird, während die Gerichtsbarkeit der ordentlichen Gerichte selbstverständlich nur in Japan ausgeübt werden kann. Ebensowenig ist ausländische Gerichtsbarkeit in Japan in diesem japanischen Gerichtsverfassungsgesetze erwähnt. Uebrigens bedarf dies Verhältnis der inländischen Gerichtsbarkeit zu strafbaren Handlungen von Japanern im Auslande sowie von Ausländern gegen Japan entschieden der Regelung.

Im ersten Entwurf waren nach Handelsgerichte, Gewerbegerichte und der Gerichtshof zur Entscheidung von Kompetenzkonflikten ausdrücklich als besondere Gerichte vorbehalten. Der Vorbehalt ist jetzt mit Recht als in Folge der allgemeinen Fassung des Art. 2 fallen gelassen. Ein Unterschied zwischen Ausnahmegerichten, d. h. wo für den einzelnen Fall

ein von der gesetzlichen Gerichtsbarkeit abweichendes Gericht bestellt wird und besonderen Gerichten, welche für besondere Fälle ein für alle Mal bestellt sind, ist mit Recht aus dem deutschen Gerichtsverfassungsgesetze nicht aufgenommen. Da alle Gerichtsbarkeit entweder durch ordentliche oder durch besondere Gerichte ausgeübt wird, so ist für den Begriff Ausnahmegerichte überhaupt kein Platz mehr. Stand- und Kriegsgerichte sind daher als besondere Gerichte in der unter No 3 oben aufgeführten Ausnahme vorgesehen.

Solche Ausnahmen von der ordentlichen Gerichtsbarkeit — Spezialgerichte — können also nur durch Gesetz eingeführt und deren Zuständigkeit kann nur durch Gesetz bestimmt werden. Nach dem ersten Entwurf waren solche Spezialgerichte den Vorschriften des Gerichtsverfassungsgesetzes unterworfen, soweit die betreffenden Spezialgesetze nicht anderweit bestimmten. Dieses Verhältnis dürfte bei Handelsgerichten u. s. w. im allgemeinen Platz greifen, weil es natürlich ist, wenn auch in diesem Gesetze die ausdrückliche Bestimmung fehlt.

Zu den einzelnen Fällen der Spezialgerichtsbarkeit ist Folgendes zu bemerken.

1) Unter dem 5ten Kapitel "von der Recht-

sprechung" wird in Art. 61. der Verfassung die Verwaltungsgerichtsbarkeit bestimmt. Danach soll der Verwaltungsgerichtshof zuständig sein für alle "Klagen wegen angeblicher Verletzung von Rechten, durch ungesetzliche Massregeln der Verwaltungsbehörden. "Nach den Erörterungen des Grafen Ito zu diesem Artikel entwickelte sich früher bei den Gerichten in Folge ihrer Zuständigkeit für Klagen gegen Ortsbehörden eine Neigung, die Verwaltung zu beeinflussen und wurde dagegen durch Bekanntmachung No 24 von 1874 verordnet, dass das Gericht solche Sachen dem Staatsrath vorzulegen habe.

Die Verfassung weist also alle Klagen wegen Rechtsverletzung durch Massregeln von Verwaltungsbehörden dem Verwaltungsgerichte zu, die Kompetenz der ordentlichen Gerichte verneinend. Die Verwaltungs-Organisationsgesetze spezialisieren nur, indem sie den Klageweg gegen den Beschwerdeweg abgrenzen, was jetzt allgemein durch Gesetz No. 48. vom 28. Juni 1890 geschehen ist. Die Frage ist nun, ob nach dieser Verfassungsbestimmung auch die Schadensersatzklage aus solchen Rechtsverletzungen vor die Verwaltungsgerichte gehöre. Graf Ito in seinem

Kommentar scheint dieser Ansicht zu sein, indem er ausführt, dass der Ausdruck "wegen angeblicher Rechtsverletzungen" zu dem klaren Schlüsse führe, dass blosser Schädigung des Interesses z. B. weil eine Eisenbahnlinie so und nicht anders gelegt sei, wohl eine Bittschrift an die Behörde, nicht aber eine Klage bei dem Verwaltungsgerichte begründe. Denn diese Ausführung scheint die andere Folgerung in sich zu schliessen, dass wenn eine derartige Interessenschädigung auf einer Rechtsverletzung beruhe, das Verwaltungsgericht für die Interessenklage allerdings zuständig sei. Diese Ansicht dürfte jedoch über den Zweck der Einrichtung des Verwaltungsgerichts hinausgehen und in die Zuständigkeit der ordentlichen Gerichte eingreifen, denn die Beurtheilung einer Interessenschädigung ist eine ganz gemeine, keine Verwaltungsrechtsstreitsfrage und nach dem japanischen Wortlaut scheint in der That nur die Entscheidung über die angebliche Rechtsverletzung vor das Verwaltungsgericht verwiesen zu sein, nicht die Klage wegen der Rechtsverletzung allgemein, welche auch die Schadensersatzklage mitumfassen würde. Jedoch ist durch die Gemeindegesetze direkt auch eine Klage auf Schadensersatz gegen Gemeindebeamte z. B. zuge-

lassen und in solchen gesetzlich ausdrücklich hervorgehobenen Fällen sollte man daher annehmen, dass die Zuständigkeit des Verwaltungsgerichts auch dafür anerkannt würde.

Allein das Gesetz No. 48. vom 28 ten Juni 1890 schliesst in Artikel 16. jede Schadensklage ausdrücklich von der Kompetenz der Verwaltungsgerichte aus. Dieselbe gehört also unbedingt zu der Kompetenz der ordentlichen Gerichte.

Die andere Voraussetzung für das Eingreifen der Verwaltungsgerichtsbarkeit ist, dass die Rechtsverletzung hervorgerufen sei durch "ungesetzliche Massregeln der Verwaltungsbehörden."

Der Ausdruck "ungesetzlich" ist im weiten Sinne zu nehmen. Die Massregel braucht, um gesetzlich zu sein, nicht direkt einem Gesetze zu entspringen, aber sie muss mindestens indirekt auf Gesetz beruhen z. B. auf einer administrativen Ausführungsvorschrift, die dem Gesetze entspricht. Entspricht sie weder direkt noch indirekt dem Gesetze, so ist sie eine ungesetzliche Massregel. Ob eine administrative Ausführungsvorschrift, auf welche die Massregel sich gründet, dem Gesetze entspreche, muss der Verwaltungsgerichtshof im einzelnen Falle feststellen. Auch der Ausdruck

"Massregel" wird so verstanden werden müssen, dass er sowohl den Erlass einer Verfügungsverfügung als die Vornahme einer exekutiven Amtshandlung des Verwaltungsbeamten umfasst (Vergleiche Ges. Nr. 48. vom 28. 6. 90. Art. 17). Die Vollziehung von Urtheilen der Verwaltungsgerichte kann den ordentlichen Gerichten übertragen werden (das. Art. 21).

Streitigkeiten über die Kompetenz zwischen dem Verwaltungsgerichtshofe und den ordentlichen oder Spezialgerichten werden durch den Kompetenzkonflikts-Gerichtshof (Kengen-saibansho) entschieden (das. Art. 20. Abs. 2).

2) Was die polizeiliche Gerichtsbarkeit angeht, so schliesst Art. 9. des Gerichts-Verf. Ausführungsgesetzes die amtsgerichtliche Zuständigkeit prinzipalitär absolut aus; nicht etwa ist Keisatsusho auch für zuständig erklärt für eine summarische Behandlung der Uebertretungen, sondern Kesatscho soll dieselben aburtheilen. Für die Amtsgerichte bleibt also nur die Kompetenz für Civilnebenklagen bei diejenigen Uebertretungen, welche nur auf Antrag verfolgt werden können — ausserdem nur eine eventuelle Kompetenz, nach Massgabe des fraglichen Erlasses No 31/1885 im Falle

einer Berufung auf richterliches Gehör. —Die Fristen derselben werden nach Massgabe der Strafprozess-Ordnung berechnet werden müssen, denn eingangs der Verordnung ist ausdrücklich die Unanwendbarkeit der Strafprozess-Ordnung (Gesetz No 80 von XIV. Meji) aufgehoben. Es müssen deshalb sofern diese zulässt auch beim Artikel 5 etwaige Entfernungs-Zusatzfristen beobachtet werden.

Nach Art. 6. daselbst hat die Polizeibehörde bei Berufung auf richterliches Gehör sämtliche Prozessakten binnen 24 Stunden der Staatsanwaltschaft zu übersenden. Das erfolgende amtsgerichtliche Verfahren gilt nach Art. 2 und 5 nicht etwa als ein Rechtsmittel-Verfahren, sondern als ordentliches Verfahren erster Instanz, in welchem also Berufung an das Landgericht und Revision an das Oberlandesgericht statthaft ist. Daraus folgt, dass es sich nicht um Anfechtung des Polizeieurtheils und einen Antrag auf dessen Aufhebung seitens des Beschuldigten allein handelt, sondern um einen Antrag auf Eröffnung des ordentlichen Verfahrens (Art. 2), demgemäss also der Strafprozess-Ordnung gemäss von der Staatsanwaltschaft Antrag zur Sache zu stellen ist. Erachtet dieselbe

dafür, dass der Verurtheilte gar nicht angeklagt oder doch nicht verurtheilt werden sollte, so hat sie selbst Antrag auf Aufhebung des Polizeieurtheils zu stellen. Ist die Staatsanwaltschaft entgegen-gesetzter Ansicht, so hat sie nunmehr Anklage zu erheben und muss das Urtheil stets über diesen Antrag erkennen. Ergiebt sich in dem Urtheil eine Abweichung von dem Polizeieurtheil, so muss der Tenor also lauten: "unter Aufhebung" des Urteils des Kesatscho wird der Angeklagte von der gegen ihn erhobenen Anklage freigesprochen oder "unter Abänderung" des Urtheils des Kesatscho wird der Angeklagte schuldig erkannt und zu... verurtheilt. Bei Abänderung der Strafe, auch wenn übrigens das Polizeieurtheil bestätigt wird, muss der Tenor des gerichtlichen Urtheils schuldig und Strafe aussprechen; also: unter Bestätigung des Urteils von Kesatscho wird der Angeklagte u. s. w. schuldig erkannt und verurtheilt. Denn das Gericht erkennt auf den Antrag der Staatsanwaltschaft um ordentlichen Verfahren, nicht auf Anträge wegen Aufhebung oder Bestätigung des Polizeieurtheils und der Tenor des amtsgerichtlichen Urtheils bildet die Grundlage für weitere Rechtsmittel.